

## 【表紙】

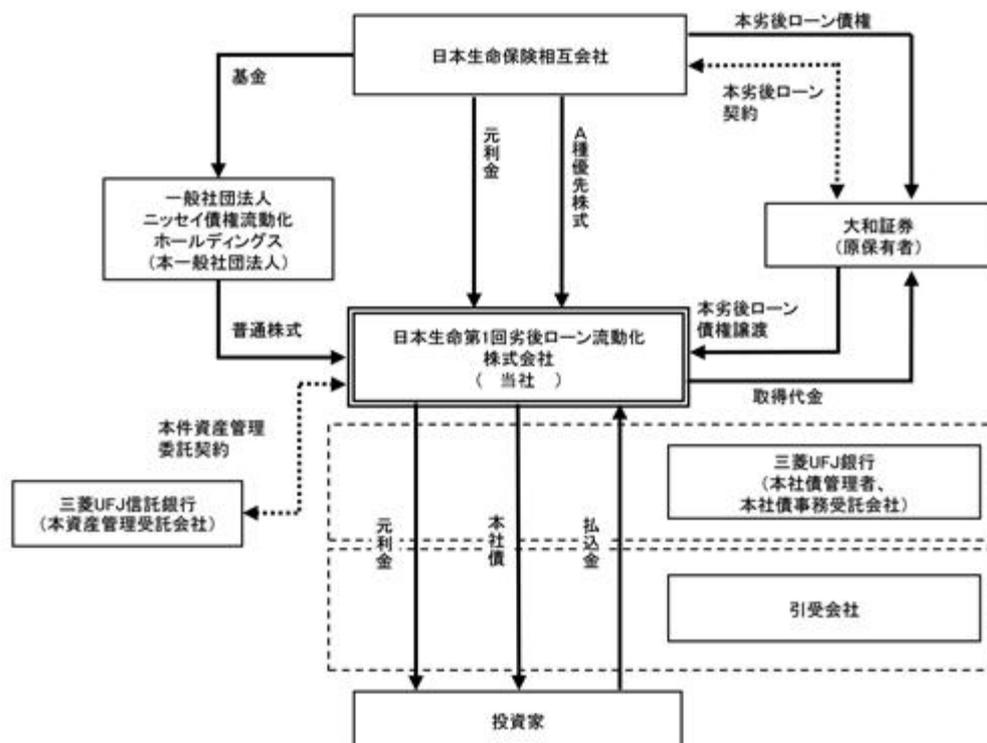
【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年6月25日
【計算期間】	第4期中(自 2020年10月1日 至 2021年3月31日)
【発行者名】	日本生命第1回劣後ローン流動化株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 関口 陽平
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号東京共同会計事務所内
【事務連絡者氏名】	新井 博子
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 資産金融事務部
【電話番号】	03 - 6214 - 6294
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 1【管理資産を構成する資産の状況】

## (1)【管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等】

## 振替社債

- a 日本生命第1回劣後ローン流動化株式会社第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約及び責任財産限定特約付）（以下「本社債」といいます。）は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号、その後の改正を含みます。）（以下「振替法」といいます。）の規定の適用を受け、振替機関の振替業に係る業務規程その他の規則及び事務指針（これらの業務規程、その他の規則及び事務指針を以下併せて「振替機関業務規程等」と総称します。）に従って取り扱われるものとします。
- b 振替法に従い本社債の社債権者（以下「本社債権者」といいます。）が社債券の発行を請求することができる場合を除き、本社債に係る社債券は発行されません。本社債の社債券（以下「本社債券」といいます。）が発行される場合は、利札付無記名式に限るものとし、本社債券の券面種類は1,000万円の種類とし、その記名式への変更はしません。

管理資産の流動化の基本的仕組み  
仕組みの概要

- a 日本生命第1回劣後ローン流動化株式会社（以下「当社」といいます。）は、資本金及び資本準備金の額をそれぞれ50,000円として、会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含みます。）（以下「会社法」といいます。）に基づき日本国内で設立された株式会社であり、その発行済みの全ての普通株式は、当初、当社の発起人である内山隆太郎氏によって保有されていましたが、同氏は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号、その後の改正を含みます。）（以下「一般社団法人法」といいます。）に基づき日本国内に設立された一般社団法人ニッセイ債権流動化ホールディングス（以下「本一般社団法人」といいます。）に対し、2018年3月5日に、当社の発行済みの全ての普通株式を譲渡しました。
- b 当社は、株式会社格付投資情報センター（以下「R & I」又は「本信用格付業者」といいます。）から、2018年3月16日付で本社債につき予備格付を取得し、2018年4月27日に本社債につき本格格付を取得しました。
- c 大和証券株式会社（以下「大和証券」又は「原保有者」といいます。）は、2018年4月20日付で大和証券及び日本生命保険相互会社（以下「日本生命」といいます。）の間で締結された劣後ローン契約（以下「本劣後ローン契約」といいます。）に基づき、2018年4月27日（以下「本劣後ローン貸付実行日」といいます。）付で1,000億円を日本生命に対して貸し付け、貸付債権（以下「本劣後ローン債権」といいます。）を日本生命に対して取得しました。

- d 当社は、2018年4月20日付で大和証券、日本生命及び当社の間で締結された劣後ローン債権譲渡契約(以下「本劣後ローン債権譲渡契約」といいます。)に基づき、2018年4月27日付で原保有者から本劣後ローン債権の譲渡を受けました。本劣後ローン債権の取得資金は本社債の発行によって調達しました。かかる本劣後ローン債権の原保有者から当社に対する譲渡については、本劣後ローン債権の債務者である日本生命の上記本劣後ローン債権の譲渡日の確定日付ある証書による異議をとどめない承諾によって債務者及び第三者に対する対抗要件が具備されました。
- e 本劣後ローン債権譲渡契約に基づく本劣後ローン債権の原保有者から当社に対する譲渡の後においては、日本生命による本劣後ローン債権の利息の支払及び元本の償還は当社に対して直接行うものとされています。
- f 当社は、原保有者から譲渡を受けた本劣後ローン債権から生じるキャッシュ・フローを裏付けとして、日本国内市場において、本社債を発行し、大和証券、S M B C日興証券株式会社(以下「S M B C日興証券」といいます。)、みずほ証券株式会社(以下「みずほ証券」といいます。)及び野村證券株式会社(以下「野村証券」といいます。)を代表者とする引受会社が引受を行いました。
- g 本社債は一般募集です。
- h 本社債は年2回利息支払を行い、本社債の元金は、2048年4月27日に一括して償還されます。但し、本劣後ローン契約の規定に基づき、本劣後ローン最終償還日が延期された場合には、最終償還日は延期後の本劣後ローン最終償還日の直後の利払日まで延長されるものとされます。また、当社が日本生命から本劣後ローンの元本が期限前償還される旨の通知を受領した場合、本社債の元金は、一括して期限前償還されます。なお、当社は、後記「償還期限及び償還の方法」、b「償還の方法及び期限」、(e)の記載に従い本社債の買入消却を行うことができ、この場合、後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」、「本劣後ローン債権の概要」、h「期限前償還」、(a)( )「本社債の買入消却に伴う償還」の記載に従い本劣後ローンの元本の全部又は一部は期限前償還されます。
- i 本社債が償還されるべき日が銀行営業日でない場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。なお、かかる繰り上げは本社債の利息の金額に影響を及ぼしません。
- j 当社は、2018年4月20日付で当社及び三菱UFJ信託銀行株式会社(以下「本資産管理受託会社」といいます。)の間で締結された資産の管理及び処分に係る業務の委託に関する契約(以下「本資産管理委託契約」といいます。)に基づき、本資産管理受託会社に対し、本劣後ローン債権の管理及び処分に係る業務を委託しています。

本報告書で使用される以下の用語は、別途定義される場合を除き、それぞれ下記の意味を有します。

「会社更生法」とは、会社更生法(平成14年法律第154号、その後の改正を含みます。)をいいます。

「改定後利率適用期間」とは、各利率改定日の翌日(当日を含みます。)から次の利率改定日(当日を含みます。)又は本社債が償還される日(当日を含みます。)のいずれか早い日までの間をそれぞれいいます。

「貸金業法」とは、貸金業法(昭和58年法律第32号、その後の改正を含みます。)をいいます。

「元金償還勘定」とは、本社債管理委託契約に基づき本社債関連口座に元金償還勘定として設けられた勘定及び本社債管理委託契約に基づき本社債関連口座が新たに開設された後の当該勘定をいいます。

「業務受託者」とは、株式会社東京共同会計事務所をいいます。

「業務受託者誓約書」とは、業務受託者が当社及び本社債管理者に差し入れた2018年4月20日付の誓約書をいいます。

「銀行営業日」とは、東京において法令等により銀行が休日とされる日以外の日をいいます。

「金融商品取引法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。

「金融商品販売法」とは、金融商品の販売等に関する法律(平成12年法律第101号、その後の改正を含みます。)をいいます。

「グロスアップ事由」とは、後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」、 「本劣後ローン債権の概要」、g「利息支払期日及び方法」、(e)「グロスアップ」の記載に基づき日本生命が追加の支払を義務付けられ、又は義務付けられることとなり、かつ、かかる義務が、日本生命のとり得る合理的な措置によってもこれを回避できない場合をいいます。

「グロスアップ事由償還日」とは、本劣後ローン貸付実行日以降にグロスアップ事由が生じ、かつ継続している場合において、日本生命が、その選択により行うグロスアップ事由による本劣後ローンの償還のために設定する日をいいます。

「経過利息」とは、既に経過した期間に係る本社債の利息であり、利払日が到来していないため支払われていないものをいい、後記「利率」記載の利率により後記「利払日及び利息支払の方法」、b「利息支払の方法及び期限」、(a)から(e)までの記載に準じて計算されるものとします。但し、未払残高を含まないものとします。

「原保有者」とは、当初の本劣後ローン契約における劣後ローンの貸付人であり、当初の本劣後ローン債権の保有者である大和証券をいいます。

「更生特例法」とは、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成8年法律第95号、その後の改正を含みます。)をいいます。

「最終償還日」とは、2048年4月27日をいいます。

「資産流動化法」とは、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号、その後の改正を含みます。)をいいます。

「資産流動化法施行令」とは、資産の流動化に関する法律施行令(平成12年政令第479号、その後の改正を含みます。)をいいます。

「支払金額」とは、未払残高支払事由が生じた場合における、当該未払残高支払事由に係る本劣後ローン未払残高支払額相当額をいいます。

「支払金額の一通貨あたりの利子額」とは、振替機関業務規程等に従い、支払金額を残存する本社債の元本で除したものをいいます。但し、小数点以下第13位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。

「資本事由」とは、保険会社の支払能力の充実状況に関する保険業法若しくはその他の関連法令、告示又はこれらの解釈に係る改正又は変更が公表され、その結果(経過措置(グランドファザリング)又はこれに類する規定の効果は考慮されます。)、本劣後ローンの全部又は一部が保険業法及びその他の関連法令における負債性資本又はその時点において適用のある規制上の要件において負債性資本と同等の資本性を有するものとして取り扱われないこととなり、日本生命のとり得る合理的な措置によってもこれを回避できない場合をいいます。

「資本事由償還日」とは、本劣後ローン貸付実行日以降に資本事由が生じ、かつ継続している場合において、日本生命が、その選択により行う資本事由による本劣後ローンの償還のために設定する日をいいます。

「資本性変更事由」とは、S & Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社、ムーディーズ・ジャパン株式会社及びフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社又はその格付業務を承継した機関のうちいずれか(本定義において、以下「格付機関」といいます。)が、当該格付機関における資本性に係る評価基準、ガイドライン又は手法に改正又は変更が生じたか又は生じる予定である旨を公表し、当該改正又は変更により、(a)本劣後ローンについて当該格付機関から特定の水準の資本性が認められる期間が、本劣後ローンの本劣後ローン貸付実行日において当該格付機関により当該水準の資本性が認められることが見込まれていた期間に比べて短くなった場合、又は、(b)本劣後ローンについて、本劣後ローンの本劣後ローン貸付実行日において当該格付機関から認められていた水準の資本性よりも資本性が低いものとして取り扱われることとなった場合をいいます。

「資本性変更事由償還日」とは、本劣後ローン貸付実行日以降に資本性変更事由が生じ、かつ継続している場合において、日本生命が、その選択により行う資本性変更事由による本劣後ローンの償還のために設定する日をいいます。

「資本不足事由」とは、(a)( )日本生命のソルベンシー・マージン比率が200%（資本規制が変更された場合は、変更後の要求水準）を下回った場合、若しくは適用ある規制（当該規制に関する解釈を含みます。）上、本劣後ローン利息の支払の繰延べが要求される場合、若しくは、( )当該本劣後ローン通知基準日に係る本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払を行うことにより日本生命のソルベンシー・マージン比率が200%（資本規制が変更された場合は、変更後の要求水準）を下回ることとなる場合、若しくは適用ある規制（当該規制に関する解釈を含みます。）上、本劣後ローン利息の支払の繰延べが要求されることとなる場合、又は(b)金融庁若しくはその他権限のある監督官庁から日本生命に対して早期是正措置が発動されている場合をいいます。

「出資金勘定」とは、本社債管理委託契約に基づき本社債関連口座に出資金勘定として設けられた勘定及び本社債管理委託契約に基づき本社債関連口座が新たに開設された後の当該勘定をいいます。

「償還日」とは、後記「償還期限及び償還の方法」、b「償還の方法及び期限」、(a)から(c)までの記載に基づき本社債が償還されるべき日をいいます。

「商法」とは、商法（明治32年法律第48号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「スワップ・ブローカー」とは、東短ICAP株式会社及びタレットプレボン株式会社又はそれらの金利スワップの媒介・仲介に関する業務を承継した者の主たる店舗をいいます。

「税制事由」とは、日本の法令又はその運用若しくは解釈の改正又は変更により、日本生命に課される法人税の計算において本劣後ローンの利息の全部又は一部が損金に算入されなくなるおそれが相当程度増大し、日本生命のとり得る合理的な措置によってもこれを回避できない場合をいいます。

「税制事由償還日」とは、本劣後ローン貸付実行日以降に税制事由が生じ、かつ継続している場合において、日本生命が、その選択により行う税制事由による本劣後ローンの償還のために設定する日をいいます。

「税制事由（本社債）」とは、日本の法令又はその運用若しくは解釈の改正又は変更により、当社に課される法人税の計算において本社債の利息の全部又は一部が損金に算入されなくなるおそれが相当程度増大し、当社のとり得る合理的な措置によってもこれを回避できない場合をいいます。

「税制事由（本社債）償還日」とは、本劣後ローン貸付実行日以降に税制事由（本社債）が生じ、かつ継続している場合において、日本生命が、その選択により行う税制事由（本社債）による本劣後ローンの償還のために設定する日をいいます。

「ソルベンシー・マージン比率」とは、その時点において有効な保険業法若しくはその他の法令、告示又はそれらの解釈における意味を有します。

「大和証券」とは、大和証券株式会社をいいます。

「当社関連契約」とは、本社債管理委託契約、本社債事務委託契約、本引受契約、その他本社債に関連する契約で、当社が当事者となっているものをいいます。

「当社上位債務」とは、当社同順位劣後債務、本社債に係る債務及び当社の清算手続における支払につき本社債に係る債務に劣後することが明示された当社の債務を除く、劣後的破産債権に係る債務を含むあらゆる当社の債務をいいます。

「当社同順位劣後債務」とは、当社の清算手続における支払につき本社債に係る債務と同順位となることが明示された当社のその他の債務をいいます。

「当社劣後事由」とは、以下のいずれかの事由が生じた場合をいいます。

- (a) 当社について、清算手続（会社法に基づく通常清算手続及び特別清算手続を含みます。）が開始された場合。
- (b) 管轄権を有する日本の裁判所が、当社について、破産法の規定に基づく破産手続開始の決定をした場合。
- (c) 管轄権を有する日本の裁判所が、当社について、会社更生法の規定に基づく更生手続開始の決定をした場合。

- (d) 管轄権を有する日本の裁判所が、当社について、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の決定をした場合。但し、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定した場合、再生計画不認可の決定が確定した場合、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了した場合、又は再生計画取消の決定が確定した場合には、本(d)による当社劣後事由は生じなかったものとみなされます。
- (e) 当社について日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続が開始された場合。

「当初期間」とは、本劣後ローン貸付実行日の翌日(当日を含みます。)から2028年4月27日(当日を含みます。)までの期間をいいます。

「特定調停法」とは、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成11年法律第158号、その後の改正を含みます。)をいいます。

「日本生命」とは、日本生命保険相互会社をいいます。

「野村証券」とは、野村証券株式会社をいいます。

「破産法」とは、破産法(平成16年法律第75号、その後の改正を含みます。)をいいます。

「払込期日」とは、2018年4月27日をいいます。

「振替機関業務規程等」とは、振替機関の振替業に係る業務規程その他の規則及び事務指針を総称します。

「振替法」とは、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号、その後の改正を含みます。)をいいます。

「保管振替機構」とは、株式会社証券保管振替機構をいいます。

「保険業法」とは、保険業法(平成7年法律第105号、その後の改正を含みます。)をいいます。

「保険業法施行規則」とは、保険業法施行規則(平成8年大蔵省令第5号、その後の改正を含みます。)をいいます。

「本一般社団法人業務委託契約」とは、2018年3月16日付で本一般社団法人及び業務受託者の間で締結された業務委託契約並びにこれに関する一切の覚書をいいます。

「本一般社団法人誓約書」とは、本一般社団法人が当社及び本社債管理者に差し入れた2018年4月20日付の誓約書をいいます。

「本金融債務」とは、借入、社債又はその他一切のこれらに類似する債務をいいます。

「本資産管理委託契約」とは、2018年4月20日付で当社及び本資産管理受託会社の間で締結された資産の管理及び処分に係る業務の委託に関する契約をいいます。

「本資産管理受託会社」とは、本資産管理委託契約における受託者である三菱UFJ信託銀行をいいます。

「本資産管理手数料」とは、本資産管理委託契約に基づき、当社が本資産管理受託会社に対して資産の管理及び処分に係る業務の委託に関して支払う手数料をいいます。

「本社債」とは、日本生命第1回劣後ローン流動化株式会社第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約及び責任財産限定特約付)をいいます。

「本社債買入消却」とは、当社による本社債の買入消却をいいます。

「本社債買入消却関連合意」とは、本劣後ローン貸付人が当社である場合において、当社が本社債買入消却を行う場合に、本劣後ローン貸付人が、日本生命と本社債買入消却及びこれに伴う本劣後ローンの元本の償還に関して行う事前の書面による合意をいいます。

「本社債管理委託契約」とは、2018年4月20日付で当社及び本社債管理者の間で締結された日本生命第1回劣後ローン流動化株式会社第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約及び責任財産限定特約付)社債管理委託契約をいいます。

「本社債管理委託手数料」とは、本社債管理委託契約に基づき本社債管理者に対して支払う本社債の管理委託手数料をいいます。

「本社債管理者」とは、本社債の社債管理者である三菱UFJ銀行をいいます。

「本社債関連口座」とは、本社債管理委託契約に基づき当社が本社債関連口座として開設する口座及び本社債管理委託契約に基づき新たに開設された後の当該口座をいいます。

「本社債期限前償還日(利払日)」とは、後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」、「本劣後ローン債権の概要」、h「期限前償還」、(a)の記載に基づき、当社が、本劣後ローン期限前償還が本劣後ローン利払日において行われる旨の通知を受領した場合における、その直後の利払日をいいます。

「本社債期限前償還日(利払日以外)」とは、後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」、「本劣後ローン債権の概要」、h「期限前償還」、(a)の記載に基づき、当社が、本劣後ローン期限前償還が本劣後ローン利払日以外の日において行われる旨の通知を受領した場合における、当該本劣後ローン期限前償還が行われる日の3銀行営業日後の日をいいます。

「本社債券」とは、本社債の社債券をいいます。

「本社債権者」とは、本社債の社債権者をいいます。

「本社債事務委託契約」とは、2018年4月20日付で当社及び三菱UFJ銀行の間で締結された日本生命第1回劣後ローン流動化株式会社第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約及び責任財産限定特約付)事務委託契約をいいます。

「本社債事務受託会社」とは、本社債事務委託契約における受託者である三菱UFJ銀行をいいます。

「本社債要項」とは、本社債の社債要項をいいます。

「本社債利息」とは、後記「利率」記載の利率に基づき後記「利払日及び利息支払の方法」、b「利息支払の方法及び期限」、(a)の記載に従い決定される、各利払日に支払われるべき本社債の利息をいいます。

「本信用格付業者」とは、R&Iをいいます。

「本責任財産」とは、当社の財産をいいます。

「本引受契約」とは、2018年4月20日付で各引受会社、当社及び日本生命の間で締結された日本生命第1回劣後ローン流動化株式会社第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約及び責任財産限定特約付)引受契約をいいます。

「本劣後ローン」とは、本劣後ローン契約に基づく貸付をいいます。

「本劣後ローン貸付実行日」とは、2018年4月27日をいいます。

「本劣後ローン貸付人」とは、本劣後ローン債権の保有者をいいます。

「本劣後ローン元本」とは、本劣後ローン契約に基づき日本生命が償還するものとされる劣後ローンの元本をいいます。

「本劣後ローン期限前償還」とは、本劣後ローンの元本の期限前償還をいいます。

「本劣後ローン強制停止」とは、日本生命が、本劣後ローン通知基準日の5銀行営業日前において、(a)資本不足事由が生じ、かつ継続している場合、又は(b)本劣後ローン若しくは本劣後ローン同順位劣後債務がその直

前の支払期日において支払を停止している場合には、当該本劣後ローン通知基準日までに当社に対して通知した上で、当該本劣後ローン通知基準日に係る本劣後ローン利払日以降、当該事象が解消されるまでの間に到来する本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払の全部を繰り延べなければならないことをいいます。

「本劣後ローン強制停止金額」とは、本劣後ローン強制停止により繰り延べられた本劣後ローン利息の未払金額をいいます。

「本劣後ローン経過利息」とは、本劣後ローン利払日が到来していないため支払われていない本劣後ローンの利息をいい、その対象となる計算期間について後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」、「本劣後ローン債権の概要」、f「利率」記載の利率により当該計算期間の日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとします。但し、本劣後ローン未払残高を含まないものとします。

「本劣後ローン契約」とは、2018年4月20日付で大和証券及び日本生命の間で締結された劣後ローン契約をいいます。

「本劣後ローン債権」とは、本劣後ローン契約に基づく、日本生命に対する劣後ローンの元利払請求権及びこれに関連する一切の権利を総称していいます。

「本劣後ローン債権譲渡契約」とは、2018年4月20日付で大和証券、日本生命及び当社の間で締結された劣後ローン債権譲渡契約をいいます。

「本劣後ローン最終償還日」とは、2048年4月27日の3銀行営業日前の日をいい、本劣後ローン契約に基づき延期された場合には、当該延期後の日をいいます。

「本劣後ローン債務」とは、本劣後ローン契約に基づく、日本生命の劣後ローンの元利払債務及びこれに関連する一切の債務を総称していいます。

「本劣後ローン上位債務」とは、本劣後ローン同順位劣後債務、本劣後ローンに係る債務及び日本生命の基金に係る債務並びに日本生命の清算手続における支払につき本劣後ローンに係る債務に劣後することが明示された日本生命の債務を除く、劣後的破産債権に係る債務を含むあらゆる日本生命の債務をいいます。

「本劣後ローン償還日」とは、後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」、「本劣後ローン債権の概要」、e「償還方法」(a)又は同h「期限前償還」(a)の記載に基づき本劣後ローンが償還されるべき日をいいます。

「本劣後ローン償還要件」とは、本劣後ローン元本の償還を行うために充足すべき、(a)本劣後ローン元本の償還を行った後において日本生命が十分なソルベンシー・マージン比率を維持することができると見込まれること、又は(b)日本生命が当該償還額以上の額の適格資本調達(基金の発行及び劣後債務による資金調達を含みます。)を行うことという条件、及び、金融庁の事前の承認の取得(かかる承認が必要な場合に限り、)その他その時点において適用のある規制上の要件をいいます。

「本劣後ローン通知基準日」とは、本劣後ローン利払日の15銀行営業日前の日をいいます。

「本劣後ローン同順位劣後債務」とは、日本生命の清算手続における支払につき本劣後ローンに係る債務と同順位となることが明示された日本生命のその他の債務をいいます(下記の債務を含みますが、これらに限られません。)。但し、いかなる場合も日本生命の基金に係る債務は、本劣後ローン同順位劣後債務には含まれません。

本劣後ローン同順位劣後債務に含まれる債務の例としては、本報告書提出日現在、下記の社債及び契約に係る日本生命の債務があります。

- (a) 2012年10月18日発行の2042年満期米ドル建劣後特約付社債(利払繰延条項付)
- (b) 2014年10月16日発行の2044年満期米ドル建劣後特約付社債(利払繰延条項付)
- (c) 2016年1月20日発行の2046年満期米ドル建劣後特約付社債(利払繰延条項付)
- (d) 2017年9月19日発行の2047年満期米ドル建劣後特約付社債(利払繰延条項付)
- (e) 2020年1月23日発行の2050年満期米ドル建劣後特約付社債(利払繰延条項付)
- (f) 2021年1月21日発行の2051年満期米ドル建劣後特約付社債(利払繰延条項付)
- (g) 2015年4月30日発行の日本生命保険相互会社第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少数人私募)

- (h) 2016年4月27日発行の日本生命保険相互会社第2回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少数人数私募)
- (i) 2016年4月27日発行の日本生命保険相互会社第3回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少数人数私募)
- (j) 2016年11月22日発行の日本生命保険相互会社第4回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少数人数私募)
- (k) 2016年11月22日発行の日本生命保険相互会社第5回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少数人数私募)
- (l) 2017年4月19日発行の日本生命保険相互会社第6回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少数人数私募)
- (m) 2018年9月7日付で日本生命が締結した劣後ローン契約及びこれに関する一切の変更契約
- (n) 2019年4月12日付で日本生命が締結した劣後ローン契約及びこれに関する一切の変更契約
- (o) 2019年11月13日付で日本生命が締結した劣後ローン契約及びこれに関する一切の変更契約
- (p) 2020年9月11日付で日本生命が締結した劣後ローン契約及びこれに関する一切の変更契約
- (q) 2021年4月27日付で日本生命が締結した劣後ローン契約及びこれに関する一切の変更契約

「本劣後ローン任意償還日」とは、利率改定日の3銀行営業日前の日をいいます。

「本劣後ローン任意停止」とは、日本生命が、その裁量により、本劣後ローン通知基準日まで当社に対し通知を行うことにより、当該通知に係る本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払の全部(一部は不可)を繰り延べることをいいます。

「本劣後ローン任意停止金額」とは、本劣後ローン任意停止により繰り延べられた本劣後ローン利息の未払金額をいいます。

「本劣後ローン未払残高」とは、その時点で残存する全ての本劣後ローン利払停止金額をいいます。

「本劣後ローン未払残高支払額」とは、各未払残高支払事由に関し、後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」、 「本劣後ローン債権の概要」、 g 「利息支払期日及び方法」、 (d) 「本劣後ローン未払残高の支払」の記載に基づき支払われた本劣後ローン未払残高の金額をいいます。

「本劣後ローン利息」とは、本劣後ローン契約に基づき日本生命が支払うものとされる劣後ローンの利息をいいます。

「本劣後ローン利息計算基準日」とは、2018年4月27日を第1回として、その後毎年4月27日及び10月27日をいいます。

「本劣後ローン利払停止金額」とは、本劣後ローン任意停止金額及び本劣後ローン強制停止金額を総称していいます。

「本劣後ローン利払日」とは、2018年10月27日の3銀行営業日前の日を第1回として、その後毎年4月27日の3銀行営業日前の日及び10月27日の3銀行営業日前の日をいいます。

「本劣後ローン劣後事由」とは、以下のいずれかの事由が生じた場合をいいます。

- (a) 日本生命について、清算手続(保険業法に基づく通常清算手続及び特別清算手続を含みます。)が開始された場合。
- (b) 管轄権を有する日本の裁判所が、日本生命について、破産法の規定に基づく破産手続開始の決定をした場合。
- (c) 管轄権を有する日本の裁判所が、日本生命について、更生特例法の規定に基づく更生手続開始の決定をした場合。
- (d) 管轄権を有する日本の裁判所が、日本生命について、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の決定をした場合。但し、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定した場合、再生計画不認可の決定が確定した場合、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了した場合、又は再生計画取消の決定が確定した場合には、本(d)による本劣後ローン劣後事由は生じなかったものとみなされます。
- (e) 日本生命について日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続が開始された場合。

「本劣後ローン劣後事由(本社債)」とは、本劣後ローン劣後事由が発生した場合をいいます。

「マーケット・メーカー」とは、当該利率基準日にロイター17143頁又はその承継頁に東京スワップ・レファレンス・レート(T.S.R.)として表示されるスワップ・レートを提示する金融機関とします。

「みずほ証券」とは、みずほ証券株式会社をいいます。

「三菱UFJ銀行」とは、株式会社三菱UFJ銀行をいいます。

「三菱UFJ信託銀行」とは、三菱UFJ信託銀行株式会社をいいます。

「未払残高」とは、各本社債に関してその時点で残存する全ての利払停止金額をいいます。

「未払残高支払事由」とは、後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」、 「本劣後ローン債権の概要」、g「利息支払期日及び方法」、(d)「本劣後ローン未払残高の支払」の記載に基づき、本劣後ローン未払残高が支払われたことをいいます。

「民事再生法」とは、民事再生法(平成11年法律第225号、その後の改正を含みます。)をいいます。

「民事執行法」とは、民事執行法(昭和54年法律第4号、その後の改正を含みます。)をいいます。

「民法」とは民法(明治29年法律第89号、その後の改正を含みます。)をいいます。

「利息支払勘定」とは、本社債管理委託契約に基づき本社債関連口座に利息支払勘定として設けられた勘定及び本社債管理委託契約に基づき新たに開設された後の当該勘定をいいます。

「利払停止」とは、利払停止事由が生じた場合に、当社が、本社債権者及び本社債管理者に対し、速やかに(但し、当該利払日の10銀行営業日前までに)通知を行うことにより、当該通知に係る利払日における本社債利息の支払の全部(一部は不可)を繰り延べることをいいます。

「利払停止金額」とは、利払停止により繰り延べられた本社債利息の未払金額をいいます。

「利払停止事由」とは、各利払日の直前の本劣後ローン利払日において、本劣後ローン契約に基づき、本劣後ローンの利息の支払が任意に又は強制的に停止される旨の通知を当社が受領したことをいいます。

「利払日」とは、2018年10月27日を第1回として、その後毎年4月27日及び10月27日をいいます。

「利率改定日」とは、2028年4月27日及びその5年後ごとの応当日を総称します。

「利率基準日」とは、各改定後利率適用期間につき、当該改定後利率適用期間の開始直前の利率改定日の2銀行営業日前の日をいいます。

「劣後支払条件(当社劣後事由)」とは、以下に該当する場合をいいます。

- (a) 当社の清算手続において、債権の申出期間に申出がなされた債権又は当社に知っている債権者に係る全ての当社上位債務が、会社法の規定に基づき、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
- (b) 当社の破産手続において、最後配当のための配当表に記載された全ての当社上位債務が、法令上認められる全ての配当によって、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足(供託による場合を含みます。)を受けた場合。
- (c) 当社の更生手続において、会社更生法に基づき更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された全ての当社上位債務が、その確定した債権額について全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
- (d) 当社の再生手続において、民事再生法に基づき再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された全ての当社上位債務が、その確定した債権額について全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
- (e) 当社に対する日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続において、上記に準じて当社上位債務が全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場

合。但し、当該手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は当該条件に服することなく発生する。

「劣後支払条件(本劣後ローン劣後事由)」とは、以下に該当する場合をいいます。

- (a) 日本生命の清算手続において、債権の申出期間に申出がなされた債権又は日本生命に知っている債権者に係る全ての本劣後ローン上位債務が、保険業法の規定に基づき、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
- (b) 日本生命の破産手続において、最後配当のための配当表に記載された全ての本劣後ローン上位債務が、法令上認められる全ての配当によって、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足(供託による場合を含みます。)を受けた場合。
- (c) 日本生命の更生手続において、更生特例法に基づき更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された全ての本劣後ローン上位債務が、その確定した債権額について全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
- (d) 日本生命の再生手続において、民事再生法に基づき再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された全ての本劣後ローン上位債務が、その確定した債権額について全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
- (e) 日本生命に対する日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続において、上記に準じて本劣後ローン上位債務が全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。但し、当該手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、本劣後ローンに基づく元利金の支払請求権の効力は当該条件に服することなく発生します。

「劣後事由」とは、当社劣後事由及び本劣後ローン劣後事由(本社債)を総称します。

「A種優先株式」とは、当社がその株主総会の決議及び普通株式に係る種類株主総会の決議に従って日本生命に発行したA種優先株式をいいます。

「R & I」とは、株式会社格付投資情報センターをいいます。

「S M B C日興証券」とは、S M B C日興証券株式会社をいいます。

「5年物円スワップのオフアード・レート」とは、以下のレートとします。

- (a) 利率基準日の午前10時(東京時間)にロイター58376頁(東京市場における円スワップのオフアード・レートを表示するロイターの58376頁又はその承継頁をいいます。本定義において以下同じです。)に表示されている5年物円スワップのオフアード・レートとします。
- (b) 利率基準日の午前10時(東京時間)に、ロイター58376頁に5年物円スワップのオフアード・レートが表示されていない場合又はロイター58376頁が利用不能となった場合には、利率基準日に当社はマーケット・メーカーに対し、利率基準日の午前10時(東京時間)現在提示可能であった5年物円スワップのオフアード・レート(本定義において、以下「提示レート」といいます。)の提示を求めるものとします。
- (c) 提示レートが4つ以上のマーケット・メーカーから提示された場合には、その最も高い値と低い値をそれぞれ1つずつ除き、残りの提示レートの算術平均値(小数第5位を四捨五入します。本定義において以下同じです。)を当該改定後利率適用期間に適用される5年物円スワップのオフアード・レートとします。
- (d) 提示レートが2つ又は3つのマーケット・メーカーから提示された場合には、それらの算術平均値を当該改定後利率適用期間に適用される5年物円スワップのオフアード・レートとします。
- (e) 提示レートが2つに満たなかった場合には、当社はスワップ・ブローカーに対し提示レートの提示を求め、これらと合わせた提示レートの算術平均値を当該改定後利率適用期間に適用される5年物円スワップのオフアード・レートとします。但し、マーケット・メーカーとスワップ・ブローカーを合わせて提示レートが2つに満たなかった場合には、当社は、当該利率基準日の直前の銀行営業日の午前10時(東京時間)にロイター58376頁に表示されていた5年物円スワップのオフアード・レートを当該改定後利率適用期間に適用される5年物円スワップのオフアード・レートとします。

管理資産の管理の方法、管理の形態及び信用補完の形態

a 管理の方法及び管理の形態

管理資産である本劣後ローン債権は当社の資産となり、本資産管理受託会社が本資産管理委託契約に従って管理資産である本劣後ローン債権の管理を当社のために行います。本社債管理委託契約において、当社は、本劣後ローン債権を含む当社の資産を、本社債要項及び本社債管理委託契約に定められたところによる場合並びに本社債管理者の事前の書面による承諾がある場合を除き、貸し付け、譲渡し、交換し、その他の処分を行うことが禁

止されています。本劣後ローン債権の利息の支払による回収金は当社の本社債関連口座内の利息支払勘定に、本劣後ローン債権の元本の償還による回収金は当社の本社債関連口座内の元金償還勘定において保管され、本件社債管理委託契約に記載されているこれらの勘定からの支払方法によってのみ利用することが可能とされています。

#### b 信用補完の形態

本社債については、特段の信用補完・流動性補完は行われていません。

なお、当社の普通株式及びA種優先株式の払込金は当社の本社債関連口座内の出資金勘定において保管され、公租公課の支払や諸費用の支払の原資として利用されますが、本社債関連口座内の利息支払勘定及び元金償還勘定内の金銭が、本社債の利息及び元金の支払に不足する場合においても、当該不足に係る金額については、本社債関連口座内の出資金勘定から支払われるものではありません。

元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因

#### a 元本償還資金又は利払資金が不足するリスク

当社は、通常の事業会社等とは異なり、普通株式及びA種優先株式の払込金並びに原保有者から取得する本劣後ローン債権のほかには、特段の資産を有しません。また、本劣後ローン債権の債務者である日本生命による債務の履行につき、他のいかなる第三者も保証を行っているものではありません。さらに、普通株式及びA種優先株式の払込金は専ら当社の当初費用並びに当社の維持、管理及び運営のための期中費用の支払資金に充当され、本社債の元利金の支払に充当されることはなく、かつ、払込期日後に当社が追加の普通株式又はA種優先株式を発行する場合においてその引受を約束している第三者は存在しません。従って、本社債の利息の支払は日本生命が支払う本劣後ローン利息の支払金によって行われ、本社債の元本の償還は日本生命が支払う本劣後ローン元本の償還金によって行われることになり、その結果、本社債の元本の償還及び利息の支払は本劣後ローン債権の債務者である日本生命による本劣後ローン元本の償還及び本劣後ローン利息の支払の状況に影響されることとなります。そのため、日本生命による本劣後ローン元本の償還及び本劣後ローン利息の支払の状況如何によっては、本社債の元本の償還又は利息の支払に支障が生じる可能性があります。即ち、本社債の元本の償還は、後記「償還期限及び償還の方法」の記載に従って行われ、同項記載の償還日に一括償還することを予定しており(償還日が銀行営業日でない場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。なお、かかる繰り上げは、償還日(当日を含みます。 )までの経過利息又は償還日が利払日に該当する場合の利息の金額に影響を与えるものではありません。)、また、本社債の利息の支払は、後記「利払日及び利息支払の方法」記載の利払日において、同項記載の利息支払の方法に従って行われることを予定しています(利払日が銀行営業日でない場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。なお、かかる繰り上げは、支払われる利息の金額に影響を与えるものではありません。)。しかしながら、日本生命による本劣後ローン利息の支払及び本劣後ローン元本の償還状況並びに日本生命の財務状況によっては、本社債のその時々における元本償還資金及び/又は利払資金が不足する可能性があります。

このように本社債の元本償還資金又は利払資金は専ら日本生命の信用力に依存しており、その時々日本生命の信用力によっては、本社債の元本の償還又は利息の支払に支障が生じる可能性があります。

かかるリスク要因については、日本生命の財務状態に起因するものであり、当社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

#### b 本社債の元本の償還に関するリスク

##### (a) 本社債の元本が最終償還日に償還されないリスク

本社債の元本は、後記「償還期限及び償還の方法」、b「償還の方法及び期限」、(b)又は(c)の記載に基づき期限前償還される場合及び後記「償還期限及び償還の方法」、b「償還の方法及び期限」、(e)の記載に基づき買入消却される場合を除き、最終償還日である2048年4月27日に、その残存総額を、最終償還日を利払日とする利息及び未払残高の支払とともに償還するものとされています。但し、本劣後ローン契約に基づき、本劣後ローン最終償還日が延期された場合には、本社債の最終償還日は延期後の本劣後ローン最終償還日の直後の利払日まで延長されるものとされています。

そして、本劣後ローン契約上、本劣後ローン元本は、本劣後ローン償還要件を充足した場合に限り、最終償還日の3銀行営業日前の日である本劣後ローン最終償還日に、その残存総額を、本劣後ローン最終償還日を本劣後ローン利払日とする本劣後ローン利息及び本劣後ローン未払残高の支払とともに償還するものとされています。本劣後ローン最終償還日に本劣後ローン償還要件が充足されなかった場合、本劣後ローン最終償還日は本劣後ローン償還要件が充足される最初の本劣後ローン利払日まで延長されるものとされています。

以上から、本劣後ローン最終償還日において本劣後ローン償還要件を充足できない場合には、本劣後ローン償還要件が充足される最初の本劣後ローン利払日まで本劣後ローン元本の償還を行うことができず、その間、本社債の元本の償還も行われないうこととなります。その結果、本社債権者による投資資金の回収が、潜在的には無期限に延長される可能性があります。

かかるリスク要因は、本社債の商品性に内在するものであり、当社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、当社による特段の対応は図られていません。

- (b) 当社及び本社債権者が、それぞれ本劣後ローン及び本社債の期限の利益を喪失させる権利を有しないリスク  
本劣後ローンには期限の利益喪失に関する特約が付されず、本劣後ローンが期限の利益を喪失させられることはありません。従って、本劣後ローンの元本の償還若しくは利息の支払が行われなかった場合、日本生命が本劣後ローンに関し負う義務に違反した場合又はその他の事由が生じた場合であっても、本劣後ローンについて期限の利益が失われるものではなく、かかる事由が生じたことを理由とした本劣後ローンの元本の償還は行われません。その結果、本社債の元本の償還又は利息の支払に支障が生じる可能性があります。

加えて、本社債にも期限の利益喪失に関する特約が付されません。また、本社債権者は、会社法第739条に基づく決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失させられることはありません。従って、本社債の元本の償還若しくは利息の支払が行われなかった場合、当社が本社債に関し負う義務に違反した場合又はその他の事由が生じた場合であっても、本社債について期限の利益が失われるものではなく、かかる事由が生じたことを理由とした本社債の元本の償還は行われません。

かかるリスク要因は、本劣後ローン及び本社債の商品性に内在するものであり、当社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、当社による特段の対応は図られていません。

- (c) 本社債の期限前償還に関するリスク

当社は、本劣後ローン契約に基づき本劣後ローン元本の期限前償還が行われる旨の通知を受領した場合には、残存する本社債の元本の全部(一部は不可)を期限前償還するものとされています。

そして、本劣後ローン契約上、日本生命は、その選択により、2028年4月27日及びその5年後ごとの応当日である利率改定日の3銀行営業日前の日である本劣後ローン任意償還日に、本劣後ローン償還要件を充足した上で、残存する本劣後ローン元本の全部(一部は不可)を期限前償還することができるものとされています。さらに、資本事由、税制事由、資本金変更事由、グロスアップ事由又は税制事由(本社債)が生じ、かつ継続している場合、日本生命は、その選択により、日本生命が当該償還のために設定する日に、本劣後ローン償還要件を充足した上で、残存する本劣後ローン元本の全部(一部は不可)を期限前償還することができるものとされています。

以上から、本劣後ローン契約に従い日本生命が本劣後ローンの期限前償還を行った場合には、本社債の期限前償還も行われます。この場合、本社債権者は、当該償還金をもって本社債よりも不利な条件での再投資しか行うことができない可能性があります。それに対する補償は当社及び日本生命を含むいかなる当事者も行いません。

なお、本劣後ローン契約に従った日本生命による本劣後ローンの期限前償還はいずれも日本生命の権利であり、日本生命に期限前償還を義務付けるものではなく、日本生命がかかる権利を行使して期限前償還を行うとの保証はありません。

また、本社債権者は、当社に対して本社債の期限前償還を求める権利及び日本生命に対して本劣後ローンの期限前償還を求める権利を有していません。

かかるリスク要因は、本社債の商品性に内在するものであり、当社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、当社による特段の対応は図られていません。

- c 本社債の利息の支払に関するリスク

本社債の利息の支払は、後記「利払日及び利息支払の方法」記載のとおり利払日において、同項記載の利息支払の方法に従って行われることを予定していますが、日本生命による本劣後ローン利息の支払及び本劣後ローン元本の償還状況並びに日本生命の財務状況によっては、本社債のその時々における利払資金が不足する可能性があります。

当社は、各利払日の直前の本劣後ローン利払日において、本劣後ローン契約に基づき、本劣後ローン利息の支払が任意に又は強制的に停止される旨の通知を当社が受領した場合、当該利払日における本社債利息の支払の全部(一部は不可)を繰り延べる利払停止を行うこととされています。なお、利払停止により繰り延べられた本社債利息の未払金額である利払停止金額には利息は付されないものとされています。そして、本劣後ローン契約上、日本生命は、その裁量により、本劣後ローン利息の支払の全部(一部は不可)を繰り延べられる本劣後ローン任意停止を行うことができ、また、資本不足事由が生じ、かつ、継続している場合、又は本劣後ローン若しくは本劣後ローン同順位劣後債務がその直前の支払期日において支払を停止している場合には、当該事象が解消されるまでの間に到来する本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払の全部を繰り延べる本劣後ローン強制停止を行わなければならないものとされています。

以上から、日本生命が本劣後ローン任意停止を行い、又は上記事由が生じ本劣後ローン強制停止が行われている場合には、支払が停止された本劣後ローン利息の金額である本劣後ローン利払停止金額相当額の本社債利息の支払が繰り延べられることとなります。

このように、日本生命による本劣後ローン債権の元利金の支払状況及び日本生命の財務状況によっては、本劣後ローン利息の支払が本劣後ローン契約に基づき繰り延べられる可能性があり、ひいては、本社債利息の支払が繰り延べられ、その結果、予定された利払日において本社債利息の支払が行われない場合があります。また、支払が繰り延べられた本社債利息については、その原因となった本劣後ローン利息の支払の繰延に係る本劣後ローン利払停止金額である本劣後ローン未払残高が日本生命から支払われない限り、当該繰延が生じた後においても支払われませんが、日本生命は、本劣後ローン最終償還日までの間、本劣後ローン未払残高を支払う義務を負わず、また、本劣後ローン未払残高の支払を希望する場合でも、適用ある規制上の要件を充足し、資本不足事由が発生しておらず、原則として本劣後ローン同順位劣後債務がその支払を停止していないことが支払の条件とされています。なお、本劣後ローン契約上、本劣後ローン利息の支払が繰り延べられる場合においても、日本生命の基金に係る元利金その他一切の支払及び社員配当の支払は禁止されないものとされています。さらに、本劣後ローン契約上、日本生命が当該基金に係る支払及び社員配当の支払を行っている場合や、本劣後ローン同順位劣後債務の弁済を行っている場合であっても、日本生命による本劣後ローン任意停止は禁止されません。

かかるリスク要因は、本社債の商品性に内在するものであり、当社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、当社による特段の対応は図られていません。

また、2028年4月27日の翌日(当日を含みます。)以降の本社債の利率の算出には、後記「利率」、b記載のとおり、5年物円スワップのオフワード・レートが用いられるところ、5年物円スワップのオフワード・レートは、6か月日本円LIBOR(ロイターLIBOR01頁に表示されるロンドン銀行間市場における日本円の6か月預金のオフワード・レート)を変動金利とし、当該変動金利との交換に用いられる5年円固定金利のオフワード・レートとして、市場実勢に応じて決定される市場金利です。金利指標としてのLIBOR(以下「LIBOR」といいます。)の不正操作問題を踏まえた金融安定理事会による金利指標改革の結果、2022年までに日本円LIBORを含めたLIBORの公表が停止されるか、又は、LIBORが国際的な金融市場取引において機能しなくなる可能性があります。LIBORの公表が停止されるか、又は、LIBORが国際的な金融市場取引において機能しなくなった場合における5年物円スワップのオフワード・レートをを用いた本社債の利率の算出方法については、代替的な金利指標の有無やLIBORを参照する金融取引に関する実務動向等を踏まえた合理的な解釈に委ねられる可能性があります。その具体的な算出方法は現時点においては必ずしも明らかではありません。

かかるリスク要因については、6か月日本円LIBORを参照する金融取引に関する実務動向その他の事情に起因するものであり、当社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが排除されている訳ではありません。

#### d 本劣後ローン債権及び本社債がそれぞれ上位債権に劣後するリスク

本劣後ローン契約上、本劣後ローン劣後事由が発生し、継続している期間中、本劣後ローンに関する一切の請求権は、劣後支払条件(本劣後ローン劣後事由)が成就した場合にのみ発生するものとされています。

また、当社劣後事由が発生し、継続している期間中、本社債に関する一切の請求権は、劣後支払条件(当社劣後事由)が成就した場合にのみ発生し、さらに、本劣後ローン劣後事由(本社債)が発生し、継続している期間中、本社債に関する一切の請求権は、劣後支払条件(本劣後ローン劣後事由)が成就した場合にのみ発生するものとされています。

破産法上、債務者について破産手続が開始された場合、破産法第99条第2項により、約定劣後破産債権についての配当の順位は劣後的破産債権を含む他の全ての破産債権に後れるものとされ、また、同法第142条第1項により、破産手続上議決権を有しないものとされています。

これに対し、民事再生法上は、債務者について再生手続が開始された場合、民事再生法第155条第2項により、劣後的破産債権に後れる約定劣後再生債権の順位を考慮して、再生計画の内容に公正かつ衡平な差を設けなければならないとされています。また、更生特例法及び会社更生法上は、相互会社又は株式会社について更生手続が開始された場合、会社更生法第168条第3項(相互会社の場合、更生特例法第260条第1項及び第3項並びに会社更生法第168条第3項)により、更生計画においては、異なる種類の権利を有する者の間においては、以下に掲げる種類の権利の順位を考慮して、更生計画の内容に公正かつ衡平な差を設けなければならないとされています。この場合の権利の順位とは、相互会社の場合は、(a)更生担保権、(b)一般の先取特権その他一般の優先権がある更生債権、(c)(b)、(d)及び(e)に掲げるもの以外の)更生債権、(f)約定劣後更生債権、(g)基金に係る更生債権、(f)社員権の順序となり、株式会社の場合は、(a)更生担保権、(b)一般の先取特権その他一般の優先権がある更生債権、(c)(b)及び(d)に掲げるもの以外の)更生債権、(d)約定劣後更生債権、(e)残余財産の分配に関し優先的内容を有する種類の株式、(f)(e)に掲げるもの以外の)株式の順序となります。従って、約定劣後再生債権又は約定劣後更生債権は、必ずしも他の再生債権又は更生債権に絶対的に劣後することまで要求されているわけではありません。

もっとも、上記の更生特例法等の規定は、前述のような契約当事者が停止条件構成を用いて劣後債権に係る絶対劣後扱いについて合意すること自体を否定する趣旨ではなく、相互会社又は株式会社について更生手続、破産手続又は再生手続が開始された場合においても、かかる劣後債権に係る絶対劣後扱いについての合意もその効力が認められると解されています。

以上のとおり、本社債の元利金の全額が支払われる以前において、日本生命が相互会社として解散又は倒産した場合においては、当社が本劣後ローン債権の元利金の支払につき日本生命の他の債権者に劣後する結果、本社債の元利金の全額を支払うために十分な資金を得られない可能性があり、その結果本社債の元利金を支払えなくなる可能性があります。また、日本生命が解散又は倒産しない場合でも、本社債の元利金の全額が支払われる以前において、当社が株式会社として解散又は倒産した場合においては、本社債権者が本社債の元利金の支払につき当社の他の債権者に劣後する結果、本社債の元利金を支払えなくなる可能性があります。

なお、本社債の発行日以後、日本生命が本劣後ローン債権と同順位の債権又はこれに優先する債権に係る債務を負担することは何ら制限されていません。

かかるリスク要因については、破産法、会社更生法、民事再生法及び更生特例法等に基づく法制度並びに日本生命及び当社の財務状態に起因するものであり、当社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

#### e 原保有者の破産等に伴うリスク

当社は本劣後ローン債権譲渡契約に基づき原保有者から本劣後ローン債権の譲渡を受けるものとされていますが、かかる本劣後ローン債権の譲渡につき、原保有者の破産、会社更生、民事再生その他の倒産手続において、裁判所あるいは管財人等により、本劣後ローン債権は原保有者の破産財団、更生会社の財産、再生債務者の財産等に属するものであって、当社の本劣後ローン債権に対する権利は原保有者の破産、会社更生、民事再生その他の倒産手続との関係で担保権に過ぎないものとして取り扱われるリスクは、以下のような理由から極めて低いものと当社は考えていますが、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

- (a) 原保有者及び当社は、本劣後ローン債権譲渡契約に基づき、本劣後ローン債権の真正な売却及び購入を意図していること
- (b) 原保有者は、本劣後ローン債権譲渡契約に基づき本劣後ローン債権が当社に移転した後は、本劣後ローン債権に対して一切の権利を有さないこと
- (c) 本劣後ローン債権譲渡契約上、当社は、原保有者に対して本劣後ローン債権の買戻しを請求する権利を有さず、原保有者は本劣後ローン債権の買戻しを行う義務を負担していないこと
- (d) 原保有者は、本劣後ローン債権譲渡契約上、本劣後ローン債権の譲渡日現在における本劣後ローン債権に関する一定の事実表明及び保証を行っている以外には、本劣後ローン債権の回収可能性について、何らの責任を負担していないこと
- (e) 本劣後ローン債権譲渡契約に基づく原保有者から当社に対する本劣後ローン債権の譲渡については確定日付ある証書による日本生命の承諾を取得する方法によって債務者及び第三者対抗要件が具備されていること

#### f 日本生命の株式会社化に伴うリスク

日本生命は現在相互会社として保険業を営んでいますが、保険業法第85条第1項は「保険会社である相互会社は、その組織を変更して保険会社である株式会社とすることができる。」として、相互会社が株式会社として組織変更することを認めています。

本劣後ローン契約上、日本生命が保険業法又はその他適用ある法令若しくは規制に基づき組織を変更して株式会社となる場合、本劣後ローン契約のうち、一部条項は、組織変更の効力発生をもって読み替えられるとされており、かかる読替の結果、組織変更前と比べて本劣後ローンの債権者の権利に悪影響を及ぼす可能性があります。

例えば、読替前の本劣後ローン契約においては、本劣後ローン又は本劣後ローン同順位劣後債務がその直前の支払期日において利息の支払を停止している場合には、本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払の全部が繰り延べられますが、読替後はかかる事由を理由として日本生命は本劣後ローン利息の支払の繰延べを義務付けられません。

そのため、日本生命が株式会社に組織変更する場合、その前後における日本生命の財務状況や資本構成の変動状況等によっては、本劣後ローン契約の債権者の権利に悪影響を及ぼす可能性があり、その結果本社債の元金の償還又は利息の支払に支障が生じる可能性があります。

かかるリスク要因については、日本生命による株式会社への組織変更の実施その他の事情に起因するものであり、当社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが排除されている訳ではありません。

#### g 当社が目的以外の債務を負うリスク

当社が本社債の元金未償還のうちに、本社債発行に関係のない債務を負うことにより、本社債権者が不測の損害を被る可能性があります。当社は、本社債管理委託契約において、本社債の元利金の全てが支払われ、又は償還されるまでの間、本社債を除き、本金融債務を負担せず、また、(a)本社債管理者の事前の書面による承諾があり、かつ(b)本信用格付業者が本社債に付与した格付が当該債務負担行為により低下させられるものではないことを事前に本信用格付業者に確認した場合を除き、本金融債務以外の債務( (a)本社債管理委託契約、本劣



に係る債務の履行を完了する日をいいます。)までの期間であって、特定目的会社が定める期間をいいます。)の上限は50年とされています。そのため、本劣後ローン債権を保有し、本劣後ローン債権の回収金によって本社債の元本の償還及び利息の支払を行う本社債の発行会社として資産流動化法上の特定目的会社を用いることが困難であり、本社債については、その発行会社を、会社法に基づき設立された株式会社としています。従って、当社に対しては、特定目的会社の業務の遂行に関わる規制(資産流動化法第195条から第214条まで)や、特定目的会社の監督に関わる規制(資産流動化法第215条から第221条まで)その他の資産流動化法上の特定目的会社に課される法律上の規制は課されていません。また、本社債は、資産流動化法上の特定社債ではないため、資産流動化法第128条第1項に基づく一般担保は付されていません。

かかるリスク要因は、本社債の商品性に内在するものであり、当社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、当社による特段の対応は図られていません。

#### k 当社の普通株式の株主が一般社団法人であることに関する影響

全ての本普通株式は、本一般社団法人が保有しています。本一般社団法人が本普通株式を保有することに関連するリスクとしては、(a)本一般社団法人について倒産や解散等の事由が発生した場合に、本普通株式が本一般社団法人から第三者に譲渡される結果、当社の運営に悪影響が及びリスク、(b)本一般社団法人の理事の業務執行により、当社の運営に悪影響が及びリスク、及び(c)本一般社団法人の社員の社員権の行使により、当社の運営に悪影響が及びリスクがあります。

かかるリスク要因については、以下の理由から、いずれについても現実化する実際上の可能性は高くないと当社は考えています。

(a) 本一般社団法人誓約書において、本一般社団法人は、当社及び本社債管理者に対して、本一般社団法人が本普通株式を取得した後、本社債の全額が償還されるまで、第三者に対し、本普通株式を譲渡し、又は質権、譲渡担保権その他の担保権の目的としないことを約束しており、本一般社団法人が倒産しない限りは、本普通株式が本一般社団法人から第三者に移転する可能性は低いと当社は考えています。但し、本一般社団法人が破産手続開始又は解散等により存続ができなくなる場合には、本普通株式は第三者に譲渡されることが考えられます。この場合、本普通株式の譲受人により、当社の取締役の解任権及び選任権を含む株主の権利が行使され、当社の運営に悪影響が及び可能性があります。しかしながら、以下のとおり、最終償還日までに本一般社団法人の破産手続開始又は解散等が生じる可能性は低いと当社は考えています。まず、本一般社団法人誓約書における本一般社団法人の表明保証及び業務受託者誓約書における業務受託者の表明保証によれば、本一般社団法人が全ての本普通株式を取得し、最終償還日までに発生する租税支払、維持費用その他全ての支払債務(業務受託者に対する報酬の支払債務を含みますが、これに限られません。)を履行するために必要と見込まれる金額以上の基金の拠出を受けており、かつ、かかる基金は全て特定の口座に預金されているか、又は当該目的に利用されています。また、本一般社団法人が今後、借入その他の債務(追加的な特定出資又は資産の流動化に係る業務を目的として設立される株式会社、合同会社その他の法人の株式、出資その他の持分(以下「株式等」といいます。))の取得対価の支払債務を含みます。)を負担する場合、本一般社団法人の定款上、社員総会における総社員の同意が必要とされています。さらに、本一般社団法人及び業務受託者は、それぞれ、本一般社団法人誓約書及び業務受託者誓約書において、当社及び本社債管理者に対して、自ら又は本一般社団法人をして、当社の資産の流動化に係る業務の円滑な遂行が妨げられるおそれのある債務負担行為(債務の支払原資としての十分な基金拠出がないにもかかわらず行う債務負担行為を含みますが、これに限られません。)をせず、また、させないことを約束しています。本一般社団法人の基金については、定款の規定により、解散するまで返還はなされませんので、上記本一般社団法人及び業務受託者の表明保証が正確で、本一般社団法人の社員が上記同意権を適切に行使し、かつ、本一般社団法人及び業務受託者が上記約束を遵守する限りにおいては、本一般社団法人について破産手続開始原因としての支払停止及び支払不能の事態が最終償還日までに発生する可能性は低いと当社は考えています。従って、上記本一般社団法人及び業務受託者の表明保証が正確で、本一般社団法人の社員が上記同意権を適切に行使し、かつ、本一般社団法人及び業務受託者が上記約束を遵守する限りにおいては、最終償還日までに本一般社団法人が債務超過となる可能性は高くないと当社は考えています。

また、本一般社団法人の倒産手続開始回避の措置として、仮に、本一般社団法人に破産手続開始原因その他の倒産手続開始原因が発生した場合でも、基金返還請求権者である日本生命は、本一般社団法人との間の2018年3月2日付、2019年3月4日付及び2020年8月6日付基金総額引受契約において、本一般社団法人について破産手続、再生手続その他一切の法的倒産手続の開始の申立権を有しないことを確認しており、また、本一般社団法人自身及び業務受託者は、それぞれ、本一般社団法人誓約書及び業務受託者誓約書において、本一般社団法人に対して破産手続開始、再生手続開始又はこれらに類似する倒産手続開始の申立てを行わないこと、又は本一般社団法人をしてかかる約束を遵守せしめることを約束しており、本一般社団法人の社員、理事及び監事が、それぞれ、大和証券、本一般社団法人及び本社債管理者に差し入れた本社債管理委託契約締結日と同日付の誓約書(社員が差し入れたものを、以下「本一般社団法人社員誓約書」といいます。)において、本一般社団法人に対して破産手続開始、再生手続開始その他これらに類似する倒産手続開始の申立てを一切行わないことを約束しています。加えて、業務受託者は、本一般社団法人業務委託契約において、本一般社団法人の全

債務の弁済が完了した日から1年と1日が経過する日まで、破産手続開始、再生手続開始、又は今後立法される倒産手続開始の申立てを行わないものとし、かかる申立てを行う権利を放棄することを約束しています。もっとも、かかる倒産手続申立権放棄条項については、判例等による確立した取扱いが存在していないことから、その効力は必ずしも明らかではありません。しかしながら、かかる倒産手続申立権を行使しない旨の約束や誓約がなされていることにより、本一般社団法人に対して、基金返還請求権者である日本生命、本一般社団法人自身、その理事及び監事を兼ねるそれぞれの社員から倒産手続開始の申立てがなされる現実的な可能性は高くはないと当社は考えています。

さらに、本一般社団法人の解散による悪影響の回避のため、解散事由が生じることのないよう、以下のような対応を採っています。一般社団法人法第148条に定める解散事由のうち、一般社団法人に特有な解散事由として社員が欠けた場合があります。かかる解散事由が生じるリスクを回避又は軽減するため、本一般社団法人の当初の社員を3人とし、当該社員は、それぞれ本一般社団法人社員誓約書において、本一般社団法人を退社する際には、速やかに新たな社員を入社させ、社員を3名維持するよう最大限努力する旨約束しています。また、業務受託者は、本一般社団法人の社員が3名を下回らないよう、社員を派遣することを本一般社団法人業務委託契約において定めています。以上より、社員が欠けたことで本一般社団法人が解散し、かつ、継続されない可能性は低いものと当社は考えています。なお、その他の解散事由(定款で定めた存続期間の満了、定款で定めた解散の事由の発生、社員総会の決議、合併(合併により一般社団法人が消滅する場合に限ります。)、破産手続開始の決定及び一般社団法人法第261条第1項又は第268条の規定による解散を命ずる裁判)についても、該当する実際上の可能性は高くはないものと当社は考えています。

(b) 本一般社団法人に破産手続開始又は解散等の原因が生じていない場合でも、本一般社団法人の理事の業務執行の態様によっては、当社の運営に悪影響が及ぶ可能性があります。しかしながら、本一般社団法人は、本一般社団法人誓約書において、当社に対して、当社の破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始又はこれらに類似する倒産手続開始の申立てを行わず、かつ、当社が発行する社債に係る当社の一切の債務が完済されるまでの間、当社の解散決議を行わないこと(但し、この約束の効力については前述のとおり判例等による確立した取扱いが存在していないことから、その効力は必ずしも明らかではありません。)、当社の資産の流動化に係る業務の円滑な遂行が妨げられるおそれ(当社が発行する社債の元利金の支払又はその格付に悪影響を与えるおそれを含みますが、これに限られません。本(b)において、以下同じです。 )のある当社の定款の変更、当社の取締役及び監査役の選解任、又はその他当社の業務遂行若しくは債務負担を生ぜしめ、又は生ぜしめるおそれのあるいかなる行為も行わず、また当社の取締役をして行わしめないことを約束していますので、理事の業務執行の態様による悪影響が生じる実際上の可能性は高くはないものと当社は考えています。また、本一般社団法人の定款において、理事の欠格事由を定め、典型的に理事として適切な業務執行を期待できない者が理事に選任される可能性を排除しています。

(c) 本一般社団法人の社員は、理事の選任権及び解任権を含む社員の権利を行使することにより、本一般社団法人の運営を管理することができるとともに、本一般社団法人が普通株式の株主である当社の取締役の解任権及び選任権を含む普通株式の株主の権利を、間接的に行使することができるため、本一般社団法人の社員の権利行使の態様によっては、当社の運営に悪影響が及ぶ可能性があります。しかしながら、本一般社団法人の設立時の社員3名はいずれも会計事務所所員(うち2名は税理士)であり、また、定款において社員の資格を有する者を限定し、典型的に社員として適切な権利行使を期待できない者が社員となる可能性を排除しています。さらに、本一般社団法人の定款では、新たな者が社員として入社するには、社員全員の書面による同意を得ることが必要と定めています。以上の状況から、本一般社団法人の社員による権利行使が当社の運営に悪影響を及ぼす実際上の可能性は高くはないものと当社は考えています。

#### 1 本一般社団法人が他の会社の株式等を取得・保有することから生じるリスク

本一般社団法人は、現在、本普通株式、日本生命第2回劣後ローン流動化株式会社、日本生命第3回劣後ローン流動化株式会社、日本生命第4回劣後ローン流動化株式会社、日本生命第5回劣後ローン流動化株式会社、日本生命第6回劣後ローン流動化株式会社及び日本生命2021基金流動化株式会社の株式以外に、他の会社の株式等を取得・保有しておらず、また借入による資金調達を行っていません。しかし、将来において、本一般社団法人が他の会社の株式等を追加的に取得し、当該株式等の発行体が社債その他の有価証券の発行又は借入により債務を負担した場合、本一般社団法人がかかる株式等を取得し、租税支払、維持費用その他全ての支払債務を履行するために必要な金額の基金の拠出を受けておらず、借入金等でその資金調達を行った場合には、当該株式等の発行体がデフォルトに陥り、その株式等の価値が毀損したときには、本一般社団法人は債務超過に陥る可能性があります。また、拠出された基金を他の目的のために流用した場合には、本一般社団法人は支払不能に陥る可能性があります。

かかるリスクについては、本一般社団法人は、かかる追加的な株式等の取得をする場合には、本一般社団法人誓約書において、事前に、(a)その取得代金その他かかる取得に付随関連する一切の費用(かかる追加取得に伴い業務受託者の報酬が増額する場合には、その増額分を含みますが、これに限られません。 )を支払うために十分な金額の基金の拠出を受け、その基金払込金を一定の口座で管理し、かつ、(b)かかる株式等の追加取得が本

社債の格付を低下させることにはならないことを本信用格付業者に確認することを当社及び本社債管理者に対して約束しているため、かかる約束が遵守されている限りにおいて、本一般社団法人が他の会社の株式等を取得することを原因として、債務超過や支払不能に陥り、倒産手続が開始することになる可能性は低いと当社は考えています。

m 本社債権者が担保を有しないことによる影響

本社債権者は、当社の特定の資産に対し担保権(対抗要件の具備の有無を問いません。)を有しておらず、当社に関する破産手続、更生手続、再生手続又は特別清算手続の場合、本社債権者は、配当額の分配において無担保債権者として扱われ、当社の資産に対して設定された対抗要件を具備した担保権(抵当権、質権等)等を有する債権者に劣後することになります。

かかるリスク要因に対しては、本社債管理委託契約において、当社は、本社債の元金金の全てが支払われ、又は償還されるまでの間、本社債を除き、本金融債務を負担せず、また、(a)本社債管理者の事前の書面による承諾があり、かつ(b)本信用格付業者が本社債に付与した格付が当該債務負担行為により低下させられるものではないことを事前に本信用格付業者に確認した場合を除き、本金融債務以外の債務((a)本社債管理委託契約、本劣後ローン契約、本劣後ローン債権譲渡契約、本社債事務委託契約、本資産管理委託契約、本引受契約及びその他本社債発行に関し必要な契約に基づき、払込期日までに負担されたもの並びに(b)本社債買入消却関連合意に基づくものを除きます。)を負担しない旨が定められており、本社債権者に優先又は競合して当社の資産から回収することのできる重要な債権者が他に存在する可能性を低減する対応が図られています。しかしながら、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

n 法令の変更等に関するリスク

本社債は本社債の発行日現在の法令に基づいて発行され、本劣後ローン契約その他関係する契約も、当該契約締結日時点の法令に基づいて締結されています。これらの時点以降、本社債又は本劣後ローン契約の有効性その他の事項に悪影響を与える法令の変更等が行われた場合、本社債の利息の支払又は元本の償還に悪影響が及ぶ可能性があります。

なお、法令の変更等により、資本事由、税制事由、資本性変更事由、グロスアップ事由又は税制事由(本社債)が生じ、かつ継続している場合、日本生命は、その選択により、残存する本劣後ローン元本の全部を期限前償還することができ、その場合、当社は、残存する本社債の元本の全部を期限前償還することとされています。本社債の期限前償還が行われるリスクについては、前記b「本社債の元本の償還に関するリスク」、(c)「本社債の期限前償還に関するリスク」をご参照下さい。

o 税制の変更等に関するリスク

本報告書提出日以降、税制の変更等により、当社の公租公課の負担が増加した場合、本社債の利息の支払又は元本の償還の資金が不足し、当社による本社債の利息の支払又は元本の償還ができなくなる可能性があります。

なお、税制の変更等により、税制事由、グロスアップ事由又は税制事由(本社債)が生じ、かつ継続している場合、日本生命は、その選択により、残存する本劣後ローン元本の全部を期限前償還することができ、その場合、当社は、残存する本社債の元本の全部を期限前償還することとされています。本社債の期限前償還が行われるリスクについては、前記b「本社債の元本の償還に関するリスク」、(c)「本社債の期限前償還に関するリスク」をご参照下さい。

p 保険会社が本社債を取得する際の留意事項

平成8年大蔵省告示第50号(「保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件」)(平成8年2月29日)(その後の改正を含みます。)(以下「本告示」といいます。)(第1条の2第1項によれば、「法(保険業法を意味します。以下同じです。)(第130条第1号、第202条第1号又は第228条第1号に掲げる額の計算にあたっては、他の保険会社等(保険会社又は少額短期保険業者をいいます。以下この条において同じです。)(の保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の向上のため、又は法第106条第1項第3号から第5号までに掲げる会社を子会社等(法第110条第2項に規定する子会社等をいいます。以下この条において同じです。)(としている場合における当該子会社等の自己資本比率等の向上のため、意図的に当該他の保険会社等又は子会社等の株式その他の資本調達手段(前条第4項第5号イ及びロに掲げるものを含みます。以下この条において同じです。)(を保有(外国保険会社等及び引受社員にあっては、日本において保有)していると認められる場合(第三者に対する貸付け等を通じて意図的に当該第三者に保有させていると認められる場合を含みます。)(における、当該保有している他の保険会社等又は子会社等の資本調達手段の額(次項において「控除額」といいます。)(を控除するものとする。」とされています。本社債は、日本生命に対して拠出された本劣後ローン債権を主な財産とする当社が発行した社債であり、法形式的には日本生命が直接発行する資本調達手段ではありません。しかし、当社の主な財産が日本生命に対して拠出された本劣後ローン債権であるという本社債の実質的な性格から、保険会社等(上記条項に定義される意味によります。以下本pにおいて同じです。)(が本社債を保有する場合には本告示との関係において「当該他の保険会社等又は子会社等の株式その

他の資本調達手段(略)を保有」しているものと解され、その結果、保険業法第130条第1号、第202条第1号又は第228条第1号に掲げる額の計算にあたって保有している本社債の金額が控除される可能性があります。

q 本社債の性質が市場価格に及ぼす影響に関するリスク

前記b「本社債の元本の償還に関するリスク」、(a)「本社債の元本が最終償還日に償還されないリスク」及びc「本社債の利息の支払に関するリスク」に記載のとおり、本劣後ローン任意停止若しくは本劣後ローン強制停止又は本劣後ローン償還要件の未充足による本劣後ローン最終償還日の延期により、本社債の利払停止が行われ、又は最終償還日が延期される可能性があります。

利払停止の可能性がある本社債の市場価格は、かかる可能性のない通常の社債に比べて市場価格が不安定なものとなるおそれがあります。仮に、本社債の利払停止が行われ、又は最終償還日が延期された場合、本社債の市場価格に悪影響を及ぼす可能性があります。かかる利払停止又は最終償還日の延期中に本社債を売却する場合、当社が当該繰り延べられた利息の支払又は延期された元本の償還を受けるまで本社債を保有する場合に比べ低い利益しか得られない可能性があります。

また、本社債権者は、かかる利払停止又は最終償還日の延期により特段の救済を得られるわけではありません。なお、本劣後ローン契約上、本劣後ローン任意停止若しくは本劣後ローン強制停止又は本劣後ローン償還要件の未充足による本劣後ローン最終償還日の延期によっても、日本生命の基金に係る元利金その他一切の支払及び社員配当の支払は禁止されないものとされています。

このような性質をもつ有価証券である本社債に対する投資者の需要は、市場参加者、監督官庁、格付機関等の第三者による評価により変わり得ます。従って、本社債権者は、本社債を売却する場合において、その取得価格よりも大幅に低い価格でしか売却できず、売却損を生じるリスクがあります。

かかるリスク要因は、本社債の商品性の他、市場の金利水準や、流通市場の整備状況等に内在するものであり、当社による対応が不可能な外的要因にかかわるものであるため、当社による特段の対応は図られていません。

r 市場性に関するリスク

本社債の処分価格は、当社及び日本生命の財務状態、法制や税制の変更、市場の金利水準等様々な要素の影響を受けます。特に市場の金利水準が上昇する過程では本社債の価格は下落することが想定されます。従って、本社債の第三者への譲渡に際しては、これらの諸要素に起因して売却損を生じるリスクがあります。

また、本社債の流通市場は現在確立されておらず、本社債の流通性は何ら保証されるものではありません。流通市場の未整備により、本社債の売却が困難となることや、売却価格に悪影響が及びる可能性もあります。

かかるリスク要因は、市場の金利水準や、流通市場の整備状況等当社による対応が不可能な外的要因にかかわるものであるため、当社による特段の対応は図られていません。

s 劣後ローン同順位劣後債務並びに本劣後ローン債務及び本社債に関する通知の時期に関するリスク

本社債の償還(期限前償還を含みます。)、利払停止及び未払残高の支払に関する本社債権者及び本社債管理者への通知並びにその他日本生命から通知される事項に基づき本社債権者及び本社債管理者に通知される事項に関する通知(以下「本社債日本生命関連通知」といいます。 )は、全て、日本生命から本劣後ローン債務の償還(期限前償還を含みます。)、本劣後ローン任意停止及び本劣後ローン強制停止、本劣後ローン未払残高の支払並びにその他の日本生命から通知される事項に関する通知(以下「本劣後ローン日本生命関連通知」といいます。 )を当社が受領した後に行われます。従って、日本生命が本劣後ローン同順位劣後債務に関し、本劣後ローン日本生命関連通知と同趣旨の通知を同時に行った場合であっても、本社債日本生命関連通知は、かかる日本生命の本劣後ローン同順位劣後債務に関する通知に遅れることがあります。その結果、本社債権者は、本劣後ローン同順位劣後債務の債権者が本劣後ローン同順位劣後債務に関するこれらの事項を知るよりも後に、本社債に関するこれらの事項を知ることがあり、かかる通知を受ける時点の差に起因して、本劣後ローン同順位劣後債務の債権者に比べて本社債の売却その他の回収手段につき制約を受ける可能性があるほか、本社債の価格変動その他の影響を受ける可能性があります。

かかるリスク要因は、本社債の商品性に内在するものであり、当社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、当社による特段の対応は図られていません。

期限の利益喪失事由

本社債は期限の利益喪失に関する特約を付しません。また、本社債権者は、会社法第739条に基づく決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはありません。

期限前償還

本社債の元本は、後記「償還期限及び償還の方法」、b「償還の方法及び期限」、(b)又は(c)の記載に基づき期限前償還されることがあります。

#### 利息支払の停止

本社債の利息は、後記「利払日及び利息支払の方法」、b「利息支払の方法及び期限」、(f)「利息支払の停止」の記載に基づき、その支払が繰り延べられることがあります。

#### 倒産手続の放棄及び責任財産限定特約等

- a 本社債権者は、本社債の元利金が全て償還され又は支払われてから1年と1日を経過するまでの間は、当社又はその資産について、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始その他法令上適用のあり得る同様の法的手続の開始を自ら又は第三者を通じて申し立てたり、第三者による申立てに対し参加、同意等をしたりしないものとします。
- b 本社債権者は、当社による本社債に基づく元利金支払債務その他の債務の履行は、本責任財産のみを責任財産として、かつ、本件社債管理委託契約に記載されている管理資産からの支払順序及び方法によってのみ行われることに合意し、本社債権者は、ここにおいて、かかる債務の履行による満足を得るために本責任財産以外の財産について、強制執行、差押、仮差押、保全処分その他類似の手続の申立てを行わないことに合意するものとします。
- c 本社債権者は、償還日が到来した場合において、本責任財産から支払が行われた後に、なお本社債について未償還の元金又は未払の利息が存在する場合、本社債の未償還元金総額及び未払利息額が本責任財産が換価された金額を超過する範囲においてその債権を放棄するものとします。

#### 劣後条件等

- a 劣後特約(当社劣後事由)

当社は、当社劣後事由の発生後速やかに、本社債権者及び本社債管理者に対して、当社劣後事由が発生した事実を通知します。当社劣後事由が発生し、継続している期間中、本社債に関する一切の請求権は、劣後支払条件(当社劣後事由)が成就した場合にのみ発生します。
- b 劣後特約(本劣後ローン劣後事由(本社債))

当社は、本劣後ローン劣後事由が発生した場合である本劣後ローン劣後事由(本社債)が発生した場合には、速やかに、本社債権者及び本社債管理者に対して、本劣後ローン劣後事由(本社債)が発生した事実を通知します。本劣後ローン劣後事由(本社債)が発生し、継続している期間中、本社債に関する一切の請求権は、劣後支払条件(本劣後ローン劣後事由)が成就した場合にのみ発生します。
- c 上位債権者に対する不利益変更の禁止

本社債要項の各条項は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じません。この場合に、上位債権者とは、当社に対し当社上位債務に係る債権を有する全ての者及び日本生命に対し、本劣後ローン上位債務に係る債権を有する全ての者をいいます。
- d 劣後特約に反する支払の禁止

劣後事由発生後、劣後支払条件(当社劣後事由)及び劣後支払条件(本劣後ローン劣後事由)が成就していないにもかかわらず、本社債の元利金の全部又は一部が本社債権者に支払われた場合には、その支払は無効とし、当該本社債権者は受領した元利金を直ちに当社に返還します。
- e 相殺禁止
  - (a) 当社について清算手続が開始され、かつ継続している場合、破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、再生手続開始の決定がなされた場合(但し、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定した場合、再生計画不認可の決定が確定した場合、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了した場合、又は再生計画取消の決定が確定した場合を除きます。)、又は日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続若しくはこれらに準ずる手続が行われている場合には、劣後支払条件(当社劣後事由)が成就しない限りは、本社債権者は、当社に対して負う債務と本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺してはなりません。
  - (b) 本劣後ローン劣後事由(本社債)が発生し、継続している場合には、本社債権者は、劣後支払条件(本劣後ローン劣後事由)が成就しない限りは、当社に対して負う債務と本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺してはなりません。

## 本社債に関する信用格付

## a 信用格付を特定するための事項

利息の利払日における支払と元金の最終償還日における全額償還の安全性について、本社債は、本信用格付業者から、A+の予備格付を2018年3月16日付で取得し、また、本信用格付業者から、A+の本格付を2018年4月27日に取得しました。なお、2020年5月末日現在の格付はA+となっております。

## b 信用格付の前提及び限界に関する説明

R & Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性(信用力)に対するR & Iの意見です。R & Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではありません。信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではありません。また、R & Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていません。

R & Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じていますが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R & Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがあります。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがあります。

## 利率

- a 払込期日の翌日(当日を含みます。)から2028年4月27日(当日を含みます。)までは、年1.05%とします。
- b 2028年4月27日の翌日(当日を含みます。)以降は、各利率改定日に改定され、各改定後利率適用期間について、当該改定後利率適用期間に係る利率基準日における5年物円スワップのオフアード・レートに年1.74%を加えて小数第3位を切り上げた値とします。
- c 当社は、本社債管理者に前記bに定める利率確認事務を委託し、本社債管理者は各利率基準日に当該利率を確認します。
- d 当社及び本社債管理者は、各改定後利率適用期間の開始日から5銀行営業日以内(改定後利率適用期間の開始日を含みます。)に、前記bにより決定された本社債の利率を、各本店において、その営業時間中、一般の閲覧に供します。

## 利払日及び利息支払の方法

## a 元利金支払の方法

本社債に関する元金及び利息は、振替法及び振替機関業務規程等に従って支払われます。

## b 利息支払の方法及び期限

- (a) 本社債利息は、払込期日の翌日(当日を含みます。)からこれを付し、2018年10月27日を第1回の利払日としてその日までの分を支払い、その後各利払日にその日までの前半か年分を支払います。
- (b) 利払日が銀行営業日でない場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。なお、かかる繰り上げは、支払われる本社債利息の金額に影響を与えるものではありません。
- (c) 半か年に満たない期間につき本社債に係る利息を計算するときは、その半か年の日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。
- (d) 本社債の償還日以降、当該償還額(本社債の元本の支払が不当に留保若しくは拒絶された場合又は本社債の元本の支払に関して債務不履行が生じている場合を除きます。)に係る利息は発生しないものとします。なお、( ) 当該償還日において残存する経過利息又は 当該償還日が利払日に該当する場合の本社債利息及び( )未払残高は、後記「償還期限及び償還の方法」、b「償還の方法及び期限」の記載に従い償還とともに支払われます。
- (e) 本社債利息及び経過利息の支払については、本b「利息支払の方法及び期限」の記載のほか、後記(f)「利息支払の停止」及び(g)「未払残高の支払」並びに前記「劣後条件等」、a「劣後特約(当社劣後事由)」及びb「劣後特約(本劣後ローン劣後事由(本社債))」の記載に従います。

## (f) 利息支払の停止

当社は、利払停止事由が生じた場合には、本社債権者及び本社債管理者に対し、速やかに(但し、当該利払日の10銀行営業日前までに)通知を行うことにより、当該通知に係る利払日における本社債利息の支払の全部

(一部は不可)を繰り延べます。当該繰り延べられた本社債利息の未払金額である利払停止金額には、利息を付しません。

(g) 未払残高の支払

- ( ) 当社は、未払残高支払事由が生じた場合には、当該未払残高支払事由に係る本劣後ローン未払残高支払額相当額である支払金額を、本社債権者及び本社債管理者に対し、本( )の記載に従った支払を行う利払日から10銀行営業日以上15銀行営業日以内の事前の通知(かかる通知には支払われる未払残高を記載することを要します。)を行うことにより、未払残高支払事由が発生した後最初に到来する利払日(但し、当該利払日に先立って上記の事前通知を行うことが実務上不可能な場合には、翌利払日)に、当該利払日時点の本社債権者に支払います。その場合、支払われる金額は、各本社債権者が各口座管理機関(振替機関業務規程等に定める口座管理機関をいいます。)の各口座に保有する各本社債の金額の総額に、支払金額の一通貨あたりの利子額を乗じて算出されます。
- ( ) 当社が未払残高の一部を支払う場合、当該支払は、最も早い利払日に係る利払停止金額から順に充当されます。
- ( ) 未払残高の支払については、本b「利息支払の方法及び期限」の記載のほか、前記「劣後条件等」、a「劣後特約(当社劣後事由)」及びb「劣後特約(本劣後ローン劣後事由(本社債))」記載の劣後特約に従います。

償還期限及び償還の方法

a 償還価額

各社債の金額100円につき金100円

b 償還の方法及び期限

- (a) 本社債の元本は、後記(b)又は(c)の記載に基づき期限前償還される場合及び後記(e)の記載に基づき買入消却される場合を除き、最終償還日に、その残存総額を、最終償還日を利払日とする本社債利息及び未払残高の支払とともに償還します。但し、後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」、 「本劣後ローン債権の概要」、 e「償還方法」、(a)の記載に基づき、本劣後ローン最終償還日が延期された場合には、最終償還日は延期後の本劣後ローン最終償還日の直後の利払日まで延長されるものとし、その間も、当該利払日(当日を含みます。)まで、後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」、 「本劣後ローン債権の概要」、 f「利率」、(b)に記載する利息が発生するものとし、
- 当社は、後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」、 「本劣後ローン債権の概要」、 e「償還方法」、(a)の記載に基づく本劣後ローン償還要件の充足有無の通知を受領後、速やかに(但し、最終償還日又は延長後の最終償還日より30日以上60日以内の事前の)通知を行うことにより、本社債権者及び本社債管理者に対して、当該最終償還日又は延長後の最終償還日における本社債の元本の償還の有無を通知するものとします。
- (b) 当社は、後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」、 「本劣後ローン債権の概要」、 h「期限前償還」、(a)の記載に基づき、本劣後ローン期限前償還が本劣後ローン利払日において行われる旨の通知を受領した場合には、本社債権者及び本社債管理者に対し、速やかに(但し、当該本劣後ローン利払日の直後の利払日である本社債期限前償還日(利払日)より30日以上60日以内の事前の)通知(撤回不能とします。)を行うことにより、本社債期限前償還日(利払日)において、当該時点で残存する本社債の元本の全部(一部は不可)を、各社債の金額100円につき金100円の割合で、当該利払日における本社債利息及び未払残高の支払とともに償還します。
- (c) 当社は、後記(2)「管理資産を構成する資産の管理の概況」、 「本劣後ローン債権の概要」、 h「期限前償還」、(a)の記載に基づき、本劣後ローン期限前償還が本劣後ローン利払日以外の日において行われる旨の通知を受領した場合には、本社債権者及び本社債管理者に対し、速やかに(但し、当該本劣後ローン期限前償還が行われる日の3銀行営業日後の日である本社債期限前償還日(利払日以外)より30日以上60日以内の事前の)通知(撤回不能とします。)を行うことにより、本社債期限前償還日(利払日以外)において、当該時点で残存する本社債の元本の全部(一部は不可)を、各社債の金額100円につき金100円の割合で、当該日(当日を含みます。)までの経過利息及び未払残高の支払とともに償還します。
- (d) 前記(a)から(c)までの記載に基づき本社債が償還されるべき償還日が銀行営業日でない場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。なお、かかる繰り上げは、償還日(当日を含みます。)までの経過利息又は償還日が利払日に該当する場合の本社債利息の金額に影響を与えるものではありません。
- (e) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、振替機関が別途定める場合を除き、本劣後ローンの償還が日本生命と本劣後ローン貸付人との間で合意された場合に、いつでもこれを行うことができます。
- (f) 本社債の元本の償還及び買入消却については、本b「償還の方法及び期限」の記載のほか、前記「劣後条件等」、 a「劣後特約(当社劣後事由)」及び同b「劣後特約(本劣後ローン劣後事由(本社債))」記載の劣後特約に従います。



## (2) 【管理資産を構成する資産の管理の概況】

## 本劣後ローン債権の概要

管理資産は、本劣後ローン契約に基づき大和証券が取得し、本劣後ローン債権譲渡契約に基づき大和証券から当社に譲渡された日本生命に対する劣後特約付の貸付債権である本劣後ローン債権です。

本劣後ローン契約に基づく本劣後ローン債権の概要は以下のとおりです。

## a 金額

金1,000億円

## b 用途

自己資本の充実を目的に、調達手段の多様化及び資本政策の柔軟性を確保する観点から本劣後ローンによる資金調達を行い、本劣後ローンの手取金を運転資金等に充当します。

## c 貸付実行日

本劣後ローン貸付実行日

## d 本劣後ローン最終償還日

2048年4月27日の3銀行営業日前の日をいい、後記e「償還方法」、(a)の記載に基づき延期された場合には、当該延期後の日をいいます。

## e 償還方法

(a) 劣後ローンの元本は、後記h「期限前償還」、(a)の記載に基づき期限前償還される場合を除き、本劣後ローン償還要件を充足した上で、本劣後ローン最終償還日に、その残存総額を、本劣後ローン最終償還日を本劣後ローン利払日とする本劣後ローン利息及び本劣後ローン未払残高の支払とともに償還します。

本劣後ローン償還要件が充足されないことにより本劣後ローンが本劣後ローン最終償還日に償還されない場合、本劣後ローン最終償還日は本劣後ローン償還要件が充足される最初の本劣後ローン利払日まで延長されるものとし、その間も、後記g「利息支払期日及び方法」の記載に従って利息が発生するものとし、

日本生命は、本劣後ローン最終償還日又は延長後の本劣後ローン最終償還日より30日以上60日以内の事前の通知を行うことにより、本劣後ローン貸付人に対して、本劣後ローン償還要件の充足の有無を通知するものとし、本劣後ローン償還要件の充足の有無については当該通知の内容が本劣後ローン貸付人を拘束するものとし、

(b) 前記(a)に基づき本劣後ローンが償還されるべき日である本劣後ローン償還日が銀行営業日でない場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。なお、かかる繰り上げは、本劣後ローン償還日に支払われるべき本劣後ローン経過利息又は本劣後ローン利息の金額に影響を与えるものではありません。

(c) 本劣後ローンの元本の償還については、本e「償還方法」の記載のほか、後記j「劣後条件等」、(a)「劣後特約」記載の劣後特約に従います。

## f 利率

(a) 当初期間は、年1.05%とします。

(b) 2028年4月27日の翌日(当日を含みます。)以降は、各利率改定日に改定され、各改定後利率適用期間について、当該改定後利率適用期間に係る利率基準日における5年物円スワップのオフワード・レートに年1.74%を加えて小数第3位を切り上げた値とします。

(c) 本劣後ローン貸付人は各利率基準日に前記(a)及び(b)に記載する利率を確認し、当該利率基準日から7銀行営業日以内に当該利率を日本生命に書面で通知します。

## g 利息支払期日及び方法

## (a) 利息支払の方法

( )本劣後ローン利息は、本劣後ローン貸付実行日の翌日(当日を含みます。)からこれを付し、当初期間においては、各本劣後ローン利払日に、同日までの実日数にかかわらず、本劣後ローンの元本金額に前記f「利率」、(a)に記載の利率を乗じ、2で除して算出した金額を支払います。当初期間における各本劣後ローン利払日において支払われるべき利息の金額は525,000,000円です。

改定後利率適用期間においては、各本劣後ローン利払日に、同日までの実日数にかかわらず、本劣後ローンの元本金額に前記f「利率」、(b)に記載の利率を乗じ、2で除して算出した金額を支払います。

( )前記( )に別段の記載がある場合を除き、半か年に満たない期間につき本劣後ローンに係る利息を計算するときは、その半か年の日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。

( )本劣後ローン償還日以降、当該償還額(本劣後ローンの元本の支払が不当に留保若しくは拒絶された場合又は本劣後ローンの元本の支払に関して債務不履行が生じている場合を除きます。)に係る利息は発生しないものとします。なお、ア 当該本劣後ローン償還日において残存する本劣後ローン経過利息又はイ 当該本劣後ローン償還日が本劣後ローン利払日に該当する場合の本劣後ローン利息及び 本劣後ローン未払残高は、前記e「償還方法」又は後記h「期限前償還」の記載に従い償還とともに支払われます。

( )本劣後ローン利息及び本劣後ローン経過利息の支払については、本g「利息支払期日及び方法」の記載のほか、後記j「劣後条件等」、(a)「劣後特約」記載の劣後特約に従います。

#### (b) 利払の任意停止

日本生命は、その裁量により、本劣後ローン利払日の15銀行営業日前の日である本劣後ローン通知基準日までに本劣後ローン貸付人に対し通知を行うことにより、当該通知に係る本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払の全部(一部は不可)を繰り延べることができます。当該繰り延べられた本劣後ローン利息の未払金額である本劣後ローン任意停止金額には、利息を付しません。

#### (c) 利払の強制停止

日本生命は、本劣後ローン通知基準日の5銀行営業日前において、( )資本不足事由が生じ、かつ継続している場合、又は( )本劣後ローン若しくは本劣後ローン同順位劣後債務がその直前の支払期日において支払を停止している場合には、当該本劣後ローン通知基準日までに本劣後ローン貸付人に対して通知した上で、当該本劣後ローン通知基準日に係る本劣後ローン利払日以降、当該事象が解消されるまでの間に到来する本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払の全部を繰り延べなければなりません。当該繰り延べられた本劣後ローン利息の未払金額である本劣後ローン強制停止金額には、利息を付しません。

#### (d) 本劣後ローン未払残高の支払

( )日本生命は、その裁量により、本劣後ローン未払残高の全部又は一部の支払を、5銀行営業日以上15銀行営業日以内の本劣後ローン貸付人に対する事前の通知(かかる通知には支払われる本劣後ローン利払停止金額を記載することを要します。)を行うことにより、いつでも行うことができます。但し、かかる支払は、当該通知の時点において、適用ある規制上の要件を充足し、資本不足事由が発生しておらず、また、本劣後ローン同順位劣後債務がその支払を停止していないことを条件とします。

( )前記、前記(b)及び(c)並びに後記(f)の記載にかかわらず、本劣後ローン同順位劣後債務の支払が停止している場合であっても、日本生命は、直近の本劣後ローン利払日における本劣後ローン未払残高の全部又は一部の支払を行うことができます。但し、当該本劣後ローン同順位劣後債務の直近の利払日における未払残高について、実質的に同時に、本劣後ローン未払残高に占める支払額の比率と同一の比率(かかる比率の算定において、外貨換算その他の要素については日本生命が適当と認める方法により行うものとします。)で支払うことをその条件とします。なお、当該本劣後ローン同順位劣後債務の要項又は条件上、かかる実質的に同時の支払ができない場合には、当該本劣後ローン同順位劣後債務の直後の利払日における支払も認められるものとします。

( )日本生命が本劣後ローン未払残高の一部を支払う場合、当該支払は、最も早い本劣後ローン利払日に係る本劣後ローン利払停止金額から順に充当されます。

( )本劣後ローン未払残高の支払については、本(d)のほか、後記j「劣後条件等」、(a)「劣後特約」記載の劣後特約に従います。

#### (e) グロスアップ

日本生命は、本劣後ローン契約に基づく債務の支払につき、法令等により要求される場合を除き、公租公課等を控除してはなりません。日本生命が支払うべき金額から公租公課等を控除しなければならない場合には、日本生命は、本劣後ローン貸付人が公租公課等を課せられない場合に受領できる金額を受領できるように必要な金額を追加して支払うものとします。かかる場合、日本生命は、源泉徴収に係る日本の租税当局その他の監督官庁により発行された納税証明書を、支払を行った日より30日以内に本劣後ローン貸付人に宛てて直接送付します。

#### (f) 本劣後ローン同順位劣後債務等の支払停止

日本生命が本劣後ローンに係る利息の支払の停止に係る通知をした場合又は前記(a)から(e)までの記載に従って本劣後ローンに係る利息の支払が停止している場合、日本生命は、本劣後ローン同順位劣後債務若しくは日本生命の清算手続における支払につき本劣後ローンに係る債務に劣後することが明示された日本生命の債務(日本生命の基金に係る債務及びかかる債務の条件として支払を行わないことが許容されていない債務を除きます。)に係る利息若しくは配当の支払、償還若しくは買入消却を行うこと、又は日本生命の子会社をして行わせることはできません。但し、日本生命の基金に係る元利金その他一切の支払及び社員配当の支払は禁止されません。

### h 期限前償還

(a) 日本生命は、以下の場合において本劣後ローンを償還することができます。

( )日本生命の選択による償還

日本生命は、その選択により、本劣後ローン任意償還日に、本劣後ローン償還要件を充足した上で、本劣後ローン貸付人に対し本劣後ローン任意償還日より30日以上60日以内の事前の通知(本劣後ローン償還要件

を充足した旨の記載を含むものとし、撤回不能とします。)を行うことにより、本劣後ローン任意償還日時点で残存する本劣後ローンの元本の全部(一部は不可)を、本劣後ローン任意償還日を本劣後ローン利払日とする本劣後ローン利息及び本劣後ローン未払残高の支払とともに償還することができます。

( )資本事由による償還

本劣後ローン貸付実行日以降に資本事由が生じ、かつ継続している場合、日本生命は、その選択により、日本生命が当該償還のために設定する日である資本事由償還日に、本劣後ローン償還要件を充足した上で、本劣後ローン貸付人に対し資本事由償還日より30日以上60日以内の事前の通知(撤回不能とします。)を行うことにより、資本事由償還日時点で残存する本劣後ローンの元本の全部(一部は不可)を、ア 資本事由償還日が本劣後ローン利払日以外の日である場合、資本事由償還日の直前の本劣後ローン利息計算基準日の翌日(当日を含みます。)から資本事由償還日の3銀行営業日後の日(当日を含みます。)までの期間を計算期間とする本劣後ローン経過利息又はイ 資本事由償還日が本劣後ローン利払日に該当する場合、本劣後ローン利息及び 本劣後ローン未払残高の支払とともに償還することができます。

( )税制事由による償還

本劣後ローン貸付実行日以降に税制事由が生じ、かつ継続している場合、日本生命は、その選択により、日本生命が当該償還のために設定する日である税制事由償還日に、本劣後ローン償還要件を充足した上で、本劣後ローン貸付人に対し税制事由償還日より30日以上60日以内の事前の通知(撤回不能とします。)を行うことにより、税制事由償還日時点で残存する本劣後ローンの元本の全部(一部は不可)を、ア 税制事由償還日が本劣後ローン利払日以外の日である場合、税制事由償還日の直前の本劣後ローン利息計算基準日の翌日(当日を含みます。)から税制事由償還日の3銀行営業日後の日(当日を含みます。)までの期間を計算期間とする本劣後ローン経過利息又はイ 税制事由償還日が本劣後ローン利払日に該当する場合、本劣後ローン利息及び 本劣後ローン未払残高の支払とともに償還することができます。

( )資本性変更事由による償還

資本性変更事由が生じ、かつ継続している場合、日本生命は、その選択により、日本生命が当該償還のために設定する日である資本性変更事由償還日に、本劣後ローン償還要件を充足した上で、本劣後ローン貸付人に対し資本性変更事由償還日より30日以上60日以内の事前の通知(撤回不能とします。)を行うことにより、資本性変更事由償還日時点で残存する本劣後ローンの元本の全部(一部は不可)を、ア 資本性変更事由償還日が本劣後ローン利払日以外の日である場合、資本性変更事由償還日の直前の本劣後ローン利息計算基準日の翌日(当日を含みます。)から資本性変更事由償還日の3銀行営業日後の日(当日を含みます。)までの期間を計算期間とする本劣後ローン経過利息又はイ 資本性変更事由償還日が本劣後ローン利払日に該当する場合、本劣後ローン利息及び 本劣後ローン未払残高の支払とともに償還することができます。

( )グロスアップ事由による償還

グロスアップ事由が生じ、かつ継続している場合、日本生命は、その選択により、日本生命が当該償還のために設定する日であるグロスアップ事由償還日に、本劣後ローン償還要件を充足した上で、本劣後ローン貸付人に対しグロスアップ事由償還日より30日以上60日以内の事前の通知(撤回不能とします。)を行うことにより、グロスアップ事由償還日時点で残存する本劣後ローンの元本の全部(一部は不可)を、ア グロスアップ事由償還日が本劣後ローン利払日以外の日である場合、グロスアップ事由償還日の直前の本劣後ローン利息計算基準日の翌日(当日を含みます。)からグロスアップ事由償還日の3銀行営業日後の日(当日を含みます。)までの期間を計算期間とする本劣後ローン経過利息又はイ グロスアップ事由償還日が本劣後ローン利払日に該当する場合、本劣後ローン利息及び 本劣後ローン未払残高の支払とともに償還することができます。

( )税制事由(本社債)による償還

本劣後ローン貸付実行日以降に税制事由(本社債)が生じ、かつ継続している場合、日本生命は、その選択により、日本生命が当該償還のために設定する日である税制事由(本社債)償還日に、本劣後ローン償還要件を充足した上で、本劣後ローン貸付人に対し税制事由(本社債)償還日より30日以上60日以内の事前の通知(撤回不能とします。)を行うことにより、税制事由(本社債)償還日時点で残存する本劣後ローンの元本の全部(一部は不可)を、ア 税制事由(本社債)償還日が本劣後ローン利払日以外の日である場合、税制事由(本社債)償還日の直前の本劣後ローン利息計算基準日の翌日(当日を含みます。)から税制事由(本社債)償還日の3銀行営業日後の日(当日を含みます。)までの期間を計算期間とする本劣後ローン経過利息又はイ 税制事由(本社債)償還日が本劣後ローン利払日に該当する場合、本劣後ローン利息及び 本劣後ローン未払残高の支払とともに償還することができます。

( )本社債の買入消却に伴う償還

本劣後ローン貸付人が当社である場合において、当社が本社債買入消却を行う場合においては、本劣後ローン貸付人は、日本生命と本社債買入消却及びこれに伴う本劣後ローンの元本の償還に関する事前の書面による合意である本社債買入消却関連合意を行うものとし、

本社債買入消却関連合意が成立した場合には、日本生命は、本社債買入消却関連合意に従い、本劣後ローン償還要件を充足した上で、本社債買入消却関連合意に規定する金額の本劣後ローンの元本を償還し、

本社債買入消却関連合意に規定する金額の本劣後ローンの利息(経過利息を含みます。)及び本劣後ローン未払残高(本社債買入消却関連合意において支払が合意された場合及び当該合意された金額に限りま

す。)を支払います。  
日本生命が本社債買入消却関連合意に基づき本劣後ローンの元本の償還として支払った金額にかかわらず、本社債買入消却関連合意に基づく本劣後ローンの元本の償還に伴い、本社債買入消却によって買入れられる本社債の金額相当額の本劣後ローンの元本が償還されたものとみなされ、かつ、本社債買入消却によって買入れられる本社債の金額相当額の本劣後ローンの元本に対応する利息(経過利息を含みます。)及び本劣後ローン未払残高が支払われたものとみなされるものとします。

- (b) 前記(a)に基づき本劣後ローンが償還されるべき日である本劣後ローン償還日が銀行営業日でない場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。なお、かかる繰り上げは、本劣後ローン償還日に支払われるべき本劣後ローン経過利息又は本劣後ローン利息の金額に影響を与えるものではありません。
- (c) 本劣後ローンの元本の期限前償還については、本「h」期限前償還」の記載のほか、後記「j」劣後条件等」、(a)「劣後特約」記載の劣後特約に従います。

#### i 期限の利益喪失の禁止

本劣後ローン貸付人は、本劣後ローン契約に基づく本劣後ローン元本の償還並びに本劣後ローン利息、本劣後ローン経過利息及び本劣後ローン未払残高の支払につき、期限の利益を喪失させることはできません。

#### j 劣後条件等

##### (a) 劣後特約

日本生命は、本劣後ローン劣後事由の発生後速やかに、本劣後ローン貸付人に対して、本劣後ローン劣後事由が発生した事実を通知します。本劣後ローン劣後事由が発生し、継続している期間中、本劣後ローンに関する一切の請求権は、劣後支払条件(本劣後ローン劣後事由)が成就した場合にのみ発生します。

##### (b) 本劣後ローン上位債権者に対する不利益変更の禁止

本劣後ローン契約の各条項は、いかなる意味においても本劣後ローン上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じません。この場合に、本劣後ローン上位債権者とは、日本生命に対し、本劣後ローン上位債務に係る債権を有する全ての者をいいます。

##### (c) 劣後特約に反する支払の禁止

本劣後ローン劣後事由発生後、劣後支払条件(本劣後ローン劣後事由)が成就していないにもかかわらず、本劣後ローンの元利金の全部又は一部が本劣後ローン貸付人に支払われた場合には、その支払は無効とし、本劣後ローン貸付人は受領した元利金を直ちに日本生命に返還します。

##### (d) 相殺の禁止

日本生命について清算手続が開始され、かつ継続している場合、破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、再生手続開始の決定がなされた場合(但し、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定した場合、再生計画不認可の決定が確定した場合、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了した場合、又は再生計画取消の決定が確定した場合を除きます。)、又は日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続若しくはこれらに準ずる手続が行われている場合には、劣後支払条件(本劣後ローン劣後事由)が成就しない限りは、本劣後ローン貸付人は、日本生命に対して負う債務と本劣後ローンに基づく元利金の支払請求権を相殺してはなりません。

#### k 事実の表明及び保証

日本生命は、原保有者に対し、本劣後ローン契約締結日及び本劣後ローン貸付実行日において、以下の事実を表明し、保証するものとされます。これらの表明及び保証につき違反の事実が判明した場合には、当該違反により原保有者の被った全ての損害、損失及び費用について日本生命は賠償の責に任ぜられるものとされています。

(a) 日本生命は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続する相互会社です。

(b) 日本生命は、本劣後ローン契約並びに本劣後ローン契約に基づいて交付される他の全ての証書及び文書の締結及び履行をなす権利能力を有しており、これらの締結及び履行に必要な一切の授權手続を履践しました。

(c) 日本生命による本劣後ローン契約の締結及び履行は、保険業法その他日本生命に適用がある法令、規則、通達、日本生命の定款その他の内部規則、裁判所その他の政府機関の命令若しくは判決、又は日本生命を当事者とする若しくは日本生命が拘束される第三者との間の契約上の規定に、重要な点で違反又は抵触しておらず、日本生命の財産若しくは事業の上に先取特権、担保権その他の負担(本劣後ローン契約に基づき原保有者のた

めに負担するものを除きます。)を成立させ、又はそのような負担の設定を必要ならしめたりするものではありません。

- (d) 日本生命による本劣後ローン契約の締結及び履行に際して、日本生命の側において必要となる許可、認可、承認、通知又は事前の届出は存在しないか、又は全て完了済みです。
- (e) 本劣後ローン契約の締結及び履行に先立ち、日本生命から原保有者に対して直前に提出された貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分に関する決議書(写)は重要な点において正確であり、一般に公正妥当と認められる会計原則に基づき、当該書類作成時点における日本生命の状態を適切かつ正確に反映したものです。これらの、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分に関する決議書(写)の書類作成時点以降、日本生命の本劣後ローン契約に基づく債務の履行に重大な影響を与える事項は存在していないか、全て原保有者に対して書面で開示されています。
- (f) 日本生命に対し、本劣後ローン契約の適法性、有効性若しくは執行可能性、又は本劣後ローン契約に基づく債務を履行する能力について重大な影響を与える訴訟、請求その他の司法手続、行政手続又はその他の係争は存在していません。
- (g) 本劣後ローン契約に基づき、日本生命から原保有者に対し提供される情報は、当該情報の提供日現在、全ての重要な点について真実かつ正確であり、日本生命は原保有者にとり重要と思われる情報を削除していません。また、当該情報には、本劣後ローン貸付実行日までに貸付され残存する全ての本劣後ローン同順位劣後債務の明細及び条件が含まれています。
- (h) 日本生命を当事者とする又は日本生命が拘束される契約につき、本劣後ローン契約を締結し又はこれに基づく債務を履行する上で重大な影響を及ぼしうる債務不履行、期限の利益喪失事由若しくは潜在的な期限の利益喪失事由、解除事由、又は契約終了事由は発生、継続しておらず、かかる事由は日本生命による本劣後ローン契約の締結、又は本劣後ローン契約に基づく債務の履行の結果発生することはありません。

#### 1 組織変更に伴う読替

日本生命が保険業法第85条第1項に基づき組織を変更して株式会社となる場合、本劣後ローン契約のうち一定の条項は、組織変更の効力発生をもって、読み替えられるものとされています。

本報告書における本劣後ローン契約に関する記載のうち、かかる読替の対象となる箇所及び読み替え後の内容は、下記のとおりです。

#### 1 管理資産を構成する資産の状況

##### (1) 管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等

管理資産の流動化の基本的仕組み

(前略)

「本劣後ローン上位債務」とは、本劣後ローン同順位劣後債務及び本劣後ローンに係る債務並びに日本生命の清算手続における支払につき本劣後ローンに係る債務に劣後することが明示された日本生命の債務を除く、劣後的破産債権に係る債務を含むあらゆる日本生命の債務をいいます。

(中略)

「本劣後ローン償還要件」とは、本劣後ローン元本の償還を行うために充足すべき、(a)本劣後ローン元本の償還を行った後において日本生命が十分なソルベンシー・マージン比率を維持することができると見込まれること、又は(b)日本生命が当該償還額以上の額の適格資本調達(株式の発行及び劣後債務による資金調達を含みます。)を行うことという条件、及び、金融庁の事前の承認の取得(かかる承認が必要な場合に限りです。)その他その時点において適用のある規制上の要件をいいます。

(中略)

「本劣後ローン同順位劣後債務」とは、日本生命の清算手続における支払につき本劣後ローンに係る債務と同順位となることが明示された日本生命のその他の債務をいいます(下記の債務を含みますが、これらに限られません。)

本劣後ローン同順位劣後債務に含まれる債務の例としては、本報告書提出日現在、下記の社債及び契約に係る日本生命の債務があります。

- (a) 2012年10月18日発行の2042年満期米ドル建劣後特約付社債(利払繰延条項付)
- (b) 2014年10月16日発行の2044年満期米ドル建劣後特約付社債(利払繰延条項付)
- (c) 2016年1月20日発行の2046年満期米ドル建劣後特約付社債(利払繰延条項付)
- (d) 2017年9月19日発行の2047年満期米ドル建劣後特約付社債(利払繰延条項付)
- (e) 2020年1月23日発行の2050年満期米ドル建劣後特約付社債(利払繰延条項付)
- (f) 2021年1月21日発行の2051年満期米ドル建劣後特約付社債(利払繰延条項付)

- (g) 2015年4月30日発行の日本生命保険相互会社第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少数人数私募)
- (h) 2016年4月27日発行の日本生命保険相互会社第2回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少数人数私募)
- (i) 2016年4月27日発行の日本生命保険相互会社第3回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少数人数私募)
- (j) 2016年11月22日発行の日本生命保険相互会社第4回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少数人数私募)
- (k) 2016年11月22日発行の日本生命保険相互会社第5回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少数人数私募)
- (l) 2017年4月19日発行の日本生命保険相互会社第6回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少数人数私募)
- (m) 2018年9月7日付で日本生命が締結した劣後ローン契約及びこれに関する一切の変更契約
- (n) 2019年4月12日付で日本生命が締結した劣後ローン契約及びこれに関する一切の変更契約
- (o) 2019年11月13日付で日本生命が締結した劣後ローン契約及びこれに関する一切の変更契約
- (p) 2020年9月11日付で日本生命が締結した劣後ローン契約及びこれに関する一切の変更契約
- (q) 2021年4月27日付で日本生命が締結した劣後ローン契約及びこれに関する一切の変更契約

(中略)

「本劣後ローン劣後事由」とは、以下のいずれかの事由が生じた場合をいいます。

- (a) 日本生命について、清算手続(会社法に基づく通常清算手続及び特別清算手続を含みます。)が開始された場合。
- (b) 管轄権を有する日本の裁判所が、日本生命について、破産法の規定に基づく破産手続開始の決定をした場合。
- (c) 管轄権を有する日本の裁判所が、日本生命について、会社更生法の規定に基づく更生手続開始の決定をした場合。

(中略)

「劣後支払条件(本劣後ローン劣後事由)」とは、以下に該当する場合をいいます。

- (a) 日本生命の清算手続において、債権の申出期間に申出がなされた債権又は日本生命に知っている債権者に係る全ての本劣後ローン上位債務が、会社法の規定に基づき、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
- (b) 日本生命の破産手続において、最後配当のための配当表に記載された全ての本劣後ローン上位債務が、法令上認められる全ての配当によって、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足(供託による場合を含みます。)を受けた場合。
- (c) 日本生命の更生手続において、会社更生法に基づき更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された全ての本劣後ローン上位債務が、その確定した債権額について全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。

(後略)

## (2) 管理資産を構成する資産の管理の概況

本劣後ローン債権の概要

### g 利息支払期日及び方法

(前略)

#### (b) 利払の任意停止

後記(f)に従って本劣後ローン利息の支払が強制される場合を除き、日本生命は、その裁量により、本劣後ローン利払日の15銀行営業日前の日である本劣後ローン通知基準日までに本劣後ローン貸付人に対し通知を行うことにより、当該通知に係る本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払の全部(一部は不可)を繰り延べることができます。当該繰り延べられた本劣後ローン利息の未払金額である本劣後ローン任意停止金額には、利息を付しません。

#### (c) 利払の強制停止

日本生命は、本劣後ローン通知基準日の5銀行営業日前において、資本不足事由が生じ、かつ継続している場合には、当該本劣後ローン通知基準日までに本劣後ローン貸付人に対して通知した上で、当該本劣後ローン通知基準日に係る本劣後ローン利払日以降、当該事象が解消されるまでの間に到来する本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払の全部を繰り延べなければなりません。当該繰り延べられた本劣後ローン利息の未払金額である本劣後ローン強制停止金額には、利息を付しません。

## (d) 本劣後ローン未払残高の支払

( ) 日本生命は、その裁量により、本劣後ローン未払残高の全部又は一部の支払を、5銀行営業日以上15銀行営業日以内の本劣後ローン貸付人に対する事前の通知(かかる通知には支払われる本劣後ローン利払停止金額を記載することを要します。)を行うことにより、いつでも行うことができます。但し、かかる支払は、当該通知の時点において、i適用ある規制上の要件を充足し、資本不足事由が発生しておらず、また、本劣後ローン同順位劣後債務がその支払を停止していないことを条件とします。

( ) 前記( )、前記(b)及び(c)の記載にかかわらず、本劣後ローン同順位劣後債務の支払が停止している場合であっても、日本生命は、直近の本劣後ローン利払日における本劣後ローン未払残高の全部又は一部の支払を行うことができます。但し、当該本劣後ローン同順位劣後債務の直近の利払日における未払残高について、実質的に同時に、本劣後ローン未払残高に占める支払額の比率と同一の比率(かかる比率の算定において、外貨換算その他の要素については日本生命が適当と認める方法により行うものとします。)で支払うことをその条件とします。なお、当該本劣後ローン同順位劣後債務の要項又は条件上、かかる実質的に同時の支払ができない場合には、当該本劣後ローン同順位劣後債務の直後の利払日における支払も認められるものとします。

(中略)

## (f) 強制利払い

ある本劣後ローン利払日に先立つ6ヶ月間において以下のいずれかの事由(以下「本劣後ローン強制利払事由」といいます。)が生じた場合、日本生命は、金融庁の事前の承認の取得(かかる承認が必要な場合に限りです。)その他その時点において適用のある規制上の要件を充足したうえで、当該本劣後ローン利払日に、本劣後ローン未払残高の支払とともに、当該本劣後ローン利払日に係る本劣後ローン利息を支払うものとします。但し、本劣後ローン強制利払事由が生じてから当該本劣後ローン利払日までの間に資本不足事由が発生し又は発生し続けた場合は、この限りではありません。

( ) 日本生命が普通株式若しくは優先株式の配当又は日本生命の清算手続における支払につき本劣後ローンに係る債務に劣後することが明示された日本生命の債務若しくは本劣後ローン同順位劣後債務に対する配当若しくは利息(未払残高を含みます。)の支払を行う決議をした場合又は支払を行った場合(但し、当該本劣後ローン同順位劣後債務の要項に基づき強制された支払及び前記(d)に基づく本劣後ローンと同一の比率での未払残高の全部又は一部の支払を除きます。)

( ) 日本生命又は日本生命の子会社が日本生命の普通株式若しくは優先株式又は日本生命の清算手続における支払につき本劣後ローンに係る債務に劣後することが明示された日本生命の債務若しくは本劣後ローン同順位劣後債務の消却、買入れ又は取得をした場合(但し、会社法に基づき義務づけられる消却、買入れ又は取得、合併その他の組織再編に伴って生じる買入れ又は取得、又は、ストックオプション制度及び従業員持株制度を含む、従業員又は役員に対するインセンティブ・プランに関連して生じる買入れ又は取得のいずれかによる場合を除きます。)

## (g) 本劣後ローン同順位劣後債務等の支払停止

(全文削除)

(後略)

m 本劣後ローン債権の日本生命による利息の支払及び元本の償還に関しては、物的又は人的担保は付されていません。

n 本劣後ローン貸付人は、日本生命に事前に書面により通知した上で、本劣後ローン契約に基づく権利を第三者に譲渡又は質入することができます。かかる場合、日本生命は、かかる譲渡又は質入に合理的な範囲で協力する(かかる譲渡又は質入を書面で承諾することを含みますが、これに限られません。)ものとします。かかる協力に必要な費用は、本劣後ローン貸付人が負担します。

本劣後ローン債権譲渡契約においては、本劣後ローン債権が一定の属性を有することは求められておらず、本劣後ローン債権が一定の属性を有しない場合に行われ又は行われ得る措置(例えば、大和証券による買戻し等)は定められていません。

o 管理資産を構成する資産に係る価格等の調査の結果及び方法の概要等

管理資産を構成する資産である本劣後ローン債権については、価格等の調査は行われていません。

p 管理資産の管理

管理資産を構成する本劣後ローン債権は、本劣後ローン契約に基づき原保有者である大和証券が貸付金の貸付を日本生命に対して行うことによって発生したものです。

原保有者である大和証券は、本劣後ローン債権譲渡契約に基づく本劣後ローン債権の譲渡に際して、当社及び日本生命に対して、保有している本劣後ローン債権の単独唯一の権利者であり、その権利は他者のいかなる担保

権その他の権利にも服するものではなく、自分のみがその処分権限を有することを除き、本劣後ローン債権に関連して、その有効性を含む一切の事項についての事実表明及び保証を何ら行っていません。

本劣後ローン債権の債務者である日本生命は、本劣後ローン契約において、本劣後ローン契約の締結日である2018年4月20日付及び本劣後ローン貸付実行日付で、原保有者である大和証券に対し、前記k「事実の表明及び保証」記載の事実を表明し、保証しています。また、日本生命は、本劣後ローン債権譲渡契約において、当社及び大和証券に対し、本劣後ローン契約において日本生命が大和証券に対して行った前記k「事実の表明及び保証」記載の事実表明は、それがなされた時点において全て真実かつ正確であり、かつ、本劣後ローン債権譲渡契約の締結日及び本劣後ローン債権の譲渡実行日である2018年4月27日において、真実かつ正確であることを表明し、保証しています。

当社の普通株式及びA種優先株式の状況並びにその保有者については、3「発行者及び関係法人情報」、(1)「発行者の状況」をご参照下さい。

なお、当社は、未償還の本社債が残存する限り当該株式の保有者たる株主に対する配当を行わないこと及び資本金及び資本準備金の額の減少を行わないことを本社債管理委託契約において約束しています。

日本生命による本劣後ローン債権に係る本劣後ローン利息の支払及び本劣後ローン元本の償還は、それぞれ各本劣後ローン利払日及び本劣後ローン償還日において、当社に対して直接行われます。本社債管理委託契約においては、本劣後ローン利息の支払による回収金は当社の本社債関連口座内の利息支払勘定において、本劣後ローン元本の償還による回収金は当社の本社債関連口座内の元金償還勘定において、それぞれ保管するものとされています。

当社は、本資産管理委託契約に基づき、三菱UFJ信託銀行に対し、本劣後ローン債権の管理及び処分に関する業務を委託しています。

その他、管理資産たる本劣後ローン債権の元本の償還及び利子の支払等に重大な影響を及ぼす要因については、前記(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」、「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」をご参照下さい。

## (3) 【損失及び延滞の状況】

	総債権残高	延滞額	比率
2020年9月	100,447,540千円	- 千円	-
2021年3月	100,444,672千円	- 千円	-

総債権残高とは、当該月末における管理資産の元利金合計額をいいます。

## (4) 【収益状況の推移】

	当中間会計期間 自 2020年10月1日 至 2021年3月31日
(1) 収益 金融収益	522,131千円
(2) 費用	547,570千円
(3) 期末残高 元本金額の期末残高	100,000,000千円
(4) 元本金額の期末残高に占める収益 額の比率	0.52%
(5) 元本金額の期末残高に占める費用 額の比率	0.55%

## (5) 【買戻し等の実績】

該当事項はありません。

## (6)【投資リスク】

当中間計算期間において、最近計算期間に係る有価証券報告書に記載した「投資リスク」について重要な変更はありません。

当中間計算期間において、当社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当社の経営に重要な影響を及ぼす事象は存在しません。

なお、上記に記載される将来に関する事項は、本報告書提出日現在において判断したものです。

## 2【管理資産の経理状況】

## (1)【主な資産の内容】

	当中間会計期間末 2021年3月31日
管理資産残高	100,444,672千円
元本相当部分	100,000,000千円
利息相当部分(未収利息相当額)	444,672千円
証券所有者への利息支払基金の残高	-千円
証券所有者への元本償還基金の残高	-千円
管理資産の維持管理費支払基金の残高	-千円

## 3 [発行者及び関係法人情報]

## (1) 【発行者の状況】

## 【発行者の概況】

## a 主要な経営指標等の推移

回次	第2期中	第3期中	第4期中	第2期	第3期
会計期間	自 2018年10月 1日 至 2019年 3月31日	自 2019年10月 1日 至 2020年 3月31日	自 2020年10月 1日 至 2021年 3月31日	自 2018年10月 1日 至 2019年 9月30日	自 2019年10月 1日 至 2020年 9月30日
営業収益 (千円)	522,131	525,000	522,131	1,050,000	1,050,000
経常損失 (千円)	21,628	25,496	25,421	44,813	45,721
中間(当期)純損失 (千円)	25,650	25,972	25,897	45,763	46,671
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	750,550	750,550	750,550	750,550	750,550
発行済普通株式数 (株)	2	2	2	2	2
発行済優先株式数 (株)	30,020	30,020	30,020	30,020	30,020
純資産額 (千円)	1,450,906	1,404,821	1,358,224	1,430,793	1,384,121
総資産額 (千円)	101,901,723	101,858,948	101,809,473	101,885,345	101,838,528
1株当たり純資産 額 (円)	25,046,846.00	48,089,215.00	71,387,663.50	35,103,178.50	58,439,161.00
1株当たり中間 (当期)純損失 (円)	12,825,197.50	12,986,036.50	12,948,502.50	22,881,530.00	23,335,982.50
潜在株式調整後 1株当たり中間 (当期)純損失 (円)	-	-	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
(うち1株当たり 中間(当期)配当 額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
自己資本比率 (%)	1.4	1.4	1.3	1.4	1.4
営業活動による キャッシュ・フ ロー (千円)	13,828	14,612	13,088	21,567	24,838
投資活動による キャッシュ・フ ロー (千円)	-	-	-	-	-
財務活動による キャッシュ・フ ロー (千円)	-	-	-	-	-
現金及び現金同等 物の中間期末 (期末)残高 (千円)	779,652	757,301	733,986	771,913	747,075
従業員数 (名)	-	-	-	-	-

(注1) 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

(注2) 営業収益には消費税等(消費税及び地方消費税をいいます。以下同じ。)が含まれております。

(注3) 当社と雇用契約を締結している従業員はおりません。

(注4) 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純損失は、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(注5) 1株当たり情報については、普通株式について記載しております。

## b 事業の内容

当中間会計期間において、当社が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

## c 関係会社の状況

当中間会計期間において、関係会社の異動はありません。

## d 従業員の状況

当社と雇用契約を締結している従業員はおりません。三菱UFJ信託銀行に本資産管理委託契約に基づき管理資産を構成する資産である本劣後ローン債権の管理及び処分の業務を委託しています。

e 株式等の状況

(a) 株式の総数等

種 類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8
A種優先株式	80,000
計	80,008

	種類	中間会計期間	提出日現在	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容(注1)
		末現在発行数 (株) (2021年 3月31日)	発行数 (株) (2021年 6月25日)		
発行済 株 式	普通株式	2	2	該当なし	
	A種優先株式	30,020	30,020	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>定款において、会社法第108条第1項第1号(注2)、第2号(注3)及び第3号(注4)に掲げる事項について定めています。</li> <li>定款において、会社法第322条第2項に規定する定めをしています。</li> <li>定款において、会社法第199条第4項及び第238条第4項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨を定めています。</li> </ul>
	計	30,022	30,022		

(注1) 定款において、会社法第107条第1項第1号に掲げる事項(譲渡による株式の取得について当社の承認を要すること)を定めています。

(注2) 定款において、当社は、各事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」といいます。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種登録株式質権者」といい、A種優先株主と総称して「A種優先株主等」といいます。)に対して、普通株式を有する株主(以下「普通株主」といいます。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」といい、普通株主と総称して「普通株主等」といいます。)に先立ち、法令上可能な範囲内において、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額に0.05を乗じた額に相当する金額の配当金(以下「A種優先配当金」といいます。)を支払う旨、並びに、ある事業年度においてA種優先株主等に対して支払われた剰余金の配当の額が、A種優先配当金の額に達しないときは、その不足分は切り捨てられるものとし、翌事業年度以降に累積しない旨を定めています。

(注3) 定款において、当社は、残余財産の分配をするときは、A種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額を支払う旨、及び、A種優先株主等に対しては、のほか、残余財産の分配を行わない旨を定めています。

(注4) 定款において、A種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を有しない旨を定めています。

(b) 新株予約権等の状況  
該当事項はありません。

(c) ライツプランの内容  
該当事項はありません。

(d) 発行済株式総数、資本金等の状況  
当中間会計期間中における当社の発行済株式総数及び資本金等の状況は、以下のとおりです。  
当社は新株予約権、新株予約権付社債を発行していません。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (円)	資本金残高 (円)	資本準備金 増減額 (円)	資本準備金残高 (円)
自 2020年 10月1日	-	普通株式 2	-	50,000	-	50,000
至 2021年 3月31日	-	A種優先株式 30,020	-	750,500,000	-	750,500,000

(e) 大株主の状況  
( ) 普通株式の株主の状況

2021年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有 株式数 (株)	発行済株式(自己株 式除く。)の総数に 対する所有株式数の 割合(%)
一般社団法人ニッセイ債権 流動化ホールディングス	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号 東京共同会計事務所内	2	100
計		2	100

( ) A種優先株式の株主の状況

2021年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有 株式数 (株)	発行済株式(自己株 式除く。)の総数に 対する所有株式数の 割合(%)
日本生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区今橋三丁目5番12号	30,020	100
計		30,020	100

## (f) 議決権の状況

( ) 発行済株式

2021年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	30,020		A種優先株式 (注)
議決権制限株式 (自己株式等)			
議決権制限株式 (その他)			
完全議決権株式 (自己株式等)			
完全議決権株式 (その他)	2	2	普通株式
単元未満株式			
発行済株式総数	30,022		
総株主の議決権		2	

(注) A種優先株式の株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を有しません。

( ) 自己株式等

2021年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
該当事項なし					

## f 役員の状況

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、本報告書提出日までにおいて、役員の異動はありません。

**【事業及び営業の状況】****a 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等**

当社は資産を譲り受け、社債を発行することを目的とした会社であるため、社債権者への社債償還事務について、安全性の確保と同時に事務面では、一層の合理化を経営の重要課題としています。

**b 事業等のリスク**

本「事業及び営業の状況」及び後記「経理の状況」等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項については、前記(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」、「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」に記載されていますので、そちらをご参照下さい。なお、その中における将来に関する事項は、当中間会計期間末日現在において判断したものです。

**c 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析****(a) 経営成績等の状況の概要**前中間会計期間(2019年10月1日から2020年3月31日まで)

当社の当中間会計期間の業績は、営業収益525,000千円(対前年同期比100.5%)、営業損失25,500千円(対前年同期比117.9%)、中間純損失は25,972千円(対前年同期比101.3%)となりました。

当中間会計期間(2020年10月1日から2021年3月31日まで)

当社の前中間会計期間の業績は、営業収益522,131千円(対前年同期比99.5%)、営業損失25,438千円(対前年同期比99.8%)、中間純損失は25,897千円(対前年同期比99.7%)となりました。

**(b) キャッシュ・フローの状況**前中間会計期間(2019年10月1日から2020年3月31日まで)

前中間会計期間末における現金及び現金同等物は、757,301千円となりました。また、前中間会計期間におけるキャッシュ・フローの状況については以下の通りです。

**(営業活動におけるキャッシュ・フロー)**

前中間会計期間の営業活動におけるキャッシュ・フローは、主に各種経費の支払により、14,612千円の資金減少となりました。

当中間会計期間(2020年10月1日から2021年3月31日まで)

当中間会計期間末における現金及び現金同等物は、733,986千円となりました。また、当中間会計期間におけるキャッシュ・フローの状況については以下の通りです。

**(営業活動におけるキャッシュ・フロー)**

当中間会計期間の営業活動におけるキャッシュ・フローは、主に各種経費の支払により、13,088千円の資金減少となりました。

**(c) 生産、受注及び販売の状況**

該当事項はありません。

**d 経営上の重要な契約等**

該当事項はありません。

**e 研究開発活動**

該当事項はありません。

## 【設備の状況】

## a 主要な設備の状況

当社は、記載すべき重要な設備を有しておりません。

## b 設備の新設、除却等の計画

該当事項はありません。

**【経理の状況】****1. 中間財務諸表の作成方法について**

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)第38条及び第57条の規定に基づいて作成しております。

**2. 監査証明について**

当社は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間(2020年10月1日から2021年3月31日)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

**3. 中間連結財務諸表について**

当社は子会社及び関連会社を有しておらず、中間連結財務諸表は作成しておりません。

【中間財務諸表】

## イ【中間貸借対照表】

(単位:千円)

	前事業年度 (2020年9月30日)	当中間会計期間 (2021年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	747,075	733,986
前払費用	91	-
未収利息	447,540	444,672
未収還付法人税等	1,360	-
流動資産合計	1,196,068	1,178,658
固定資産		
投資その他の資産		
買入貸付債権	100,000,000	100,000,000
投資その他の資産合計	100,000,000	100,000,000
固定資産合計	100,000,000	100,000,000
繰延資産		
社債発行費	642,460	630,814
繰延資産合計	642,460	630,814
資産の部合計	101,838,528	101,809,473
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払費用	449,300	446,833
未払法人税等	5,107	4,415
流動負債合計	454,407	451,248
固定負債		
社債	100,000,000	100,000,000
固定負債合計	100,000,000	100,000,000
負債の部合計	100,454,407	100,451,248
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	750,550	750,550
資本剰余金		
資本準備金	750,550	750,550
資本剰余金合計	750,550	750,550
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	116,978	142,875
利益剰余金合計	116,978	142,875
純資産の部合計	1,384,121	1,358,224
負債及び純資産の部合計	101,838,528	101,809,473

## 口【中間損益計算書】

(単位:千円)

	前中間会計期間 (自 2019年10月 1日 至 2020年 3月31日)	当中間会計期間 (自 2020年10月 1日 至 2021年 3月31日)
営業収益		
金融収益	525,000	522,131
営業収益合計	525,000	522,131
営業費用		
金融費用	1 536,645	1 533,776
販売費及び一般管理費	2 13,854	2 13,793
営業費用合計	550,500	547,570
営業損失( )	25,500	25,438
営業外収益		
受取利息	3	3
雑収入	-	13
営業外収益合計	3	17
経常損失( )	25,496	25,421
税引前中間純損失( )	25,496	25,421
法人税、住民税及び事業税	475	475
法人税等合計	475	475
中間純損失( )	25,972	25,897
前期繰越損失( )	70,306	116,978
中間未処分利益又は中間未処理損失( )	96,278	142,875

## 八【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 2019年10月1日 至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	750,550	750,550	750,550	70,306	70,306	1,430,793	1,430,793
当中間期変動額							
中間純損失 ( )				25,972	25,972	25,972	25,972
当中間期変動額 合計	-	-	-	25,972	25,972	25,972	25,972
当中間期末残高	750,550	750,550	750,550	96,278	96,278	1,404,821	1,404,821

当中間会計期間(自 2020年10月1日 至 2021年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	750,550	750,550	750,550	116,978	116,978	1,384,121	1,384,121
当中間期変動額							
中間純損失 ( )				25,897	25,897	25,897	25,897
当中間期変動額 合計	-	-	-	25,897	25,897	25,897	25,897
当中間期末残高	750,550	750,550	750,550	142,875	142,875	1,358,224	1,358,224

## 二【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2019年10月 1日 至 2020年 3月31日)	当中間会計期間 (自 2020年10月 1日 至 2021年 3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
劣後ローン利息による収入	525,000	525,000
社債利息支払による支出	525,000	525,000
その他の営業支出	9,332	9,358
小計	9,332	9,358
利息及び配当金の受取額	3	3
法人税等の還付額	1	1,374
法人税等の支払額	5,284	5,107
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>14,612</b>	<b>13,088</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
投資活動によるキャッシュ・フロー	-	-
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
財務活動によるキャッシュ・フロー	-	-
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	14,612	13,088
現金及び現金同等物の期首残高	771,913	747,075
現金及び現金同等物の中間期末残高	1 757,301	1 733,986

## 【注記事項】

## (重要な会計方針)

当中間会計期間 (自 2020年10月 1日 至 2021年 3月31日)
1. 繰延資産の処理方法 社債発行費 定額法により社債発行期間内である30年間で均等償却を行っております。
2. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 中間キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する定期預金もしくは譲渡性預金等の短期投資からなっております。
3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 税込方式によっております。

## (中間損益計算書関係)

(1) 金融費用の主要な費目及び金額は次の通りであります。

前中間会計期間 (自 2019年10月 1日 至 2020年 3月31日)	当中間会計期間 (自 2020年10月 1日 至 2021年 3月31日)		
社債利息	525,000千円	社債利息	522,131千円
社債発行費償却	11,645千円	社債発行費償却	11,645千円

(2) 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次の通りであります。

前中間会計期間 (自 2019年10月 1日 至 2020年 3月31日)	当中間会計期間 (自 2020年10月 1日 至 2021年 3月31日)		
業務委託手数料	1,754千円	業務委託手数料	1,754千円
資産管理手数料	418千円	資産管理手数料	411千円
社債管理手数料	1,649千円	社債管理手数料	1,640千円
社債元利金払手数料	825千円	社債元利金払手数料	825千円
監査報酬	4,840千円	監査報酬	4,840千円
租税公課	3,973千円	租税公課	3,972千円
なお、販売費及び一般管理費のうち一般管理費の占める割合は100%です。		なお、販売費及び一般管理費のうち一般管理費の占める割合は100%です。	

## (中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 2019年10月1日 至 2020年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
発行済株式				
普通株式	2株	-	-	2株
優先株式	30,020株	-	-	30,020株
合計	30,022株	-	-	30,022株

## 2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当項目はありません。

## 3. 新優先株式引受権及び新自己優先株式引受権に関する事項

該当項目はありません。

## 4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 2020年10月1日 至 2021年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
発行済株式				
普通株式	2株	-	-	2株
優先株式	30,020株	-	-	30,020株
合計	30,022株	-	-	30,022株

## 2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当項目はありません。

## 3. 新優先株式引受権及び新自己優先株式引受権に関する事項

該当項目はありません。

## 4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

## (中間キャッシュ・フロー計算書関係)

## (1) 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

前中間会計期間 (自 2019年10月1日 至 2020年3月31日)	当中間会計期間 (自 2020年10月1日 至 2021年3月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高は中間貸借対照表に掲記されている現金及び預金の残高と同額であります。	現金及び現金同等物の中間期末残高は中間貸借対照表に掲記されている現金及び預金の残高と同額であります。

## (リース取引関係)

該当項目はありません。

## (金融商品関係)

## 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

前事業年度(2020年9月30日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 買入貸付債権	100,000,000	101,139,500	1,139,500
(2) 現金及び預金	747,075	747,075	-
資産計	100,747,075	101,886,575	1,139,500
(1) 社債	100,000,000	101,139,500	1,139,500
負債計	100,000,000	101,139,500	1,139,500

当中間会計期間(2021年3月31日)

(単位:千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 買入貸付債権	100,000,000	100,939,900	939,900
(2) 現金及び預金	733,986	733,986	-
資産計	100,733,986	101,673,886	939,900
(1) 社債	100,000,000	100,939,900	939,900
負債計	100,000,000	100,939,900	939,900

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

## (1) 買入貸付債権

買入貸付債権については、市場価格はないものの、社債と発行条件が極めて近似しており、また実質的に同一のキャッシュフローを生み出す金融商品であるため、社債の時価を用いて算定しています(下記負債(1)参照)。

## (2) 現金及び預金

預金については、すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

## (1) 社債

社債については、情報ベンダーにより一般に公表されている価格に基づき時価を算定しております。

(有価証券関係)

該当項目はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当項目はありません。

(ストックオプション等関係)

該当項目はありません。

(持分法損益等関係)

該当項目はありません。

(企業結合等関係)

該当項目はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、資産の譲受け並びにその管理を目的とし、その資金の大部分を社債の発行により調達している会社であります。その為、報告すべきセグメントは1つしかないためセグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

1. 製品及びサービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えている為、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えている為、また、有形固定資産は保有しておりませんので、地域ごとの営業収益及び有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

前中間会計期間(自 2019年10月1日 至 2020年3月31日)

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
日本生命相互会社	525,000	資産の譲り受け及びその管理

当中間会計期間(自 2020年10月1日 至 2021年3月31日)

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
日本生命相互会社	522,131	資産の譲り受け及びその管理

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。



## (1株当たり情報)

	前中間会計期間 (自 2019年10月1日 至 2020年3月31日)	当中間会計期間 (自 2020年10月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり中間純損失金額	12,986,036円50銭	12,948,502円50銭
(算定上の基礎)		
中間純損失 (千円)	25,972	25,897
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る中間純損失 (千円)	25,972	25,897
期中平均普通株式数 (株)	2	2

(注)1. 1株当たり情報については、普通株式について記載しております。

2. 1株当たり情報については、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(平成14年9月25日 企業会計基準委員会 企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(平成14年9月25日 企業会計基準委員会 企業会計基準第4号)を適用しております。

3. 潜在株式調整後1株当たり中間純損失金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

4. 1株当たり純資産額の計算上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (2020年9月30日)	当中間会計期間 (2021年3月31日)
1株当たり純資産額	58,439,161円00銭	71,387,663円50銭
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額 (千円)	1,384,121	1,358,224
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	1,501,000	1,501,000
(うち優先株式) (千円)	1,501,000	1,501,000
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額 (千円)	116,878	142,775
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式数 (株)	2	2

## (重要な後発事象)

該当項目はありません。

## 【その他】

該当事項はありません。

## (2) 【原保有者その他関係法人の概況】

## 【原保有者の概況】

## 【名称、資本金の額及び事業の内容】

- a 名称  
大和証券株式会社
  
- b 資本金の額  
100,000百万円(2020年9月30日現在)
  
- c 事業の内容  
金融商品取引業

## 【関係業務の概要】

管理資産である当社の資産を構成する本劣後ローン債権の原保有者です。

## 【資本関係】

該当事項はありません。

## 【その他】

大和証券の最近2事業年度における経理の状況の詳細については、有価証券報告書、半期報告書及び(提出されている場合には)臨時報告書並びにこれらの訂正報告書をご参照下さい。

## 【その他関係法人の概況】

## 【株式会社三菱UFJ銀行】

## 【名称、資本金の額及び事業の内容】

- a 名称  
株式会社三菱UFJ銀行
  
- b 資本金の額  
1,711,958百万円(2021年3月31日現在)
  
- c 事業の内容  
銀行業務

## 【関係業務の概要】

本社債の社債管理者です。

## 【資本関係】

三菱UFJ銀行と後記「三菱UFJ信託銀行株式会社」記載の三菱UFJ信託銀行は、いずれも株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループが総株主の議決権の100%を保有する会社です。

## 【その他】

三菱UFJ銀行の最近2事業年度における経理の状況の詳細については、有価証券報告書、半期報告書及び(提出されている場合には)臨時報告書並びにこれらの訂正報告書をご参照下さい。

**【三菱UFJ信託銀行株式会社】****【名称、資本金の額及び事業の内容】**

- a 名称  
三菱UFJ信託銀行株式会社
  
- b 資本金の額  
324,279百万円(2021年3月31日現在)
  
- c 事業の内容  
信託業務、普通銀行業務及びその他併營業務

**【関係業務の概要】**

当社から管理資産である本劣後ローン債権の管理及び処分に関する業務の委託を受けます。

**【資本関係】**

三菱UFJ信託銀行と前記「株式会社三菱UFJ銀行」記載の三菱UFJ銀行は、いずれも株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループが総株主の議決権の100%を保有する会社です。

**【その他】**

三菱UFJ信託銀行の最近2事業年度における経理の状況の詳細については、有価証券報告書、半期報告書及び(提出されている場合には)臨時報告書並びにこれらの訂正報告書をご参照下さい。

**【日本生命保険相互会社】****【名称、資本金の額及び事業の内容】**

## a 名称

日本生命保険相互会社

## b 基金(基金償却積立金を含みます。)の総額

1,400,000百万円(2021年3月31日現在)

## c 事業の内容

生命保険業(生命保険業免許に基づく保険の引受け、資産の運用)及び付随業務・その他の業務(他の保険会社その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行、債務の保証、投資信託の販売、確定拠出年金制度における運営管理業務)

**【関係業務の概要】**

日本生命は、本劣後ローン債権の債務者となります。また、日本生命は本一般社団法人に対する基金の拠出者であり、当社のA種優先株式を全て取得しています。

**【資本関係】**

該当事項はありません。

**【その他】**

該当事項はありません。

**【日本生命保険相互会社の概況】**

『日本生命保険相互会社 2020年度決算(案)について』を以下において記載しています。

『日本生命保険相互会社 2020年度決算(案)について』に記載される貸借対照表、損益計算書、剰余金処分決議及び基金等変動計算書並びにその附属明細書は、保険業法第54条の4第2項の規定に基づき監査を受けておりますが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査はを受けておりません。

## 2020年度決算(案)について

日本生命保険相互会社(社長:清水博)の2020年度(2020年4月1日～2021年3月31日)の決算(案)をお知らせいたします。

### <目次>

I. 2020年度決算(案)の概要	
1. 主要業績	・・・・・・1
2. 2020年度の一般勘定資産の運用状況	・・・・・・3
3. 資産運用の実績(一般勘定)	・・・・・・5
(1) 資産の構成	
(2) 資産の増減	
(3) 資産運用収益	
(4) 資産運用費用	
(5) 資産運用に係わる諸効率	
(6) 売買目的有価証券の評価損益	
(7) 有価証券の時価情報	
(8) 金銭の信託の時価情報	
4. 2020年度決算(案)に基づく社員配当金について	・・・・・・10
5. 2020年度末保障機能別保有契約高	・・・・・・18
6. 貸借対照表	・・・・・・19
7. 損益計算書	・・・・・・31
8. 基金等変動計算書	・・・・・・33
9. 経常利益等の明細(基礎利益)	・・・・・・35
10. 剰余金処分案	・・・・・・36
11. 債務者区分による債権の状況	・・・・・・37
12. リスク管理債権の状況	・・・・・・37
13. 貸倒引当金の明細	・・・・・・38
14. ソルベンシー・マージン比率	・・・・・・39
15. 2020年度特別勘定の状況	・・・・・・40
16. 保険会社及びその子会社等の状況	・・・・・・42
II. 2020年度決算(案)補足資料	



2021年5月26日  
日本生命保険相互会社

## I. 2020年度決算(案)の概要

当社では、来る7月2日開催の第74回定時総代会において、2020年度の決算(案)を付議します。その概要は次のとおりです。

## 1. 主要業績

## (1) 年換算保険料

## ・保有契約

(単位:億円、%)

区分	2019年度末		2020年度末	
	前年度末比		前年度末比	
個人保険	27,001	98.6	26,482	98.1
個人年金保険	10,818	105.2	10,888	102.6
合計	37,818	100.4	37,382	99.4
うち医療保険・生計給付保障等	8,571	103.0	8,838	101.0

## ・新契約

(単位:億円、%)

区分	2019年度		2020年度	
	前年度比		前年度比	
個人保険	1,624	66.0	1,458	89.7
個人年金保険	880	135.1	643	73.1
合計	2,504	80.5	2,099	83.8
うち医療保険・生計給付保障等	570	121.1	451	75.7

(注) 1. 「年換算保険料」とは、1年あたりの保険料について保険料の支払方法に合わせた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です(一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額)。  
2. 「医療保険・生計給付保障等」については、医療保障給付(入院給付、手術給付等)、生計給付保障給付(特定疾病給付、介護給付等)、保険料払込免除給付(障がいのみを事由とするもの)を除く、特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含む)等に該当する部分の年換算保険料を計上しています。  
3. 新契約年換算保険料は、新契約に転換による純増加を加えた数値です。

## (2) 保有契約高及び新契約高

## ・保有契約高

(単位:千件、億円、%)

区分	2019年度末				2020年度末			
	件数		金額		件数		金額	
	前年度末比		前年度末比		前年度末比		前年度末比	
個人保険	29,111	104.3	1,325,065	97.9	29,714	102.1	1,296,698	97.9
個人年金保険	4,088	103.1	248,128	103.7	4,127	101.2	251,483	101.4
団体保険	-	-	878,894	100.8	-	-	887,791	100.8
団体年金保険	-	-	133,871	101.8	-	-	138,490	102.0

(注) 1. 個人年金保険の金額については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原簿と年金支払開始時契約の責任準備金を合計したものです。  
2. 団体年金保険の金額については、責任準備金の金額です。

## ・新契約高

(単位:千件、億円、%)

区分	2019年度						2020年度					
	件数		金額				件数		金額			
	前年度比		前年度比	新契約	転換による純増加	前年度比		前年度比	新契約	転換による純増加		
個人保険	4,716	100.8	84,046	82.5	63,749	298	3,798	80.5	57,374	89.6	56,413	980
個人年金保険	277	120.6	20,398	135.3	20,188	232	202	73.2	14,674	71.9	14,580	94
団体保険	-	-	2,001	34.4	2,001	-	-	-	2,704	135.1	2,704	-
団体年金保険	-	-	2	45.4	2	-	-	-	20	765.7	20	-

(注) 1. 新契約は保険適宜制度を利用して加入された契約を含み、転換契約は保障見直し制度と一部保障見直し制度を利用して加入された契約となります。  
2. 件数は、新契約に転換契約を加えた数値です。  
3. 新契約・転換による純増加の個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原簿です。  
4. 新契約の団体年金保険の金額は第1回収入保険料です。

## (3)主要収支項目

(単位:億円,%)

区分	2019年度		2020年度	
		前年度比		前年度比
保険料等収入	45,261	94.8	42,646	94.2
資産運用収益	17,768	107.7	20,830	117.2
保険金等支払金	36,293	99.3	38,034	104.8
資産運用費用	5,087	147.4	2,274	44.7
経常利益	3,512	91.6	4,310	122.7

## (4)剰余金処分案

(単位:億円,%)

区分	2019年度		2020年度	
		前年度比		前年度比
当期末処分剰余金	1,844	72.0	3,291	178.5
社員配当準備金繰入額	1,851	87.4	2,760	149.1
差引純剰余金	142	20.4	556	390.1

## (5)総資産

(単位:億円,%)

区分	2019年度末		2020年度末	
		前年度末比		前年度末比
総資産	690,711	101.4	739,742	107.1

## 2. 2020年度の一般勘定資産の運用状況

### (1) 運用環境

2020年度の日本経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた経済活動自粛の影響から大幅なマイナス成長となりました。政府の経済対策や日銀の金融政策に支えられ、持ち直しに向かう動きもみられましたが、経済活動の水準は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前を下回った状態にとどまり、経済の回復は道半ばとなっています。

- 日経平均株価は、18,065円で始まった後、政府の経済対策や日銀の緩和的な金融政策が支えとなり、景気回復期待が高まったことから株価は上昇しました。年度後半には、米大統領選挙の決着や新型コロナウイルス感染症のワクチンの開発・普及等をきっかけに株価は一段高となり、3月末は29,178円となりました。
- 10年国債利回りは、0.00%で始まった後、日銀による緩和的な金融政策が継続し、おおむね横ばい圏で推移しました。一時、米長期金利の上昇や日銀の政策点検に向けた思惑等を背景に0.16%まで上昇しましたが、3月末は0.09%となりました。
- 円/ドルレートは、107円台で始まった後、米国内の新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を背景に円高ドル安方向に推移し、1月前半には米上院決選投票の結果判明までの不透明感から一時102円台まで円高ドル安が進みました。その後、バイデン政権による大規模な経済対策の発表等をきっかけとした米長期金利の上昇に伴いドル買いが強まり、3月末は110円71銭まで円安が進行しました。  
円/ユーロレートは、118円台で始まった後、欧州復興基金の合意等によってEU域内の財政支援による景気回復期待から、円安ユーロ高方向で推移し、3月末は129円80銭となりました。

### (2) 運用の概況

2020年度末の一般勘定資産残高は、2019年度末から4兆8,782億円増加し、72兆7,469億円(前年度末比+7.2%増)となりました。

運用にあたっては、円建の安定した収益が期待できる公社債等を中核に据えました。また、中長期的な収益向上の観点から、経営の安定性に配慮しながら許容できるリスクの範囲内で、株式、外国証券等に投資しました。

- ・ 公社債は、円金利資産内の優位性を勘案しつつ、金利上昇の機会を捉え残高を積み増しました。
- ・ 貸付金は、与信リスクを的確に見極め、安全性・安定性の高い優良案件への貸出に努めました。
- ・ 国内株式は、中長期的な観点から企業の収益性や配当等の状況に着目しつつ銘柄入替を実施し、ポートフォリオの収益力向上に努めました。
- ・ 外国証券は、外貨建公社債について、為替動向をふまえて投資を行いました。また、為替ヘッジ付きの公社債について、円金利資産内の優位性を勘案した投資を行いました。

### (3) 運用収支の状況

資産運用収益は、有価証券売却益が増加したこと等から、1兆9,648億円と前年同期より増加しました。

(2019年度1兆7,768億円)

資産運用費用は、有価証券評価損が減少したこと等から、2,274億円と前年同期より減少しました。

(2019年度4,663億円)

その結果、資産運用収支は、前年同期比4,268億円増加し、1兆7,373億円となりました。

#### (4) 資産運用リスク管理

資産運用リスクとは、保有する資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスクであり、市場リスク・信用リスク・不動産投資リスクに分類されます。生命保険は長期にわたる契約であるため、資産運用においても負債特性をふまえた長期的な観点からのリスク管理が必要です。このため、中長期的な運用成果を重視したリスク・リターン分析等を通じて、効率的なポートフォリオ管理に努めています。

当社では、「リスク管理統括部」の中に資産運用リスクを統合管理する「運用リスク管理室」を設け、リスク管理体制の整備・高度化を通じ、収益の安定化を図りつつ、損失を許容される範囲内に収めるよう努めています。

##### a. 市場リスク管理

市場リスクとは、金利や為替、株式等の変動により保有する資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスクです。市場リスクの管理にあたっては、投融資取引に伴う過大な損失の発生を抑制する観点から、必要に応じて資産ごと及び運用目的ごとに運用限度枠を設定の上、モニタリングを実施し、リスク分散に留意したポートフォリオの構築に努めています。また、ポートフォリオ全体の市場リスクをコントロールするため、市場バリュー・アット・リスクを合理的に算出し、許容されるリスクの範囲内で適切な資産配分を行っています。

##### b. 信用リスク管理

信用リスクとは、主に貸付金や社債について、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少・消失し、損失を被るリスクです。信用リスクの管理にあたっては、投融資執行部門から独立した審査管理部門による個別取引の厳格な審査等の信用力分析を行う体制の整備、信用リスクに見合った取引条件の設定、信用リスクが特定の企業グループや国に集中することを防止するための与信リミットの設定・モニタリング等により、良質なポートフォリオの構築に努めています。また、ポートフォリオ全体の信用リスク量の計測として、信用バリュー・アット・リスクを算出し、リスク量が適切な範囲内に収まっているかどうかのモニタリングを実施しています。

##### c. 不動産投資リスク管理

不動産投資リスクとは、賃貸料等の変動等により不動産収益が減少する、または市況の悪化等により不動産価格が下落し、損失を被るリスクです。不動産投資リスクの管理にあたっては、個々の不動産投資案件について、投融資執行部門から独立した「財務審査部」による、厳格な審査を実施しています。また、投資利回りや価格に関する警戒域を設定することにより、採算性の落ちた不動産について重点的な管理を実施しています。

#### (5) ALM

生命保険会社が長期に安定した経営を行うためには、将来の保険金をお支払いするための負債（責任準備金）と運用資産の状況を把握し運用期間等を調整する、ALMの考え方に基づくことが重要です。当社では、保険商品ごとの、負債キャッシュ・フロー、予定利率を下回るリスク、リスク許容度等を分析・検討し、「経営会議」や「リスク管理委員会」で中長期的な運用方針を決定しております。

## 3. 資産運用の実績(一般勘定)

## (1) 資産の構成

(単位:億円,%)

区分	2019年度末		2020年度末	
	金額	占率	金額	占率
現預金・コールローン	9,965	1.5	9,843	1.4
買現先勘定	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—
買入金銭債権	2,190	0.3	1,726	0.2
商品有価証券	—	—	—	—
金銭の信託	337	0.0	1	0.0
有価証券	564,276	83.1	615,058	84.5
公社債	246,581	36.3	262,254	36.1
株式	78,582	11.6	105,782	14.5
外国証券	204,714	30.2	212,641	29.2
公社債	141,910	20.9	137,670	18.9
株式等	62,803	9.3	74,970	10.3
その他の証券	34,398	5.1	34,379	4.7
貸付金	74,118	10.9	74,307	10.2
保険約款貸付	5,542	0.8	4,908	0.7
一般貸付	68,575	10.1	69,398	9.5
不動産	16,587	2.4	16,866	2.3
うち投資用不動産	10,613	1.6	10,707	1.5
繰延税金資産	—	—	—	—
その他	11,238	1.7	9,748	1.3
貸倒引当金	△26	△0.0	△82	△0.0
一般勘定資産計	678,687	100.0	727,469	100.0
うち外貨建資産	196,873	29.0	206,757	28.4

(注)「不動産」については、土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

## (2) 資産の増減

(単位:億円)

区分	2019年度	2020年度
	金額	金額
現預金・コールローン	△828	△121
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	△249	△464
商品有価証券	—	—
金銭の信託	206	△336
有価証券	9,132	50,781
公社債	11,305	15,672
株式	△10,972	27,200
外国証券	6,118	7,927
公社債	3,200	△4,239
株式等	2,918	12,167
その他の証券	2,680	△18
貸付金	△269	188
保険約款貸付	△284	△634
一般貸付	15	823
不動産	91	278
うち投資用不動産	129	93
繰延税金資産	—	—
その他	2,319	△1,489
貸倒引当金	17	△55
一般勘定資産計	10,419	48,782
うち外貨建資産	9,678	9,883

(注)「不動産」については、土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

## (3)資産運用収益

(単位:億円)

区分	2019年度	2020年度
利息及び配当金等収入	14,261	13,819
預貯金利息	65	8
有価証券利息・配当金	11,954	11,746
貸付金利息	1,218	1,096
不動産賃貸料	885	880
その他利息配当金	139	97
商品有価証券運用益	—	—
金銭の信託運用益	177	—
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	3,282	5,072
国債等債券売却益	411	507
株式等売却益	684	893
外国証券売却益	2,179	3,671
その他	5	—
有価証券償還益	21	36
金融派生商品収益	—	—
為替差益	—	684
貸倒引当金戻入額	12	—
投資損失引当金戻入額	—	21
その他運用収益	13	11
合計	17,768	19,648

## (4)資産運用費用

(単位:億円)

区分	2019年度	2020年度
支払利息	332	284
商品有価証券運用損	—	—
金銭の信託運用損	—	341
売買目的有価証券運用損	—	—
有価証券売却損	487	401
国債等債券売却損	2	23
株式等売却損	262	338
外国証券売却損	222	40
その他	0	0
有価証券評価損	2,023	49
国債等債券評価損	—	—
株式等評価損	1,424	18
外国証券評価損	598	30
その他	0	0
有価証券償還損	127	147
金融派生商品費用	839	480
為替差損	294	—
貸倒引当金繰入額	—	59
投資損失引当金繰入額	54	—
貸付金償却	—	—
賃貸用不動産等減価償却費	175	178
その他運用費用	329	332
合計	4,663	2,274

## (5) 資産運用に係わる諸効率

## ① 資産別運用利回り

(単位:%)

区分	2019年度	2020年度
現預金・コールローン	0.03	0.24
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	1.77	1.84
商品有価証券	—	—
金銭の信託	84.23	△251.94
有価証券	2.25	3.24
うち 公社債	1.68	1.98
うち 株式	2.73	4.72
うち 外国証券	2.98	4.91
公社債	2.50	4.13
株式等	4.03	6.39
貸付金	1.51	1.31
うち 一般貸付	1.26	1.11
不動産	2.78	2.76
うち 投資用不動産	4.39	4.29
一般勘定計	2.11	2.72
うち 海外投融資	2.82	4.60

(注) 1. 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、資産運用収益-資産運用費用として算出した利回りです。  
2. 海外投融資とは外貨建資産と円建資産の合計です。

## ② 日々平均残高

(単位:億円)

区分	2019年度	2020年度
現預金・コールローン	9,584	8,494
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	2,168	1,945
商品有価証券	—	—
金銭の信託	210	135
有価証券	497,807	515,355
うち 公社債	236,702	255,583
うち 株式	48,088	46,367
うち 外国証券	181,952	181,203
公社債	125,066	118,740
株式等	56,886	62,462
貸付金	74,540	74,983
うち 一般貸付	68,886	69,579
不動産	16,560	16,643
うち 投資用不動産	10,573	10,472
一般勘定計	619,803	638,321
うち 海外投融資	197,842	197,591

## (6) 売買目的有価証券の評価損益

(単位:億円)

区分	2019年度末		2020年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	331	279	0	△253

(注) 1. 売買目的有価証券に含まれる金銭の信託の貸借対照表計上額及び当期の損益に含まれた評価損益には、デリバティブ取引に係る差損益を含んでいます。  
2. 売買目的有価証券に含まれる金銭の信託内で保有している現預金及びコールローンは含んでいません。

## (7) 有価証券の時価情報(売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの)

(単位:億円)

区分	2019年度末					2020年度末				
	帳簿価額	時価	差損益			帳簿価額	時価	差損益		
			差益	差損				差益	差損	
責任準備金対応債券	217,703	255,132	37,429	37,657	△227	236,738	266,508	29,770	31,228	△1,457
満期保有目的の債券	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
子会社・関連会社株式	1,342	1,804	562	583	△0	1,288	2,832	1,545	1,545	-
その他有価証券	275,572	333,418	57,843	84,110	△8,267	289,257	380,888	91,708	93,577	△1,868
公社債	30,008	31,930	1,922	2,007	△85	28,583	28,422	1,858	1,928	△70
株式	41,421	73,202	31,780	34,749	△2,968	41,173	89,818	58,642	58,850	△1,008
外国証券	170,827	192,888	22,041	25,114	△3,073	189,025	188,193	29,188	29,808	△639
公社債	121,223	140,888	19,465	20,943	△1,478	116,729	136,239	19,510	19,868	△457
株式等	49,603	52,180	2,576	4,170	△1,594	52,295	81,853	9,858	9,840	△181
その他の証券	31,223	33,320	2,098	2,231	△134	31,136	33,187	2,031	2,181	△150
買入金銭債権	482	485	2	8	△5	218	225	8	7	△0
譲渡性預金	1,829	1,828	△0	0	△0	1,140	1,139	△0	0	△0
合計	494,618	590,453	85,835	102,331	△8,495	507,282	630,307	123,024	128,351	△3,328
公社債	244,659	283,859	39,199	39,487	△288	280,395	291,846	31,450	32,876	△1,528
株式	41,421	73,202	31,780	34,749	△2,968	41,173	89,818	58,642	58,850	△1,008
外国証券	173,487	198,153	22,885	25,784	△3,118	171,708	202,532	30,823	31,485	△641
公社債	122,550	142,079	19,528	21,051	△1,522	118,136	137,757	19,620	20,080	△459
株式等	50,936	54,073	3,137	4,732	△1,595	53,572	84,775	11,203	11,384	△181
その他の証券	31,232	33,330	2,097	2,232	△134	31,145	33,178	2,033	2,183	△150
買入金銭債権	2,187	2,278	91	97	△8	1,719	1,793	74	74	△0
譲渡性預金	1,829	1,828	△0	0	△0	1,140	1,139	△0	0	△0

(注) 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱ったことが適当と認められるもの等を含んでいます。

○時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の帳簿価額は以下のとおりです。

(単位:億円)

区分	2019年度末	2020年度末
責任準備金対応債券	-	-
満期保有目的の債券	-	-
非上場外国債券	-	-
その他	-	-
子会社・関連会社株式	10,182	11,795
その他有価証券	5,583	8,987
非上場国内株式(店頭売買株式を除く)	800	811
非上場外国株式(店頭売買株式を除く)	2	3
非上場外国債券	0	-
その他	4,680	6,353
合計	15,766	18,783

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券のうち、外貨建資産について為替を評価した差損益は次のとおりです。  
(2019年度末:△376億円、2020年度末:296億円)

## (8) 金銭の信託の時価情報

(単位:億円)

区分	2019年度末					2020年度末				
	貸借対照表 計上額	時価	差損益		貸借対照表 計上額	時価	差損益			
			差益	差損			差益	差損		
金銭の信託	337	337	-	-	1	1	-	-	-	

(注) 1. 時価の算定は、金銭の信託の受託者が合理的に算出した価格によっています。

2. 貸借対照表計上額には、金銭の信託内で保有しているデリバティブ取引に係る差損益を含んでいます。

## ・運用目的の金銭の信託

(単位:億円)

区分	2019年度末		2020年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた 評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた 評価損益
運用目的の金銭の信託	337	279	1	△253

(注) 貸借対照表計上額及び当期の損益に含まれた評価損益には、デリバティブ取引に係る差損益を含んでいます。

## ・責任準備金対応、満期保有目的、その他の金銭の信託

2019年度末、2020年度末に該当の残高はありません。

#### 4. 2020年度決算(案)に基づく社員配当金について

2020年度決算(案)に基づく社員配当率の概要は、以下のとおりです。

- ・個人保険、個人年金保険については、2012年4月2日以後契約について、危険差益配当金を一部引き上げます。
- ・団体年金保険については、団体年金配当ルールに基づき、配当基準利回りを設定します。
- ・団体保険等については、配当率を据え置きとします。

(1) 2020年度決算(案)に基づく配当率については、以下のとおりです。

##### 【個人保険、個人年金保険】

2012年4月2日以後契約

##### 《通常配当金》

保険契約ごとに次に掲げる①、②、③及び④の合計額から⑤の額を控除した額に⑥を乗じた額  
ただし、複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合には、この額を合計した額  
(マイナスとなる場合はゼロとします。)

① <費差益配当金> 【据え置き】

保険金\*に費差益配当率を乗じた額

\* 会社所定の換算による保険金(以下、本文において同じ。)

(例示)

〔 終身保険 保険金100万円につき 0円 〕

② <危険差益配当金> 【一部引き上げ】

危険保険金に被保険者の年齢・性別、保険種類及び予定死亡表の区別等に応じた  
危険差益配当率を乗じた額

(例示)

〔 2020年4月1日以後の終身保険 男性 40歳 危険保険金100万円につき 49円 〕

③ <災害疾病配当金> 【据え置き】

入院給付日額等に災害疾病配当率を乗じた額

(例示)

〔 総合医療保険 基本型 男性 40歳 入院給付日額1,000円につき 30円 〕

④ <利差益配当金> 【据え置き】

責任準備金に予定利率等に応じた利差益配当率を乗じた額

(例示)

予定利率0.40%の契約	1.35%
予定利率0.85%の契約	0.80%
予定利率1.15%の契約	0.40%
予定利率1.35%の契約	0.20%
一時払養老保険・一時払終身保険・一時払年金保険	0%

- ⑤ <配当調整額> [据え置き]  
責任準備金に予定利率等に応じた配当調整率を乗じた額

(例示)

[ 予定利率 1.65% の契約 0.20% ]

- ⑥ <経過別係数> [据え置き]  
経過年数等に応じた係数を設定

(例示)

保険種類	保険期間	経過別係数
養老保険 年金保険	10年以下	50%(経過1年)から110%(経過5年以上)
	10年超 20年以下	50%(経過1年)から115%(経過15年以上)
	20年超	50%(経過1年)から120%(経過30年以上)
定期保険 終身保険	10年以下	55%(経過1年)から115%(経過5年以上)
	10年超 20年以下	55%(経過1年)から120%(経過15年以上)
	20年超(終身含む)	55%(経過1年)から125%(経過30年以上)

(注) 年金支払開始後契約及び継続サポート年金支払期間中の契約については、100%とします。  
保障見直し制度または一部保障見直し制度の利用により締結される契約については、経過年数に  
所要の調整を行います。

1999年4月2日以後2012年4月1日以前契約(EXシリーズ契約)

《配当金の支払水準》

<5年ごと配当金> [据え置き]

契約日から5年ごとの応当日が到来する契約等に対し、保険契約ごとに、  
累計ポイント数に、1ポイントにつき15円を乗じた額

<消滅時配当金> [据え置き]

保険期間の満了する契約または死亡・解約により消滅する契約等に対し、保険契約ごとに、  
累計ポイント数に、1ポイントにつき5円を乗じた額

<保障見直し特別配当金> [据え置き]

保障見直し制度の利用により消滅する契約に対し、保険契約ごとに、  
累計ポイント数に、1ポイントにつき5円を乗じた額

《ポイント水準》

<通常ポイント> [据え置き]

利差益配当率・配当調整率に準じてポイント率を設定

(例示)

[ 2001年4月2日以後の終身保険 月払 責任準備金100万円につき 0ポイント ]

**<健康ポイント>**

## ◇定期健康ポイント

[据え置き]

保険料払込免除事由が発生していない場合、被保険者の年齢・性別、保険種類及び  
予定死亡表の区別等に応じたポイント率を設定

(例示)

〔 2007年4月2日以後の終身保険 男性 40歳  
危険保険金100万円につき 0ポイント 〕

## ◇災害疾病健康ポイント

[据え置き]

特約種類等に応じたポイント率を設定

(例示)

〔 総合医療特約 保険料(年額)\*1万円につき 0ポイント 〕

\* 会社所定の換算による保険料(年額)(以下、本文において同じ。)

## 1999年4月1日以前契約(毎年配当契約)

**<<通常配当金>>**

保険契約ごとに次に掲げる①、②、③及び④の合計額から⑤の額を控除した額  
(マイナスとなる場合はゼロとします。)

## ① &lt;費差益配当金&gt;

[据え置き]

保険金に保険種類等に応じた費差基本配当率を乗じた額

(例示)

〔 1996年4月2日以後の終身保険 保険金100万円につき 350円 〕

さらに、保険料払込中契約について、保険金額が2,000万円を超える部分に対し、  
保険金額等に応じた費差上乗せ配当率を乗じた額を上乗せします。

(例示)

〔 保険金額5,000万円(うち終身保険金500万円)の定期付終身保険  
保険金100万円につき 535円 〕

## ② &lt;危険差益配当金&gt;

[据え置き]

危険保険金に被保険者の年齢・性別、保険種類及び予定死亡表の区別等に応じた  
危険差益配当率を乗じた額

(例示)

〔 1996年4月2日以後の終身保険 男性 40歳  
危険保険金100万円につき 0円 〕

- ③ <災害疾病特約配当金> [据え置き]  
災害特約、疾病特約等が付加されている場合には、その特約の種類に応じた額

(例示)

1990年4月2日以後の災害割増特約	災害保険金	100万円につき	50円
1987年4月2日以後の新入院医療特約	本人型	40歳	
	入院給付日額	1,000円につき	500円

- ④ <利差益配当金> [据え置き]  
責任準備金に予定利率等に応じた利差益配当率を乗じた額

(例示)

1996年4月2日以後の終身保険	月払	0%
------------------	----	----

- ⑤ <配当調整額> [据え置き]  
責任準備金に予定利率等に応じた配当調整率を乗じた額

(例示)

1996年4月2日以後の終身保険	月払	1.50%
------------------	----	-------

#### <<健康配当金>>

- <定期健康配当金> [据え置き]  
定期保険特約等について、保険期間の満了する契約に対し、保険料(年額)に契約年度等に応じた定期健康配当率を乗じた額

- <災害疾病健康配当金> [据え置き]  
災害入院特約、入院医療特約等について、特約の保険期間の満了する契約または保障見直し制度の利用により消滅する契約等に対し、保険料(年額)に特約付加年度等に応じた災害疾病健康配当率を乗じた額

- <<消滅時配当金>> [据え置き]  
保険期間の満了する契約または死亡・解約により消滅する契約等に対し、終身・養老部分の責任準備金に予定利率及び契約年度等に応じた消滅時配当率を乗じた額

- <<保障見直し特別配当金>> [据え置き]  
保障見直し制度の利用により消滅する契約に対し、保険金に保険種類及び契約年度に応じた保障見直し特別配当率を乗じた額

1999年4月1日以前契約(NEO契約)
----------------------

≪5年ごと利差配当金≫

5年ごとに利差配当金を通算した額(マイナスとなる場合はゼロとします。)

・各決算年度の利差配当金は、毎年配当契約の利差益配当率・配当調整率に準じて設定

≪5年ごと危険差配当金≫

5年ごとに危険差(死差)配当金を通算した額(5年ごと利差配当金をマイナスのためゼロとした契約については、そのマイナスの額を合計した額とし、合計後の額がマイナスとなる場合はゼロとします。)

・各決算年度の危険差(死差)配当金は、危険保険金に被保険者の年齢・性別及び保険種類等に応じた危険差益(死差益)配当率を乗じた額

(例示)

終身保険 男性 40歳 [2020年度決算(案)に基づく部分] 危険保険金 100万円につき 0円
--

≪定期健康配当金・消滅時配当金≫

毎年配当契約に準じて設定

[据え置き]

≪保障見直し特別配当金≫

毎年配当契約に準じて設定

[据え置き]

【団体年金保険】

責任準備金に配当率を乗じた額

(例示)

・予定利率0.75%の契約	…	1.06%	[前年度 0.25%]
・予定利率1.25%(払戻等控除有り)の契約	…	1.24%	[前年度 0.29%]
・予定利率1.25%(払戻等控除無し)の契約	…	0.48%	[前年度 0.25%]

【団体保険等】

配当率を据え置きとします。

(2) 2020年度決算(案)に基づく社員配当金を例示しますと以下のとおりです。

**【2012年4月2日以後契約】**

(例1) 定期保険+終身保険

〔60歳払込満了、年払、男性、  
死亡保険金2,000万円うち終身保険金100万円〕

2017年度契約<経過4年>

(単位:円)

加入年齢*1	保険料*2	配当金*3
30歳	98,294 ( 149,385 )	3,455 (+ 512)
40歳	142,634 ( 185,954 )	8,204 (+ 1,765)
50歳	267,701 ( - )	21,658 (+ 3,933)

\*1 定期保険の保険期間は、30歳加入契約は15年、40歳・50歳加入契約は10年とします。

\*2 「保険料」欄の( )内は、定期保険更新後の保険料を示します。

\*3 「配当金」欄の( )内は、前年度配当金との差額を示します。(以下、2012年4月2日以後契約において同じ。)

(例2) 年金保険

〔60歳払込満了、年払、女性、60歳年金開始、  
10年確定、年金年額60万円〕

2017年度契約<経過4年>

(単位:円)

加入年齢	保険料	配当金
30歳	189,354	3,174 (+ 888)

(例3) 長期定期保険

〔100歳払込満了、年払、男性、死亡保険金1億円〕

2017年度契約<経過4年>

(単位:円)

加入年齢	保険料	配当金
40歳	2,458,900	91,700 (+21,200)

## 【EXシリーズ契約】

## (例4) 定期付終身保険

〔60歳払込満了、年払、男性、20倍型、  
死亡保険金5,000万円うち終身保険金250万円〕

2011年度契約&lt;経過10年&gt;

(単位:ポイント、円)

加入年齢 <sup>*1</sup>	保険料 <sup>*2</sup>	累計ポイント <sup>*3</sup>	5年ごと配当金 <sup>*4</sup>
30歳	180,862 ( 363,072 )	914(+ 0)	13,710 (+ 7,485 )
40歳	275,382 ( 453,839 )	1,681(+ 0)	25,215 (+ 16,320 )
50歳	543,607 ( - )	3,614(+ 0)	70,765 (+ 54,985 )

\*1 定期保険特約の保険期間は、30歳加入契約は15年、40歳・50歳加入契約は10年とします。

\*2 「保険料」欄の( )内は、定期保険特約更新後の保険料を示します。

\*3 「累計ポイント」欄の( )内は、前年度の累計ポイントとの差を示します。

(以下、EXシリーズ契約において同じ。)

\*4 「5年ごと配当金」欄の( )内は、前回の5年ごと配当金との差額を示します。

(以下、EXシリーズ契約において同じ。)

## (例5) 終身保険

〔60歳払込満了、年払、男性、保険金1,000万円〕

2011年度契約&lt;経過10年&gt;

(単位:ポイント、円)

加入年齢	保険料	累計ポイント	5年ごと配当金
30歳	245,530	394 (+ 0)	5,910 (+ 3,330)

## (例6) 年金保険

〔60歳払込満了、年払、男性、60歳年金開始、  
10年確定、年金年額100万円〕

2011年度契約&lt;経過10年&gt;

(単位:ポイント、円)

加入年齢	保険料	累計ポイント	5年ごと配当金
30歳	277,980	316 (+ 0)	4,740 (+ 2,820)

## 【毎年配当契約】

(例7) 定期付終身保険

〔全期型、30歳加入、60歳払込満了、年払、男性、  
20倍型、死亡保険金5,000万円うち終身保険金250万円〕

(単位：円)

加入年度<経過年数>	保険料	継続中の契約*1	死亡契約*2
1998年度<23年>	261,574	0 ( 0)	50,000,000 ( 0)
1997年度<24年>	261,574	0 ( 0)	50,000,000 ( 0)
1996年度<25年>	261,574	0 ( 0)	50,000,000 ( 0)

\*1 「継続中の契約」欄の( )内は、前年度受取金額との差額を示します。(以下、毎年配当契約において同じ。)

\*2 「死亡契約」欄は、契約応当日以後死亡の場合の受取金額を示します。

また、( )内は、前年度における契約応当日以後に仮に死亡した場合の受取金額との差額を示します。

(例8) 養老保険

〔30歳加入、30年満期、年払、男性、保険金100万円〕

(単位：円)

加入年度<経過年数>	保険料	継続中の契約	満期・死亡契約*1
1996年度<25年>	27,323	0 ( 0)	(死亡) 1,000,000
1991年度<30年>	19,578	—	(満期) 1,000,000

\*1 「満期・死亡契約」欄は、満期または契約応当日以後死亡の場合の受取金額を示します。

## 5. 2020年度末保障機能別保有契約高

(単位:千件、億円)

項目	個人保険		個人年金保険		団体保険		合計		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
死亡保障	普通死亡	29,319	1,286,595	—	—	27,581	987,655	56,900	2,274,250
	災害死亡	2,056	250,418	65	1,473	2,676	31,133	4,799	283,026
	その他の条件付死亡	140	1,635	—	—	68	1,242	208	2,878
生存保障	395	10,341	4,137	251,483	7	136	4,540	261,961	
入院保障	災害入院	6,406	417	216	9	1,320	13	7,943	440
	疾病入院	6,399	417	215	9	—	—	6,614	427
	その他の条件付入院	5,426	376	48	2	57	0	5,532	378
障がい保障	6,986	—	55	—	2,595	—	9,637	—	
手術保障	9,572	—	215	—	—	—	9,787	—	

項目	団体年金保険		財形保険・財形年金保険		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
生存保障	8,805	136,490	156	4,443	8,961	140,933

項目	医療保障保険	
	件数	金額
入院保障	843	37

項目	就業不能保障保険	
	件数	金額
就業不能保障	1,459	573

- (注) 1. 団体保険、団体年金保険、財形保険・財形年金保険、医療保障保険及び就業不能保障保険の件数は被保険者数を表します。  
2. 「生存保障」欄の金額は、個人年金保険、団体保険(年金特約)及び財形年金保険(財形年金積立保険を除く)については、年金支払前契約の年金支払開始時における年金原簿と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものの、団体年金保険、財形保険及び財形年金積立保険については責任準備金を表します。  
3. 「入院保障」欄の金額は入院給付日額を表します。入院総合保険については、日額換算して記載しています。  
4. 医療保障保険の「入院保障」欄には、疾病入院に関わる数値を記載しています。  
5. 就業不能保障保険の金額は就業不能保障額(月額)を表します。  
6. 受再保険については、被保険者数37千名、金額334億円です。

## 6. 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	2019年度末	2020年度末	科目	2019年度末	2020年度末
	金額	金額		金額	金額
<b>(資産の部)</b>			<b>(負債の部)</b>		
現金及び預貯金	1,020,742	861,580	保険契約準備金	57,454,671	58,646,060
現預金	132	54	支払準備金	190,602	179,010
預貯金	1,020,609	861,526	責任準備金	56,220,282	57,420,217
コールポート	422,906	540,086	社員配当準備金	1,043,785	1,046,832
買入金銭債権	219,068	172,601	再保険	403	413
金銭の信託	33,779	135	債権	1,155,320	1,321,512
有価証券	57,108,802	62,230,764	その他の負債	2,550,660	2,730,767
国債	22,096,083	23,352,796	売現先勘定	1,051,931	1,014,978
地方債	779,033	908,416	借入金	408,248	538,317
社債	2,114,396	2,270,187	未払法人税等	65,352	37,088
株式	7,901,082	10,640,573	未払金	276,297	125,869
外国証券	20,651,209	21,470,903	未払費用	67,334	63,731
その他の証券	3,566,997	3,587,886	前受収益	16,094	15,804
貸付金	7,411,809	7,430,704	預り金	113,736	120,618
保険約款貸付	554,285	490,826	預り保証金	86,630	86,263
一般貸付	6,857,523	6,939,877	先物取引差金勘定	31	540
有形固定資産	1,681,851	1,710,689	金融派生商品	363,716	652,612
土地	1,124,273	1,148,601	金融商品等受入担保金	76,303	51,026
建物	518,409	515,676	リース債務	7,481	6,756
リース資産	7,772	7,038	資産除去債務	5,330	5,426
建設仮勘定	16,047	22,337	仮受金	11,973	11,714
その他の有形固定資産	15,346	17,035	その他の負債	197	17
無形固定資産	192,824	189,726	役員賞与引当金	92	433
ソフトウェア	100,009	92,795	退職給付引当金	374,460	375,693
その他の無形固定資産	92,815	96,930	役員退職慰労引当金	4,304	-
再保険	379	350	ポイント引当金	8,864	8,528
その他の資産	941,616	807,455	価格変動準備金	1,448,014	1,521,916
未収金	119,601	90,895	繰延税金負債	98,548	877,504
前払費用	21,276	20,764	再評価に係る繰延税金負債	103,072	101,894
未収収益	291,473	283,709	支払承諾	75,110	71,228
預託金	33,559	33,678	負債の部合計	63,273,522	65,655,953
先物取引差入証券金	55,062	58,114	<b>(純資産の部)</b>		
先物取引差金勘定	484	1	基金	100,000	100,000
金融派生商品	362,848	232,039	基金償却積立金	1,300,000	1,300,000
仮払金	4,756	2,990	再評価積立金	651	651
その他の資産	52,554	85,260	剰余金	353,780	494,556
支払承諾見返	75,110	71,228	損失填補準備金	18,394	18,993
貸倒引当金	△2,686	△8,219	その他剰余金	335,386	475,563
投資損失引当金	△35,068	△32,879	危険準備積立金	71,917	71,917
			社会厚生福祉事業助成資金	351	351
			圧縮積立金	63,729	71,855
			圧縮特別勘定積立金	14,790	2,069
			別段積立金	170	170
			当期末処分剰余金	184,426	329,199
			基金等合計	1,754,431	1,895,208
			その他の価証券評価差額金	4,165,946	6,642,100
			繰延ヘッジ損益	△68,056	△161,590
			土地再評価差額金	△54,706	△57,447
			評価・換算差額等合計	4,043,182	6,423,062
			純資産の部合計	5,797,613	8,318,270
資産の部合計	69,071,135	73,974,223	負債及び純資産の部合計	69,071,135	73,974,223

## (貸借対照表の注記)

1. (1) 有価証券、預貯金・買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づき有価証券として取り扱うものおよび金銭の信託において信託財産として運用している有価証券は、次のとおり評価しております。
    - ① 売買目的有価証券については、期末日の市場価格等に基づく時価(売却原価の算定は移動平均法)
    - ② 満期保有目的の債券については、移動平均法に基づく償却原価(定額法)
    - ③ 「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については、移動平均法に基づく償却原価(定額法)
    - ④ 子会社株式及び関連会社株式(保険業法第2条第12項に規定する子会社および保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものが発行する株式ならびに保険業法施行令第13条の5の2第4項に規定する関連法人等が発行する株式をいう)については、移動平均法に基づく原価
    - ⑤ その他有価証券
      - イ 時価のあるもののうち、株式(外国株式を含む)については、期末日以前1カ月の市場価格等の平均に基づく時価(売却原価の算定は移動平均法)、それ以外の有価証券については、期末日の市場価格等に基づく時価(売却原価の算定は移動平均法)
      - ロ 時価を把握することが極めて困難と認められるもののうち、取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については、移動平均法に基づく償却原価(定額法)、それ以外の有価証券については、移動平均法に基づく原価
  - (2) その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. 保険種類・払方・残存年数・通貨・資産運用方針等により設定している小区分に対応した債券のうち、負債に応じたデレージョンのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。
 

なお、次の保険契約を特定し、小区分としております。

    - ① 一時払商品・団体年金保険契約以外について、全ての保険契約
    - ② 新予定利率変動型個別保険以外の一時払商品(円建)について、全ての保険契約
    - ③ 有期利率保証型以外の団体年金保険契約について、全ての保険契約
    - ④ 上記を除く全ての一時払商品(米ドル建)契約
    - ⑤ 上記を除く全ての一時払商品(豪ドル建)契約
    - ⑥ 上記を除く全ての一時払商品(ユーロ建)契約
  3. 金融派生商品および金銭の信託において信託財産として運用している金融派生商品は、市場価格等に基づく時価により評価しております。
  4. ① 有形固定資産の減価償却は、次の方法により行っております。
    - イ 有形固定資産(リース資産を除く)
      - (i) 建物
 

定額法により行っております。
      - (ii) 上記以外
 

定率法により行っております。

なお、その他の有形固定資産のうち取得価額が20万円未満のものの一部については、3年間で均等償却を行っております。
    - ロ リース資産
      - (i) 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 

自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法と同一の方法により行っております。
      - (ii) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 

リース期間に基づく定額法により行っております。

- ⑤無形固定資産に計上しているソフトウェアの減価償却は、定額法により行っております。
5. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算は、「外貨建取引等会計処理基準」(企業会計審議会)に基づき行っております。  
なお、為替相場の著しい変動があり、かつ、回復の見込みがないと判断される外貨建その他有価証券については、期末日の為替相場または期末日以前1カ月の平均為替相場のいずれか円安の相場により円換算し、換算差額を有価証券評価損として計上しております。
6. (1) 貸倒引当金は、資産査定基準および償却・引当基準ののっとり、次のとおり計上しております。
- ①破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、以下(3)の直接減額後の債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
- ②現状経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
- ③上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算定した貸倒実績率等を債権額に乗じた額を計上しております。  
なお、経済状況に大きな影響を与える突発的な事象が発生した場合、将来の業績悪化が見込まれる債務者に対する債権については、債務者の財務情報等に未だ反映されていない信用リスクに対する影響額を見積もり、貸倒引当金を計上しております。
- (2) 全ての債権は、資産査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引き当てを行っております。
- (3) 破綻先および実質破綻先に対する債権(担保・保証付債権を含む)については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その額は2,514百万円(担保・保証付債権に係る額64百万円)であります。
7. 投資損失引当金は、投資による損失に備えるため、資産査定基準および償却・引当基準ののっとり、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券について、将来発生する可能性のある損失見込額を計上しております。
8. 役員賞与引当金は、役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
9. (1) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。
- (2) 退職給付債務ならびに退職給付費用の処理方法は、次のとおりです。
- |                 |         |
|-----------------|---------|
| ①退職給付見込額の期間帰属方法 | 給付算定式基準 |
| ②数理計算上の差異の処理年数  | 5年      |
| ③過去勤務費用の処理年数    | 5年      |
10. 2020年7月2日の総代会において、役員退任慰労金制度を廃止することを決議しております。これにより、同制度に基づく支払いが確定したことから、未払分4,432百万円を役員退職慰労引当金から取り崩し、未払金に振り替えております。
11. ポイント引当金は、保険契約者等に付与したポイントの利用による費用負担に備えるため、将来発生すると見込まれる額を計上しております。
12. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算定した額を計上しております。

13. ヘッジ会計は、次の方法により行っております。
- ①ヘッジ会計の手法については、主に、貸付金の一部および外貨建貸付金の一部に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、保険契約の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第26号)に基づく金利スワップによる繰延ヘッジ、外貨建債券の一部、外貨建貸付金の一部および外貨建劣後特約付社債に対する為替変動に係るキャッシュ・フローのヘッジとして通貨スワップによる繰延ヘッジおよび振当処理、外貨建債券等の一部に対する為替変動に係る価格変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジ、国内株式の一部に対する価格変動リスクのヘッジとして株式先渡による時価ヘッジを適用しております。
- ②ヘッジ手段とヘッジ対象
- | (ヘッジ手段) | (ヘッジ対象)                 |
|---------|-------------------------|
| 金利スワップ  | 貸付金、外貨建貸付金、保険契約         |
| 通貨スワップ  | 外貨建債券、外貨建貸付金、外貨建劣後特約付社債 |
| 為替予約    | 外貨建債券等                  |
| 株式先渡    | 国内株式                    |
- ③ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。
14. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上のうえ5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。
15. 当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。
16. 当社は、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(2020年3月31日企業会計基準委員会実務対応報告第39号)に基づき、繰延税金資産および繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいて計上しております。
17. 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるために積み立てるものであります。保険料積立金については、次の方式により計算しております。
- なお、保険業法施行規則第69条第5項の規定により、一部の個人年金保険契約および一部の終身保険契約を対象として積み立てた責任準備金が含まれております。
- ①標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)
- ②標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式
- なお、2018年度より、一部の個人年金保険契約を対象に5年間にわたり追加して積み立てることとしていた責任準備金については、当期一括して積み立てております。また、2019年度より、一部の終身保険契約(一時払契約を含む)について、保険料払込終了後契約等を対象に、責任準備金を追加して積み立てることとしております。そのうち既に保険料払込終了後等となっている契約(一時払契約を含む)については、6年間にわたり段階的に積み立てることとしておりましたが、3年間にわたり段階的に積み立てることとしております。この結果、当期に追加積み立てを行わなかった場合に比べ、責任準備金が369,175百万円増加し、また、経常利益および税引前当期純剰余が369,175百万円減少しております。

18. 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号)を当期末より適用しております。
- 当該会計基準に基づき識別した重要な会計上の見積りは、子会社株式及び関連会社株式の評価であります。
- 当期末の貸借対照表に計上されている子会社株式及び関連会社株式の金額は、1,308,172百万円であります。市場価格のない子会社株式及び関連会社株式については、財政状態の悪化により実質価額が著しく下落した場合には、相当の減額処理を行う必要がありますが、生命保険会社である子会社および関連会社の株式の評価に際しては、実質価額として当該子会社等の企業価値評価額を使用しております。企業価値評価額の算定には、子会社等の将来業績や、新型コロナウイルスの影響期間等の仮定を含んでいるため、当該仮定に変化が生じた場合は、子会社株式及び関連会社株式の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。詳細は、連結損益計算書の注記第2項をご参照ください。
19. 一般勘定(保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定)の資産運用については、生命保険契約の特性を踏まえたうえで、中長期的な運用の基軸となるポートフォリオを策定し、さらに環境見直しを勘案した運用計画を立てております。
- これに基づき、将来の保険金・給付金等の支払いを確実に履行するため、円建の安定した収益が期待できる公社債や貸付金などを中核的な資産と位置付けるとともに、中長期的な収益の向上を図る観点から株式、外国証券などに投資しております。また、デリバティブ取引については、主に資産または負債のリスクをコントロールすることを目的としております。具体的には、金利関連では金利スワップおよび金利スワップション、通貨関連では為替予約、通貨オプションおよび通貨スワップ、株式関連では株式先渡、株価指数先物および株式オプション等を活用し、その一部についてヘッジ会計を適用しております。
- 主に、有価証券は市場リスクおよび信用リスク、貸付金は信用リスク、デリバティブ取引は市場リスクおよび信用リスクに晒されております。市場リスクとは、金利や為替、株式等の変動により保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクです。信用リスクとは、主に貸付金や社債について、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少・消失し、損失を被るリスクです。信用リスクにはカントリーリスクを含みます。これらのリスクに対して、資産運用リスクに関する管理諸規程に基づき管理しております。
- 市場リスクの管理にあたっては、投融資取引に伴う過大な損失の発生を抑制するため、資産の特性に合わせて、運用限度枠を設定しております。また、その遵守状況をモニタリングし、経営会議の諮問機関である運用リスク管理専門委員会に定期的に報告するとともに、ルール抵触時にリスクを許容範囲内に抑制する体制を整備しております。この他、ポートフォリオ全体の市場リスクをコントロールするため、統計的分析手法を用いて、ポートフォリオ全体の市場バリュー・アット・リスクを合理的に算定し、許容されるリスクの範囲内で適切な資産配分を行っております。
- 信用リスクの管理にあたっては、投融資執行部門から独立した審査管理部門による個別取引の厳格な審査など信用力分析を行う体制を整備しております。また、リスクに見合ったリターン獲得のための貸付金利ガイドライン、取引先の信用度を区分する社内格付け、信用リスクが特定の企業・グループ・国に集中することを防止するための与信リミットの設定・モニタリング等により、良質なポートフォリオの構築に努めております。また、ポートフォリオ全体の信用リスク量の計測として、信用バリュー・アット・リスクを算定し、リスク量が適切な範囲内に収まっているかどうかのモニタリングを実施しております。

20. (1) 主な金融商品の貸借対照表価額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	貸借対照表価額(*1)	時価(*2)	差額
現金及び預貯金(譲渡性預金)	113,998	113,998	-
その他有価証券	113,998	113,998	-
買入金銭債権	172,601	179,347	6,745
責任準備金対応債券	150,013	156,759	6,745
その他有価証券	22,588	22,588	-
金銭の信託	135	135	-
売買目的有価証券	135	135	-
有価証券	60,339,883	63,462,340	3,122,457
売買目的有価証券	724,950	724,950	-
責任準備金対応債券	23,526,269	26,494,134	2,967,864
子会社株式及び関連会社株式	128,615	283,208	154,592
その他有価証券	35,960,047	35,960,047	-
貸付金(*3)	7,423,996	7,629,583	205,587
保険約款貸付	490,675	490,675	-
一般貸付	6,933,320	7,138,907	205,587
金融派生商品(*4)	(420,572)	(420,572)	-
ヘッジ会計が適用されていないもの	42,904	42,904	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(463,476)	(463,476)	-
社債(*3,*5)	(1,321,512)	(1,347,344)	(25,832)
売現先勘定(*5)	(1,014,978)	(1,014,978)	-
借入金(*5)	(538,317)	(539,218)	(901)

(\*1) 貸引当金を計上したものについては、当該引当金を控除しております。

(\*2) 当期に減損処理した銘柄については、減損処理後の貸借対照表価額を時価としております。

(\*3) 金利スワップの特例処理および通貨スワップの振当処理を適用している金融派生商品については、ヘッジ対象とされている貸付金および社債と一体として処理されているため、その時価は、貸付金および社債に含めて記載しております。

(\*4) 金融派生商品によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で示しております。

(\*5) 社債、売現先勘定および借入金は負債に計上しており、( )で示しております。

(2) 主な金融商品の時価の算定方法は、次のとおりです。

① 有価証券および預貯金・買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づき有価証券として取り扱)もの

イ 市場価格のあるもの

期末日の市場価格によっております。ただし、その他有価証券の国内株式および外国株式については、期末日以前1カ月の市場価格の平均によっております。

ロ 市場価格のないもの

将来キャッシュ・フローを現在価値へ割引いた価格、外部情報ベンダーより入手した評価額等によっております。

② 貸付金

イ 保険約款貸付

貸付金額を解約返戻金の範囲内に限る等の特性により返済期限を設けていない貸し付けであり、返済の見込まれる期間および金利条件等より、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

ロ 一般貸付

変動金利貸付の時価については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。一方、固定金利貸付の時価については、主に将来キャッシュ・フローを現在価値へ割引いた価格によっております。

なお、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

#### ③金融派生商品

イ 先物取引の市場取引の時価については、期末日の清算値または終値によっております。

ロ 株式オプション取引の時価については、主に期末日の清算値または終値、外部情報ベンダーより入手した評価額によっております。

ハ 金利スワップ取引、金利スワップション取引、為替予約取引、通貨オプション取引、通貨スワップ取引および先渡取引の時価については、主に外部情報ベンダーより入手した評価額によっております。

#### ④金銭の信託

上記①および③の算定方法に準じ、金銭の信託の受託者が合理的に算定した価格によっております。

#### ⑤社債

期末日の市場価格によっております。

#### ⑥売現先勘定

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

#### ⑦借入金

変動金利借入の時価については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。一方、固定金利借入の時価については、原則、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割引いた価格によっております。ただし、証券化公募スキームを利用した借入れの時価については、当該借入れを裏付けとして発行される社債の市場価格によっております。

- (3) 非上場株式、組合出資金のうち組合財産が非上場株式で構成されているもの等、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、(1)の表中の有価証券に含めておりません。

これらの保有目的ごとの当期末における貸借対照表価額は、子会社株式及び関連会社株式1,179,556百万円、その他有価証券711,324百万円であります。

- (4) 保有目的ごとの有価証券等に関する事項は、次のとおりです。

#### ①売買目的有価証券

金銭の信託において信託財産として運用している金融派生商品、特別勘定に係る有価証券を売買目的有価証券として区分しており、当期の損益に含まれた評価差額は50,015百万円であります。

#### ②満期保有目的の債券

当期末残高はありません。

#### ③責任準備金対応債券

種類ごとの貸借対照表価額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表価額	時価	差額
時価が貸借対照表 価額を超えるもの	買入金銭債権	146,825	153,603	6,777
	公社債	19,474,557	22,579,362	3,104,804
	外国証券	120,625	129,870	9,245
	小計	19,742,009	22,862,836	3,120,827
時価が貸借対照表 価額を超えないもの	買入金銭債権	3,188	3,155	△32
	公社債	3,908,605	3,763,027	△145,577
	外国証券	22,481	21,873	△607
	小計	3,934,274	3,788,057	△146,217
合計		23,676,283	26,650,893	2,974,609

## ④その他有価証券

種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表価額およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	種類	取得原価 または償却原価	貸借対照表価額	差額
貸借対照表価額が 取得原価または償却原価 を超えるもの	現金及び預貯金 (譲渡性預金)	55,000	55,000	0
	買入金銭債権	14,297	15,016	718
	公社債	2,337,162	2,530,043	192,880
	株式	3,579,363	9,544,442	5,965,078
	外国証券	15,114,971	18,095,796	2,980,825
	その他の証券	2,142,186	2,360,385	218,199
	小計	23,242,981	32,600,684	9,357,702
貸借対照表価額が 取得原価または償却原価 を超えないもの	現金及び預貯金 (譲渡性預金)	59,000	58,998	△1
	買入金銭債権	7,596	7,571	△24
	公社債	319,236	312,208	△7,028
	株式	538,025	437,210	△100,814
	外国証券	1,787,530	1,723,573	△63,956
	その他の証券	971,416	956,386	△15,029
	小計	3,682,805	3,495,949	△186,855
合計		26,925,786	36,096,633	9,170,847

※時価を把握することが極めて困難と認められるもの711,324百万円は含めておりません。

当期において、時価のあるものにつき308百万円減損処理を行っております。

なお、時価のある株式(外国株式を含む)については、時価が取得原価に比べて著しく下落したものにつき、原則として期末日以前1カ月の市場価格等の平均に基づき減損処理しております。ただし、時価が著しく下落し、かつ期末日以前1カ月間の市場価格等の下落が著しいなど一定の要件に該当する銘柄については、期末日の市場価格等に基づき減損処理しております。

株式の時価が著しく下落したと判断する基準は、次のとおりです。

イ 期末日以前1カ月の市場価格等の平均が取得原価の50%以下の銘柄

ロ 期末日以前1カ月の市場価格等の平均が取得原価の50%超70%以下かつ過去の市場価格や発行会社の業績等が一定の要件に該当する銘柄

## (5) 主な金銭債権債務の返済予定額および満期のある有価証券の償還予定額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預貯金(譲渡性預金)	114,000	-	-	-
その他有価証券	114,000	-	-	-
買入金銭債権	6,109	2,522	40,522	122,515
責任準備金対応債券	109	2,522	40,522	106,758
その他有価証券	6,000	-	-	15,757
有価証券	1,060,176	5,690,269	12,146,617	28,121,646
責任準備金対応債券	381,021	2,801,548	4,376,996	15,930,462
その他有価証券	679,154	2,888,720	7,769,621	12,191,183
貸付金	917,341	2,307,487	1,873,480	1,838,217
社債	-	-	-	1,321,512
売現先勘定	1,014,978	-	-	-
借入金	2,442	15,874	-	520,000

※保険約款貸付等の期間の定めのないものは含めておりません。

また、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する債権等で返済予定額が見込めないもの5,099百万円は含めておりません。

21. 当期末における賃貸等不動産の貸借対照表価額は1,197,817百万円、時価は1,607,373百万円であります。  
当社では、賃貸用のオフィスビル・賃貸商業施設等を有しており、当期末の時価は、主に不動産鑑定評価基準に基づいて算定した額であります。  
また、賃貸等不動産の貸借対照表価額に含まれている資産除去債務に対応する額は3,299百万円であります。
22. (1) 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3ヶ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権の合計額は29,456百万円であります。その内訳は、次のとおりです。
- ①破綻先債権額は1,014百万円、延滞債権額は25,806百万円であります。  
なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取り立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く、以下「未収利息不計上貸付金」という)のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸付金に該当しないものであります。
- ②3ヶ月以上延滞債権額はありません。  
なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日を起算日として3ヶ月以上延滞している貸付金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。
- ③貸付条件緩和債権額は2,635百万円であります。  
なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- (2) 取立不能見込額の直接減額を行った結果、破綻先債権額は2,448百万円、延滞債権額は66百万円それぞれ減少しております。
23. 有形固定資産の減価償却累計額は1,152,548百万円であります。
24. 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定資産の額は1,227,305百万円であります。  
なお、負債の額も同額であります。
25. 子会社等に対する金銭債権の総額は62,548百万円、金銭債務の総額は6,990百万円であります。
26. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。
- |                   |               |
|-------------------|---------------|
| イ 当期首現在高          | 1,043,785 百万円 |
| ロ 前期剰余金よりの繰入額     | 185,145 百万円   |
| ハ 当期社員配当金支払額      | 203,557 百万円   |
| ニ 利息による増加額        | 21,458 百万円    |
| ホ 当期末現在高(イ+ロ-ハ+ニ) | 1,046,832 百万円 |

27. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。

なお、各社債について、それぞれ監督当局の事前承認等を前提として、当社の数量により繰上償還をすることが可能であります。

通貨スワップによる振当処理を適用している社債の発行年月および繰上償還可能日は、次のとおりです。

発行年月	繰上償還可能日
2012年10月	2022年10月以降の各利払日
2014年10月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過することの各日
2016年1月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過することの各日
2017年9月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過することの各日
2020年1月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過することの各日
2021年1月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過することの各日

28. その他負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金520,000百万円が含まれております。

また、2021年5月11日に、次のとおり円建劣後特約付借入を実施しております。

借入総額	2,000億円
利率	2031年5月11日まで 年0.97%(固定金利) 2031年5月12日以降 固定金利(ステップアップあり・5年ごとにリセット)
返済期限	2051年5月11日の3銀行営業日前(2031年5月11日およびその5年後ごとの応当日の3銀行営業日前に、監督当局の事前承認等を前提として、当社の数量により繰上返済可能)
資金使途	一般事業資金

29. 担保に供されている資産の額は、有価証券2,002,158百万円、土地252百万円、建物40百万円であります。また、担保に係る債務の額は1,014,997百万円であります。

なお、上記には、売現先取引による買い戻し条件付の売却946,842百万円および売現先勘定1,014,978百万円をそれぞれ含んでおります。

30. 子会社等の株式および出資金の総額は1,308,172百万円であります。

なお、当社は、少額短期保険子会社(以下「新会社」という)の設立に向け、2021年4月30日にニッセイ少額短期設立準備株式会社(以下「準備会社」という)を設立しております。

#### ①新会社設立の目的

ライフスタイルの変化、個人の価値観の多様化やデジタル環境の普及等を背景に多様化するお客様ニーズに対応するべく、生保・損保の両領域で、さまざまな保険商品を柔軟かつ迅速に提供していくことを目的としております。

#### ②準備会社の概要

イ 社名	ニッセイ少額短期設立準備株式会社
ロ 本店所在地	東京都千代田区
ハ 資本金	5億9,999万円(資本準備金含む)

#### ③設立の時期

2021年4月30日

#### ④準備会社の設立後の持分比率

100%

#### ⑤その他

新会社の設立に際しては、当社による保険業法第272条の31第1項に基づく金融庁長官の承認および保険業法第106条第7項に基づく金融庁長官の認可の取得、準備会社による保険業法第272条に基づく少額短期保険業の登録が条件となります。

31. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は2,843,542百万円であります。

32. 売却または再担保という方法で自由に処分できる権利を有している資産は、消費貸借契約で借り入れている有価証券であり、当期末において、全て当該処分を行わず所有しており、その時価は389,126百万円であります。

33. 貸付金に係るコミットメントおよびこれに準ずる契約の貸付未実行残高は343,726百万円であります。

34. 保険業法施行令第37条の4に規定する生命保険契約者保護機構の借入限度額のうち、当社に対応する見積額は72,187百万円であります。なお、同機構に提出した金額は事業費として処理しております。

35. 退職給付に関する事項は、次のとおりです。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、内務職員・営業総合職等については、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度および退職一時金制度を設けております。

また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

営業職員等については、確定給付型の制度として、退職一時金制度および自社年金制度を設けております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

イ 期首における退職給付債務	631,072百万円
ロ 勤務費用	27,316百万円
ハ 利息費用	3,786百万円
ニ 数理計算上の差異の当期発生額	4,388百万円
ホ 退職給付の支払額	△40,874百万円
ヘ 期末における退職給付債務(イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	625,689百万円

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

イ 期首における年金資産	238,608百万円
ロ 期待運用収益	3,221百万円
ハ 数理計算上の差異の当期発生額	11,991百万円
ニ 事業主からの拠出額	6,681百万円
ホ 退職給付の支払額	△17,002百万円
ヘ 期末における年金資産(イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	243,500百万円

③退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

イ 積立型制度の退職給付債務	250,573百万円
ロ 年金資産	△243,500百万円
	7,072百万円
ハ 非積立型制度の退職給付債務	375,115百万円
ニ 未認識数理計算上の差異	△11,765百万円
ホ 未認識過去勤務費用	5,271百万円
ヘ 退職給付引当金(イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	375,693百万円

## ④退職給付に関連する損益

イ 勤務費用	27,316 百万円
ロ 利息費用	3,786 百万円
ハ 期待運用収益	△3,221 百万円
ニ 数理計算上の差異の当期の費用処理額	5,223 百万円
ホ 過去勤務費用の当期の費用処理額	△1,317 百万円
ヘ 確定給付制度に係る退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	31,787 百万円

## ⑤年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

イ 生命保険一般勘定	49.8%
ロ 現金及び預貯金	20.6%
ハ 外国証券	19.9%
ニ 国内債券	6.0%
ホ 国内株式	3.7%
ヘ 合計(イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	100.0%

## ⑥長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

## ⑦数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は、次のとおりです。

イ 割引率	0.6%
ロ 長期期待運用収益率	1.4%

## (3) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は2,249百万円です。

36. (1) 繰延税金資産の総額は1,812,734百万円であり、繰延税金負債の総額は2,624,769百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は65,469百万円であり、繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金1,084,110百万円、価格変動準備金424,614百万円および退職給付引当金104,818百万円であり、繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券評価差額金2,542,367百万円であり、

繰延税金資産から評価性引当額として控除された額の主な変動の理由は、株式の時価上昇に伴う評価性引当額の減少であります。

- (2) 当期における法定実効税率は27.9%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、社員配当準備金△22.4%であります。

37. 土地の再評価に関する法律に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、これを控除した額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日

再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令第2条第1号に定める公示価格および第2条第4号に定める路線価に基づき、合理的な調整を行って算定しております。

38. 保険業法施行規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という)の額は213百万円であり、

39. 保険業法施行規則第30条第2項に規定する額は6,481,161百万円であり、

## 7. 損益計算書

(単位:百万円)

科目	2019年度	2020年度
	金額	金額
経常収益	6,479,945	6,475,334
保険料	4,526,109	4,264,628
再保料	4,525,225	4,263,255
資産運用益	884	1,372
利息	1,776,868	2,083,028
預金	1,426,177	1,381,994
有価証券	6,524	874
貸付	1,195,430	1,174,673
不動産	121,811	108,633
その他	88,504	88,036
金融	13,906	9,776
債権	17,720	-
債権	328,211	507,284
債権	2,193	3,690
債権	-	68,465
債権	1,233	-
債権	-	2,188
債権	1,333	1,177
債権	-	118,226
債権	176,968	127,678
債権	10,005	7,409
債権	80,784	76,119
債権	47,825	11,592
債権	38,351	32,555
経常費用	6,128,707	6,044,263
支払	3,629,384	3,803,456
年金	1,019,362	999,529
年金	805,445	803,471
年金	691,317	661,384
年金	918,833	1,108,847
年金	192,941	228,332
年金	1,484	1,891
年金	1,153,383	1,221,393
年金	1,131,660	1,199,935
年金	21,722	21,458
年金	508,797	227,482
年金	33,220	28,437
年金	-	34,144
年金	48,704	40,193
年金	202,393	4,963
年金	12,745	14,736
年金	83,947	48,004
年金	29,408	-
年金	-	5,968
年金	5,471	-
年金	17,582	17,830
年金	32,912	33,203
年金	42,411	-
年金	598,746	575,223
年金	238,395	216,707
年金	100,987	87,842
年金	51,167	51,876
年金	56,691	54,314
年金	8,562	1,233
年金	20,985	21,439
特別利益	351,238	431,070
固定資産	1,687	89
固定資産	1,687	89
特別損失	147,759	86,867
固定資産	6,190	4,999
固定資産	2,893	4,885
固定資産	66,361	73,902
固定資産	204	80
固定資産	3,000	3,000
固定資産	68,391	-
固定資産	718	-
税引当金	205,166	344,292
法人税	154,061	134,353
法人税	△130,304	△113,520
法人税	23,756	20,832
法人税	181,410	323,459

## (損益計算書の注記)

1. 「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(改正企業会計基準第24号)に基づき識別した関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した重要な会計処理の原則および手続きは、次のとおりです。
  - (1) 保険料等収入(再保険収入を除く)は、原則として、入金があるものについて、当該入金金額により計上しております。
  - (2) 保険金等支払金(再保険料を除く)は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。
2. 子会社等との取引による収益の総額は28,938百万円、費用の総額は30,342百万円であります。
3. 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券50,774百万円、株式等89,320百万円、外国証券367,189百万円であります。
4. 有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券2,319百万円、株式等33,854百万円、外国証券4,019百万円であります。
5. 有価証券評価損の主な内訳は、株式等1,888百万円、外国証券3,074百万円であります。
6. 責任準備金繰入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金戻入額は41百万円であります。
7. (1) 金銭の信託運用損には、評価損益が△25,339百万円含まれております。
- (2) 金融派生商品費用には、評価損益が△11,658百万円含まれております。

8. 減損損失に関する主な内容は、次のとおりです。

## ①資産をグルーピングした方法

賃貸用不動産等および遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに一つの資産グループとしております。また、保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業等全体で一つの資産グループとしております。

## ②減損損失の認識に至った経緯

一部の資産グループに著しい収益性の低下または時価の下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

## ③減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

(単位:百万円)

用途	土地	建物	合計
賃貸用不動産等	147	-	147
遊休不動産等	3,299	1,438	4,738
合計	3,447	1,438	4,885

## ④回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、物件により使用価値または正味売却価額を適用しております。

なお、使用価値については、原則として将来キャッシュ・フローを3.0%で割引いて算定しております。また、正味売却価額については、不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額または基準価格等を基に算定しております。

## 8. 基金等変動計算書

・2019年度

(単位:百万円)

	基 金 等											基金等合計	
	基金	基金償却 積立金	再評価 積立金	剰 余 金									剰余金合計
				損失準備 準備金	社員配当 平準積立金	先控準備 積立金	社会厚生 福祉事業 助成資金	圧縮 積立金	圧縮 特別勘定 積立金	別段 積立金	当期末処分 剰余金		
当期末残高	100,000	1,250,000	651	17,578	10,000	71,917	351	49,838	28,603	170	258,070	434,528	1,785,178
当期末変動													
基金の募集	50,000												50,000
社員配当準備金の積立											△211,818	△211,818	△211,818
損失準備準備金の積立				818							△818	-	-
基金償却積立金の積立		50,000									△50,000	△50,000	-
基金利息の支払											△355	△355	△355
当期純剰余											181,410	181,410	181,410
基金の償却	△50,000												△50,000
社員配当平準積立金の 取崩					△10,000						10,000	-	-
社会厚生福祉事業助成 資金の積立							3,000				△3,000	-	-
社会厚生福祉事業助成 資金の取崩							△3,000				3,000	-	-
圧縮積立金の積立													
圧縮積立金の取崩								15,183			△15,183	-	-
圧縮特別勘定積立金の 積立								△1,270			1,270	-	-
圧縮特別勘定積立金の 取崩									693		△693	-	-
土地再評価差額金の 取崩									△14,478		14,478	-	-
基金等以外の項目の 当期末変動(純額)											16	16	16
当期末変動合計	-	50,000	-	818	△10,000	-	-	13,893	△13,812	-	△71,643	△80,746	△30,746
当期末残高	100,000	1,300,000	651	18,394	-	71,917	351	63,729	14,790	170	184,428	353,780	1,754,431

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期末残高	4,882,692	△31,216	△54,690	4,796,786	6,581,963
当期末変動					
基金の募集					50,000
社員配当準備金の積立					△211,818
損失準備準備金の積立					-
基金償却積立金の積立					-
基金利息の支払					△355
当期純剰余					181,410
基金の償却					△50,000
社員配当平準積立金の 取崩					-
社会厚生福祉事業助成 資金の積立					-
社会厚生福祉事業助成 資金の取崩					-
圧縮積立金の積立					-
圧縮積立金の取崩					-
圧縮特別勘定積立金の 積立					-
圧縮特別勘定積立金の 取崩					-
土地再評価差額金の 取崩					16
基金等以外の項目の 当期末変動(純額)	△716,746	△36,839	△16	△753,602	△753,602
当期末変動合計	△716,746	△36,839	△16	△753,602	△784,349
当期末残高	4,165,946	△68,056	△54,706	4,043,182	5,797,613

・2020年度

(単位:百万円)

	基 金 等											基金等合計
	基金	基金償却 積立金	再評価 積立金	損失準備 準備金	そ の 他						剰余金合計	
					長債準備 積立金	社会厚生 福祉事業 助成資金	圧縮 積立金	圧縮 特別勘定 積立金	別段 積立金	当期未処分 剰余金		
当期末残高	100,000	1,300,000	651	18,394	71,917	351	63,729	14,790	170	184,426	353,780	1,754,431
当期末変動												
社会制当準備金の積立										△185,145	△185,145	△185,145
損失準備準備金の積立				599						△599	-	-
基金利息の支払										△277	△277	△277
当期純剰余										323,459	323,459	323,459
社会厚生福祉事業助成 資金の積立					3,000					△3,000	-	-
社会厚生福祉事業助成 資金の取崩					△3,000					3,000	-	-
圧縮積立金の積立							8,380			△8,380	-	-
圧縮積立金の取崩											-	-
圧縮特別勘定積立金の 積立							△1,254			1,254	-	-
圧縮特別勘定積立金の 取崩								1,007		△1,007	-	-
土地再評価差額金の 取崩									△13,728	13,728	-	-
基金等以外の項目の 当期変動額(取崩)										2,740	2,740	2,740
当期末変動合計	-	-	-	599	-	-	8,126	△12,721	-	144,772	140,776	140,776
当期末残高	100,000	1,300,000	651	18,993	71,917	351	71,855	2,069	170	329,199	494,556	1,895,208

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰上ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期末残高	4,185,949	△88,056	△54,706	4,043,187	5,797,613
当期末変動					
社会制当準備金の積立					△185,145
損失準備準備金の積立					-
基金利息の支払					△277
当期純剰余					323,459
社会厚生福祉事業助成 資金の積立					-
社会厚生福祉事業助成 資金の取崩					-
圧縮積立金の積立					-
圧縮積立金の取崩					-
圧縮特別勘定積立金の 積立					-
圧縮特別勘定積立金の 取崩					-
土地再評価差額金の 取崩					2,740
基金等以外の項目の 当期変動額(取崩)	2,476,154	△83,533	△2,740	2,379,880	2,379,880
当期末変動合計	2,476,154	△83,533	△2,740	2,379,880	2,520,657
当期末残高	6,662,103	△171,589	△57,447	6,433,067	8,318,270

## 9. 経常利益等の明細(基礎利益)

(単位:百万円)

	2019年度	2020年度
基礎利益 A	647,453	656,563
キャピタル収益	457,453	596,133
商品有価証券運用益	—	—
金銭の信託運用益	17,720	—
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	328,211	507,284
金融派生商品収益	—	—
為替差益	—	68,465
その他キャピタル収益	111,522	20,382
キャピタル費用	462,402	286,663
商品有価証券運用損	—	—
金銭の信託運用損	—	34,144
売買目的有価証券運用損	—	—
有価証券売却損	48,704	40,193
有価証券評価損	202,393	4,963
金融派生商品費用	83,947	48,004
為替差損	29,408	—
その他キャピタル費用	97,947	159,357
キャピタル損益 B	△4,948	309,469
キャピタル損益含み基礎利益 A+B	642,505	966,032
臨時収益	1,473	2,188
再保険収入	—	—
危険準備金戻入額	—	—
個別貸倒引当金戻入額	1,473	—
その他臨時収益	—	2,188
臨時費用	292,740	537,150
再保険料	—	—
危険準備金繰入額	101,156	166,396
個別貸倒引当金繰入額	—	1,579
特定海外債権引当勘定繰入額	—	—
貸付金償却	—	—
その他臨時費用	191,584	369,175
臨時損益 C	△291,266	△534,961
経常利益 A+B+C	351,238	431,070

(参考) その他項目の内訳

(単位:百万円)

	2019年度	2020年度
基礎利益	△13,574	138,975
外貨建保険商品対応のためのスワップ取引及び ヘッジを目的としたスワップ取引に係る受取・支払利息	18,118	18,811
外貨建保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	△111,522	140,545
マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額	79,829	△20,382
その他キャピタル収益	111,522	20,382
外貨建保険商品対応のためのスワップ取引及び ヘッジを目的としたスワップ取引に係る受取・支払利息	—	—
外貨建保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	111,522	—
マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額	—	20,382
その他キャピタル費用	97,947	159,357
外貨建保険商品対応のためのスワップ取引及び ヘッジを目的としたスワップ取引に係る受取・支払利息	18,118	18,811
外貨建保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	—	140,545
マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額	79,829	—
その他臨時収益	—	2,188
投資損失引当金戻入額	—	2,188
その他臨時費用	191,584	369,175
投資損失引当金繰入額	5,471	—
保険業法施行規則第69条第5項に基づく責任準備金繰入額	186,113	369,175

## 10. 剰余金処分案

(単位:千円)

科目	2019年度	2020年度
	金額	金額
当 期 未 処 分 剰 余 金	184,426,821	329,199,756
任 意 積 立 金 取 崩 額	14,983,278	2,452,475
社 員 配 当 平 衡 積 立 金 取 崩 額	—	—
圧 縮 積 立 金 取 崩 額	1,254,517	1,390,319
圧 縮 特 別 勘 定 積 立 金 取 崩 額	13,728,761	1,062,156
計	199,410,100	331,652,232
剰 余 金 処 分 額	199,410,100	331,652,232
社 員 配 当 準 備 金	185,145,971	276,006,182
差 引 純 剰 余 金	14,264,128	55,646,050
損 失 填 補 準 備 金	599,000	995,000
基 金 償 却 積 立 金	—	50,000,000
基 金 利 息	277,000	277,000
任 意 積 立 金	13,388,128	4,374,050
社 会 厚 生 福 祉 事 業 助 成 資 金	3,000,000	3,000,000
圧 縮 積 立 金	9,380,761	1,374,050
圧 縮 特 別 勘 定 積 立 金	1,007,367	—
次 期 繰 越 剰 余 金	—	—

## 11. 債務者区分による債権の状況

(単位:百万円,%)

区分	2019年度末	2020年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	10,523	10,308
危険債権	17,067	16,511
要管理債権	1,563	2,635
小計	29,155	29,456
(対合計比)	(0.27)	(0.28)
正常債権	10,945,411	10,338,632
合計	10,974,566	10,368,089

- (注)1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
- 3.「要管理債権」とは、3か月以上延滞貸付金及び条件緩和貸付金です。なお、3か月以上延滞貸付金とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸付金(注1及び2に掲げる債権を除く)であり、条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金(注1及び2に掲げる債権並びに3か月以上延滞貸付金を除く)です。
- 4.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

## ○債務者区分による債権に対する補足説明

- 本表の分類・算出方法は保険業法施行規則に準じており、対象は貸付金、貸付有価証券、未収利息、仮払金、支払承諾見返、金融機関保証付私募債です。
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権等について、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる金額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2019年度末が破産更生債権及びこれらに準ずる債権2,106百万円、2020年度末が破産更生債権及びこれらに準ずる債権2,514百万円です。

## 12. リスク管理債権の状況

(単位:百万円,%)

区分	2019年度末	2020年度末
破綻先債権額	1,532	1,014
延滞債権額	26,057	25,806
3か月以上延滞債権額	—	—
貸付条件緩和債権額	1,563	2,635
合計	29,154	29,456
(貸付残高に対する比率)	(0.39)	(0.40)

- (注)1.破綻先及び実質破綻先に対する債権(担保・保証付債権を含む)について、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しています。その金額は2019年度末が破綻先債権額2,027百万円、延滞債権額78百万円、2020年度末が破綻先債権額2,448百万円、延滞債権額96百万円です。
- 2.「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(未収利息不計上貸付金)のうち、会社更生法、民事再生法、破産法、会社法等による手続を申立てにより法的倒産となった債務者、又は手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、あるいは、海外の法律により上記に準ずる法律上の手続を申立てがあった債務者に対する貸付金です。
- 3.「延滞債権」とは、未収利息不計上貸付金であって、上記破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸付金です。
- 4.「3か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延しているもので、破綻先債権、延滞債権に該当しない貸付金です。
- 5.「貸付条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しない貸付金です。
- 6.資産の自己査定の結果に基づき破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先とした債務者に対する貸付金の未収利息を収益不計上としています。

## 13. 貸倒引当金の明細

区分	2019年度	2020年度	(単位:百万円) 比較
(1)貸倒引当金残高の内訳			
(イ) 一般貸倒引当金	1,035	5,424	4,389
(ロ) 個別貸倒引当金	1,651	2,794	1,143
(ハ) 特定海外債権引当勘定	-	-	-
(2)個別貸倒引当金			
(イ) 繰入額	3,757	5,309	1,552
(ロ) 取崩額	5,231	3,730	△1,500
[償却に伴う取崩額を除く]			
(ハ) 繰入額	△1,473	1,579	3,053
(3)特定海外債権引当勘定			
(イ) 対象国数	-	-	-
(ロ) 債権額	-	-	-
(ハ) 繰入額	-	-	-
(ニ) 取崩額	-	-	-
(4)貸付金償却	-	-	-

## 14. ソルベンシー・マージン比率

(単位:百万円)

項目	2019年度末	2020年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	13,865,444	17,717,439
基金・諸準備金等	5,143,643	5,432,807
基金等	1,569,008	1,618,924
価格変動準備金	1,448,014	1,521,916
危険準備金	1,878,267	2,044,663
一般貸倒引当金	1,035	5,424
その他	247,318	241,878
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%	5,025,159	8,042,164
土地の含み損益×85%	479,243	503,035
全期テルメル式責任準備金相当額超過額	1,697,908	1,973,928
負債性資本調達手段等	1,545,320	1,841,512
全期テルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	-	-
控除項目	△55,023	△105,201
その他	29,191	29,191
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1 + R_2)^2 + (R_2 + R_3 + R_4)^2} + R_4$ (B)	2,831,718	3,516,976
保険リスク相当額 $R_1$	115,290	114,185
第三分野保険の保険リスク相当額 $R_2$	85,115	88,290
予定利率リスク相当額 $R_3$	348,663	321,151
最低保証リスク相当額 $R_4$	5,620	5,378
資産運用リスク相当額 $R_5$	2,410,869	3,111,675
経営管理リスク相当額 $R_6$	59,311	72,813
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	979.2%	1,007.5%

(注) 1. 上記は、保険業法施行規則第86条、第87条及び平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

2. 最低保証リスク相当額の算出に際しては、標準的方式を使用しています。

(参考)

○個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式・積立率

	2019年度末	2020年度末
積立方式	標準責任準備金対象契約	平準純保険料式
	標準責任準備金対象外契約	平準純保険料式
積立率(危険準備金を除く)	100.0%	100.0%

(注) 1. 積立方式及び積立率は、個人保険及び個人年金保険を対象としています。なお、団体保険及び団体年金保険の責任準備金は積立方式という概念がないため、上記には含んでいません。

2. 積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては平成8年大蔵省告示第49号に定める方式により、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金、及び未経過保険料に対する積立率を記載しています。

## 15. 2020年度特別勘定の状況

## (1) 特別勘定資産残高の状況

(単位:百万円)

区分	2019年度末	2020年度末
	金額	金額
個人変額保険	94,319	112,908
個人変額年金保険	28,017	32,223
団体年金保険	1,080,089	1,082,174
特別勘定計	1,202,426	1,227,305

## (2) 個人変額保険(特別勘定)の状況

## ①保有契約高

(単位:件,百万円)

区分	2019年度末		2020年度末	
	件数	金額	件数	金額
変額保険(有期型)	11,312	4,567	10,791	6,271
変額保険(終身型)	31,271	436,503	30,608	425,701
合計	42,583	441,071	41,399	431,973

## ②年度末個人変額保険特別勘定資産の内訳

(単位:百万円,%)

区分	2019年度末		2020年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
現預金・コールローン	6,019	6.4	9,060	8.0
有価証券	83,538	88.6	98,331	87.1
公社債	24,046	25.5	22,793	20.2
株式	5,358	5.7	13,747	12.2
外国証券	32,833	34.8	38,711	34.3
公社債	9,904	10.5	9,757	8.6
株式等	22,929	24.3	28,954	25.6
その他の証券	21,301	22.6	23,058	20.4
貸付金	-	-	-	-
その他	4,761	5.0	5,536	4.9
貸倒引当金	-	-	-	-
合計	94,319	100.0	112,908	100.0

## ③個人変額保険特別勘定の運用収支状況

(単位:百万円)

区分	2019年度	2020年度
	金額	金額
利息配当金等収入	1,658	4,453
有価証券売却益	5,948	12,365
有価証券償還益	-	-
有価証券評価益	△3,266	5,778
為替差益	200	230
金融派生商品収益	1,395	1,333
その他の収益	5	1
有価証券売却損	6,790	3,322
有価証券償還損	0	0
有価証券評価損	2,443	△5,939
為替差損	230	180
金融派生商品費用	4,447	1,884
その他の費用	0	0
収支差額	△7,971	24,714

## (3)個人変額年金保険(特別勘定)の状況

## ①保有契約高

(単位:件,百万円)

区分	2019年度末		2020年度末	
	件数	金額	件数	金額
個人変額年金保険	33,818	28,001	27,164	32,221

## ②年度末個人変額年金保険特別勘定資産の内訳

(単位:百万円,%)

区分	2019年度末		2020年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
現預金・コールローン	—	—	—	—
有価証券	27,205	97.1	31,498	97.8
公社債	6,290	22.5	4,586	14.2
株式	—	—	—	—
外国証券	—	—	—	—
公社債	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—
その他の証券	20,915	74.7	26,912	83.5
貸付金	—	—	—	—
その他	811	2.9	724	2.2
貸倒引当金	—	—	—	—
合計	28,017	100.0	32,223	100.0

## ③個人変額年金保険特別勘定の運用収支状況

(単位:百万円)

区分	2019年度	2020年度
	金額	金額
利息配当金等収入	1,434	1,336
有価証券売却益	332	145
有価証券償還益	—	—
有価証券評価益	△2,320	3,319
為替差益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の収益	0	0
有価証券売却損	126	376
有価証券償還損	—	—
有価証券評価損	6,491	△7,814
為替差損	—	—
金融派生商品費用	—	—
その他の費用	0	0
収支差額	△7,169	12,239

## 16. 保険会社及びその子会社等の状況

## (1) 主要な業務の状況を示す指標

(単位:億円)

項目	2019年度	2020年度
経常収益	80,506	81,609
経常利益	2,813	4,756
親会社に帰属する当期純剰余	1,921	3,315
包括利益	△6,305	28,379

項目	2019年度末	2020年度末
総資産	800,811	855,899
ソルベンシー・マージン比率	1,047.5%	1,075.0%

## (2) 連結の範囲及び持分法の適用に関する事項

連結される子会社および子法人等数	15社
持分法適用の非連結の子会社および子法人等数	0社
持分法適用の関連法人等数	15社
期中における重要な関係会社の異動について	なし

## (3)連結財務諸表の作成方針

## 1. 連結の範囲に関する事項

連結される子会社および子法人等数	15社
------------------	-----

主要な連結される子会社および子法人等

ニッセイ信用保証株式会社

ニッセイ・リース株式会社

ニッセイ・キャピタル株式会社

ニッセイアセットマネジメント株式会社

ニッセイ情報テクノロジー株式会社

大樹生命保険株式会社

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社

はなさく生命保険株式会社

Nippon Life Insurance Company of America

NLI US Investments, Inc.

MLC Limited

Nippon Life India Asset Management Limited

NLI US Investments, Inc.は、2021年5月1日付で、Nippon Life Americas, Inc.に商号を変更しております。

主要な非連結の子会社および子法人等は、Nippon Life Global Investors Americas, Inc.、ニッセイ商事株式会社およびニッセイ保険エージェンシー株式会社であります。

非連結の子会社および子法人等については、総資産、売上高、当期純損益および剰余金の点からみていずれもそれぞれ小規模であり、当企業集団の財政状態と経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除いております。

## 2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結の子会社および子法人等数	0社
-----------------------	----

持分法適用の関連法人等数	15社
--------------	-----

主要な持分法適用の関連法人等

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

企業年金ビジネスサービス株式会社

長生人壽保險有限公司

Bangkok Life Assurance Public Company Limited

Reliance Nippon Life Insurance Company Limited

Post Advisory Group, LLC

PT Sequis

PT Asuransi Jiwa Sequis Life

The TCW Group, Inc.

Grand Guardian Nippon Life Insurance Company Limited

持分法を適用していない非連結の子会社および子法人等(Nippon Life Global Investors Americas, Inc.、ニッセイ商事株式会社他)ならびに関連法人等(株式会社エスエルタワーズ他)については、それぞれ連結純損益および連結剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性が乏しいため、持分法を適用しておりません。

## 3. 連結される子会社および子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社および子法人等のうち、在外会社の決算日は、12月31日および3月31日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、12月31日を決算日とする在外会社は、同日現在の決算財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

## 4. のれんの償却に関する事項

のれんおよび持分法適用の関連法人等に係るのれん相当額(以下「のれん等」という)は、定額法により20年間で償却しております。ただし、重要性が乏しいものについては、発生時に全額償却しております。

## (4)連結貸借対照表

(単位:百万円)

科目	2019年度末	2020年度末	科目	2019年度末	2020年度末
	金額	金額		金額	金額
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	1,751,037	1,771,810	保険契約準備金	66,765,636	68,266,939
コールローン	422,906	540,086	支払備金	258,970	249,222
買入金銭債権	375,278	316,335	責任準備金	65,406,129	66,916,145
金銭の信託	33,779	135	社員配当準備金	1,043,785	1,046,832
有価証券	65,084,003	70,741,631	契約者配当準備金	56,750	54,738
貸付金	8,436,650	8,423,975	再保険	7,519	8,065
有形固定資産	1,913,574	1,941,042	社債	1,277,620	1,432,612
土地	1,261,133	1,284,407	その他の負債	3,541,405	3,871,138
建物	582,389	579,054	役員賞与引当金	92	433
リース資産	9,262	8,280	退職給付に係る負債	449,594	438,263
建設仮勘定	16,167	22,427	役員退職慰労引当金	4,970	689
その他の有形固定資産	44,620	46,872	ポイント引当金	8,864	8,528
無形固定資産	386,396	385,669	価格変動準備金	1,531,621	1,610,738
ソフトウェア	126,334	122,279	繰延税金負債	157,426	962,359
のれん	84,220	83,185	再評価に係る繰延税金負債	103,072	101,894
リース資産	35	31	支払承諾	76,136	71,728
その他の無形固定資産	175,805	180,172	負債の部合計	73,923,960	76,773,391
再保険貸	69,533	26,705	(純資産の部)		
その他の資産	1,512,525	1,367,177	基金	100,000	100,000
退職給付に係る資産	-	468	基金償却積立金	1,300,000	1,300,000
繰延税金資産	24,318	13,538	再評価積立金	651	651
支払承諾見返	76,136	71,728	連結剰余金	554,790	709,574
貸倒引当金	△4,969	△10,343	基金等合計	1,955,441	2,110,225
			その他有価証券評価差額金	4,199,843	6,767,268
			繰延ヘッジ損益	△69,235	△163,088
			土地再評価差額金	△54,706	△57,447
			為替換算調整勘定	△26,406	△25,774
			退職給付に係る調整累計額	△15,030	△6,511
			その他の包括利益累計額合計	4,034,464	6,514,448
			新株予約権	926	1,349
			非支配株主持分	166,377	190,546
			純資産の部合計	6,157,210	8,816,569
資産の部合計	80,081,170	85,589,960	負債及び純資産の部合計	80,081,170	85,589,960

## (連結貸借対照表の注記)

1. (1) 当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等の有価証券、預貯金・買入金証債権のうち「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づき有価証券として取り扱うものおよび金銭の信託において信託財産として運用している有価証券は、次のとおり評価しております。
- ① 売買目的有価証券については、連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価(売却原価の算定は移動平均法)
  - ② 満期保有目的の債券については、移動平均法に基づく償却原価(定額法)
  - ③ 「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については、移動平均法に基づく償却原価(定額法)
  - ④ 非連結または持分法非適用の子会社株式及び関連会社株式(保険業法第2条第12項に規定する子会社および保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものが発行する株式ならびに保険業法施行令第13条の5の2第4項に規定する関連法人等が発行する株式をいう)については、移動平均法に基づく原価
  - ⑤ その他有価証券
    - イ 時価のあるもののうち、株式(外国株式を含む)については、連結会計年度末日以前1カ月の市場価格等の平均に基づく時価(売却原価の算定は移動平均法)、それ以外の有価証券については、連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価(売却原価の算定は移動平均法)
    - ロ 時価を把握することが極めて困難と認められるもののうち、取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については、移動平均法に基づく償却原価(定額法)、それ以外の有価証券については、移動平均法に基づく原価
- (2) その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. 保険種類・払方・残存年数・通貨・資産運用方針等により設定している小区分に対応した債券のうち、負債に応じたデレージョンのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。
- なお、次の保険契約を特定し、小区分としております。
- (1) 当社
- ① 一時払商品・団体年金保険契約以外について、全ての保険契約
  - ② 新予定利率変動型個別保険以外の一時払商品(円建)について、全ての保険契約
  - ③ 有期利率保証型以外の団体年金保険契約について、全ての保険契約
  - ④ 上記を除く全ての一時払商品(米ドル建)契約
  - ⑤ 上記を除く全ての一時払商品(豪ドル建)契約
  - ⑥ 上記を除く全ての一時払商品(ユーロ建)契約
- (2) 大樹生命保険株式会社
- ① 終身保険・年金保険(40年以内)小区分(終身保険(定期付終身保険を含む)および年金保険から発生する将来キャッシュ・フロー中の40年以内の部分)
  - ② 拠出型企業年金(27年以内)小区分(拠出型企業年金保険から発生する将来キャッシュ・フロー中の27年以内の部分)
  - ③ 一時払外貨建養老保険(米ドル建)小区分1(2015年10月1日から2019年9月30日始期の一時払外貨建養老保険(米ドル建))
  - ④ 一時払外貨建養老保険(米ドル建)小区分2(2019年10月1日以降始期の一時払外貨建養老保険(米ドル建))
  - ⑤ 一時払外貨建養老保険(豪ドル建)小区分1(2015年10月1日から2019年9月30日始期の一時払外貨建養老保険(豪ドル建))
  - ⑥ 一時払外貨建養老保険(豪ドル建)小区分2(2019年10月1日以降始期の一時払外貨建養老保険(豪ドル建))

- (3) ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社
- ① 個人保険・個人年金商品(ただし一部保険種類を除く)
  - ② 終身がん保険・養老保険商品
  - ③ 一時払終身保険(確定積立金区分型)商品
  - ④ 上記を除く円建一時払商品(ただし、一時払定額年金については、契約日が2006年4月1日以降かつ契約日時点における被保険者年齢が80歳以上の契約を除く)
  - ⑤ 上記を除く米ドル建商品(ただし一部保険種類を除く)
  - ⑥ 上記を除く豪ドル建一時払年金商品
- (4) はなさく生命保険株式会社
- 全ての保険契約群を単一の小区分として、当該保険負債に応じたデレーションのコントロールを図る目的で保有する債券について責任準備金対応債券に区分しております。
3. 金融派生商品および金銭の信託において信託財産として運用している金融派生商品は、市場価格等に基づく時価により評価しております。
4. ①有形固定資産の減価償却は、次の方法により行っております。
- イ 有形固定資産(リース資産を除く)
- (i) 建物  
定額法により行っております。
  - (ii) 上記以外  
主に定率法により行っております。  
なお、当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等のその他の有形固定資産のうち取得価額が20万円未満のものの一部については、3年間で均等償却を行っております。
- ロ リース資産
- (i) 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法と同一の方法により行っております。
  - (ii) 上記以外  
リース期間に基づく定額法により行っております。
- ②無形固定資産に計上しているソフトウェアの減価償却は、定額法により行っております。
5. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算は、「外貨建取引等会計処理基準」(企業会計審議会)に基づき行っております。  
なお、為替相場の著しい変動があり、かつ、回復の見込みがないと判断される当社の外貨建その他有価証券については、連結会計年度末日の為替相場または連結会計年度末日以前1カ月の平均為替相場のいずれか円安の相場により円換算し、換算差額を有価証券評価損として計上しております。  
また、一部の連結される子会社および子法人等が保有する外貨建その他有価証券の換算差額のうち債券に係る換算差額については為替差損益として処理し、その他の外貨建その他有価証券に係る換算差額については全部純資産直入法により処理しております。
6. (1) 当社の貸倒引当金は、資産査定基準および償却・引当基準にのっとり、次のとおり計上しております。
- ①破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、以下(4)の直接減額後の債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

- ⑤現状経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
- ⑥上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算定した貸倒実績率等を債権額に乗じた額を計上しております。
- なお、経済状況に大きな影響を与える突発的な事象が発生した場合、将来の業績悪化が見込まれる債務者に対する債権については、債務者の財務情報等に未だ反映されていない信用リスクに対する影響額を見積もり、貸倒引当金を計上しております。
- (2) 当社の全ての債権は、資産査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引き当てを行っております。
- (3) 連結される子会社および子法人等については、主として資産査定基準および償却・引当基準等にとり、必要と認められた額を引き当てしております。
- (4) 破綻先および実質破綻先に対する債権(担保・保証付債権を含む)については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その額は3,784百万円(担保・保証付債権に係る額64百万円)であります。
7. 役員賞与引当金は、役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
8. (1) 退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。
- (2) 当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等の退職給付に係る会計処理の方法は、次のとおりです。
- |                 |         |
|-----------------|---------|
| ①退職給付見込額の期間帰属方法 | 給付算定式基準 |
| ②数理計算上の差異の処理年数  | 5年      |
| ③過去勤務費用の処理年数    | 5年      |
9. 役員退職慰労引当金は、一部の連結される子会社および子法人等の役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく支給見込額を計上しております。
- なお、当社は、2020年7月2日の総代会において、役員退任慰労金制度を廃止することを決議しております。これにより、同制度に基づく支払いが確定したことから、未払分4,432百万円を役員退職慰労引当金から取り崩し、未払金に振り替え、その他負債に表示しております。
10. ポイント引当金は、保険契約者等に付与したポイントの利用による費用負担に備えるため、将来発生すると見込まれる額を計上しております。
11. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算定した額を計上しております。
12. 貸手の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。
13. 当社のヘッジ会計は、次の方法により行っております。
- ①ヘッジ会計の手法については、主に、貸付金の一部および外貨建貸付金の一部に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特別処理、保険契約の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第26号)に基づく金利スワップによる繰延ヘッジ、外貨建債券の一部、外貨建貸付金の一部および外貨建劣後特約付社債に対する為替変動に係るキャッシュ・フローのヘッジとして通貨スワップによる繰延ヘッジおよび振当処理、外貨建債券等の一部に対する為替変動に係る価格変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジ、国内株式の一部に対する価格変動リスクのヘッジとして株式先渡しによる時価ヘッジを適用しております。

## ⑤ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
金利スワップ	貸付金、外貨建貸付金、保険契約
通貨スワップ	外貨建債券、外貨建貸付金、外貨建劣後特約付社債
為替予約	外貨建債券等
株式先渡	国内株式

⑤ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。

14. 当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等の消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上のうえ5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生連結会計年度に費用処理しております。
15. 当社ならびに一部の子会社および子法人等は、当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。
16. 当社ならびに一部の子会社および子法人等は、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(2020年3月31日企業会計基準委員会実務対応報告第39号)に基づき、繰延税金資産および繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいて計上しております。
17. (1) 当社および連結される国内の生命保険会社の責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるために積み立てるものであります。保険料積立金については、次の方式により計算しております。
- なお、保険業法施行規則第69条第5項の規定により、一部の個人年金保険契約および一部の終身保険契約を対象として積み立てた責任準備金が含まれております。
- ①標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)
- ②標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式
- また、当社および一部の連結される国内の生命保険会社は、当連結会計年度に責任準備金の追加積み立てを行っております。この結果、責任準備金が382,024百万円増加し、また、経常利益および税金等調整前当期純剰余が382,024百万円減少しております。
- イ 当社
- 2018年度より、一部の個人年金保険契約を対象に5年間にわたり追加して積み立てることとしていた責任準備金については、当連結会計年度に一括して積み立てております。また、2019年度より、一部の終身保険契約(一時払契約を含む)について、保険料払込終了後契約等を対象に、責任準備金を追加して積み立てることとしております。そのうち既に保険料払込終了後等となっている契約(一時払契約を含む)については、6年間にわたり段階的に積み立てることとしておりましたが、3年間にわたり段階的に積み立てることとしております。この結果、当連結会計年度に追加積み立てを行わなかった場合に比べ、責任準備金が369,175百万円増加し、また、経常利益および税金等調整前当期純剰余が369,175百万円減少しております。
- ロ 大樹生命保険株式会社
- 一部の個人年金保険契約を対象に責任準備金を追加して積み立てております。この結果、当連結会計年度に追加積み立てを行わなかった場合に比べ、責任準備金が12,849百万円増加し、また、経常利益および税金等調整前当期純剰余が12,849百万円減少しております。
- (2) 連結される海外の生命保険会社の責任準備金は、豪州会計基準等、各国の会計基準に基づき算出した額を計上しております。

18. 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号)を当連結会計年度末より適用しております。

当該会計基準に基づき識別した重要な会計上の見積りは、のれん等の評価であります。

当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上されているのれん等は、次のとおりです。

①のれん	83,185 百万円
Nippon Life India Asset Management Limited	83,185 百万円
②のれん相当額	77,554 百万円
Reliance Nippon Life Insurance Company Limited	36,896 百万円
The TCW Group, Inc.	21,445 百万円
PT Sequis	19,212 百万円

また、のれん等の減損処理にあたって使用した会計上の見積りの内容については、連結損益計算書の注記第2項をご参照ください。

19. 当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等の一般勘定(保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定)の資産運用については、生命保険契約の特性を踏まえたうえで、中長期的な運用の基軸となるポートフォリオを策定し、さらに環境見直しを勘案した運用計画を立てております。

これに基づき、将来の保険金・給付金等の支払いを確実に履行するため、円建の安定した収益が期待できる公社債や貸付金などを中核的な資産と位置付けるとともに、中長期的な収益の向上を図る観点から株式、外国証券などに投資しております。また、デリバティブ取引については、主に資産または負債のリスクをコントロールすることを目的としております。具体的には、金利関連では金利スワップおよび金利スワップション、通貨関連では為替予約、通貨オプションおよび通貨スワップ、株式関連では株式先渡、株価指数先物および株式オプション等を活用し、その一部についてヘッジ会計を適用しております。

主に、有価証券は市場リスクおよび信用リスク、貸付金は信用リスク、デリバティブ取引は市場リスクおよび信用リスクに晒されております。市場リスクとは、金利や為替、株式等の変動により保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクです。信用リスクとは、主に貸付金や社債について、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少・消失し、損失を被るリスクです。信用リスクにはカントリーリスクを含みます。これらのリスクに対して、資産運用リスクに関する管理諸規程に基づき管理しております。

市場リスクの管理にあたっては、投融資取引に伴う過大な損失の発生を抑制するため、資産の特性に合わせて、運用限度枠を設定しております。また、その遵守状況をモニタリングし、経営会議の諮問機関である運用リスク管理専門委員会等に定期的に報告するとともに、ルール抵触時にリスクを許容範囲内に抑制する体制を整備しております。この他、ポートフォリオ全体の市場リスクをコントロールするため、統計的分析手法を用いて、ポートフォリオ全体の市場バリュー・アット・リスクを合理的に算定し、許容されるリスクの範囲内で適切な資産配分を行っております。

信用リスクの管理にあたっては、投融資執行部門から独立した審査管理部門による個別取引の厳格な審査など信用力分析を行う体制を整備しております。また、リスクに見合ったリターン獲得のための貸付金利ガイドライン、取引先の信用度を区分する社内格付け、信用リスクが特定の企業・グループ・国に集中することを防止するための与信リミットの設定・モニタリング等により、良質なポートフォリオの構築に努めております。また、ポートフォリオ全体の信用リスク量の計測として、信用バリュー・アット・リスクを算定し、リスク量が適切な範囲内に収まっているかどうかのモニタリングを実施しております。

20. (1) 主な金融商品の連結貸借対照表価額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表価額(*1)	時価(*2)	差額
現金及び預貯金(譲渡性預金)	173,998	173,998	-
その他有価証券	173,998	173,998	-
買入金銭債権	316,335	326,751	10,415
満期保有目的の債券	29,888	30,191	302
責任準備金対応債券	219,273	229,386	10,113
その他有価証券	67,173	67,173	-
金銭の信託	135	135	-
売買目的有価証券	135	135	-
有価証券	69,552,982	73,044,186	3,491,203
売買目的有価証券	1,440,294	1,440,294	-
満期保有目的の債券	370,358	389,156	18,797
責任準備金対応債券	27,454,740	30,919,189	3,464,449
子会社株式及び関連会社株式	39,211	47,168	7,956
その他有価証券	40,248,377	40,248,377	-
貸付金(*3)	8,416,842	8,641,114	224,272
保険約款貸付	537,918	537,918	-
一般貸付	7,878,923	8,103,196	224,272
金融派生商品(*4)	(400,186)	(400,186)	-
ヘッジ会計が適用されていないもの	63,355	63,355	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(463,541)	(463,541)	-
社債(*3,*5)	(1,432,612)	(1,458,829)	(26,217)
売現先勘定(*5)	(1,469,600)	(1,469,600)	-
借入金(*5)	(736,801)	(737,525)	(724)

(\*1) 貸倒引当金を計上したものについては、当該引当金を控除しております。

(\*2) 当連結会計年度に減損処理した銘柄については、減損処理後の連結貸借対照表価額を時価としております。

(\*3) 金利スワップの特例処理および通貨スワップの振当処理を適用している金融派生商品については、ヘッジ対象とされている貸付金および社債と一体として処理されているため、その時価は、貸付金および社債に含めて記載しております。

(\*4) 金融派生商品によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で示しております。

(\*5) 社債、売現先勘定および借入金は負債に計上しており、( )で示しております。

(2) 当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等の主な金融商品の時価の算定方法は、次のとおりです。

① 有価証券および預貯金・買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づき有価証券として取り扱うもの

イ 市場価格のあるもの

連結会計年度末日の市場価格によります。ただし、その他有価証券の国内株式および外国株式については、連結会計年度末日以前1カ月の市場価格の平均によります。

ロ 市場価格のないもの

将来キャッシュ・フローを現在価値へ割引いた価格、外部情報ベンダーより入手した評価額等によります。

② 貸付金

イ 保険約款貸付

貸付金額を解約返戻金の範囲内に限る等の特性により返済期限を設けていない貸し付けであり、返済の見込まれる期間および金利条件等より、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によります。

ロ 一般貸付

変動金利貸付の時価については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によります。一方、固定金利貸付の時価については、主に将来キャッシュ・フローを現在価値へ割引いた価格によります。

なお、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

#### ⑤金融派生商品

イ 先物取引の市場取引の時価については、連結会計年度末日の清算値または終値によっております。

ロ 株式オプション取引の時価については、主に連結会計年度末日の清算値または終値、外部情報ベンダーより入手した評価額によっております。

ハ 金利スワップ取引、金利スワップション取引、為替予約取引、通貨オプション取引、通貨スワップ取引および先渡し取引の時価については、主に外部情報ベンダーより入手した評価額によっております。

#### ⑥金銭の信託

上記①および⑤の算定方法に準じ、金銭の信託の受託者が合理的に算定した価格によっております。

#### ⑦社債

連結会計年度末日の市場価格によっております。

#### ⑧売現先勘定

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

#### ⑨借入金

変動金利借入の時価については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。一方、固定金利借入の時価については、原則、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。ただし、証券化公募スキームを利用した借入れの時価については、当該借入れを裏付けとして発行される社債の市場価格によっております。

- (3) 非上場株式、組合出資金のうち組合財産が非上場株式で構成されているもの等、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、(1)の表中の有価証券に含めておりません。

これらの当連結会計年度末における連結貸借対照表価額は、1,188,648百万円であります。

- (4) 保有目的ごとの有価証券等に関する事項は、次のとおりです。

#### ①売買目的有価証券

金銭の信託において信託財産として運用している金融派生商品、特別勘定に係る有価証券等を売買目的有価証券として区分しており、当連結会計年度の損益に含まれた評価差額は84,677百万円であります。

#### ②満期保有目的の債券

種類ごとの連結貸借対照表価額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表価額	時価	差額
時価が連結貸借対照表 価額を超えるもの	買入金銭債権	20,024	20,523	499
	公社債	56,833	58,059	1,225
	外国証券	274,331	292,190	17,859
	小計	351,189	370,773	19,584
時価が連結貸借対照表 価額を超えないもの	買入金銭債権	9,864	9,667	△196
	公社債	3,400	3,398	△1
	外国証券	35,794	35,508	△285
	小計	49,058	48,574	△484
合計		400,247	419,348	19,100

## ③責任準備金対応債券

種類ごとの連結貸借対照表価額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表価額	時価	差額
時価が連結貸借対照表 価額を超えるもの	買入金銭債権	214,203	224,354	10,150
	公社債	22,123,969	25,651,315	3,527,346
	外国証券	997,047	1,092,943	95,896
	小計	23,335,220	26,968,614	3,633,393
時価が連結貸借対照表 価額を超えないもの	買入金銭債権	5,069	5,032	△37
	公社債	4,171,431	4,018,029	△153,401
	外国証券	162,291	156,899	△5,392
	小計	4,338,793	4,179,962	△158,831
合計		27,674,013	31,148,576	3,474,562

## ④その他有価証券

種類ごとの取得原価または償却原価、連結貸借対照表価額およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	種類	取得原価 または償却原価	連結貸借対照表価額	差額
連結貸借対照表価額が 取得原価または償却原価 を超えるもの	現金及び預貯金 (譲渡性預金)	55,000	55,000	0
	買入金銭債権	32,897	34,123	1,225
	公社債	3,292,971	3,528,599	235,627
	株式	3,755,368	9,791,532	6,036,164
	外国証券	17,032,482	20,192,468	3,159,985
	その他の証券	2,232,400	2,463,052	230,651
	小計	26,401,122	36,064,776	9,663,654
連結貸借対照表価額が 取得原価または償却原価 を超えないもの	現金及び預貯金 (譲渡性預金)	119,000	118,998	△1
	買入金銭債権	33,422	33,050	△372
	公社債	536,059	524,379	△11,679
	株式	722,124	574,157	△147,966
	外国証券	2,220,427	2,144,908	△75,519
	その他の証券	1,045,053	1,029,278	△15,774
	小計	4,676,087	4,424,772	△251,314
合計		31,077,209	40,489,548	9,412,339

※時価を把握することが極めて困難と認められるもの 792,035 百万円は含めておりません。

当連結会計年度において、時価のあるものにつき 1,502 百万円減損処理を行っております。

なお、当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等の時価のある株式(外国株式を含む)については、時価が取得原価に比べて著しく下落したのにつき、原則として連結会計年度末日以前 1 カ月の市場価格等の平均に基づき減損処理しております。ただし、時価が著しく下落し、かつ連結会計年度末日以前 1 カ月間の市場価格等の下落が著しいなど一定の要件に該当する銘柄については、連結会計年度末日の市場価格等に基づき減損処理しております。

株式の時価が著しく下落したと判断する基準は、次のとおりです。

イ 連結会計年度末日以前 1 カ月の市場価格等の平均が取得原価の 50% 以下の銘柄

ロ 連結会計年度末日以前 1 カ月の市場価格等の平均が取得原価の 50% 超 70% 以下かつ過去の市場価格や発行会社の業績等が一定の要件に該当する銘柄

- (5) 主な金銭債権債務の返済予定額および満期のある有価証券の償還予定額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預貯金(譲渡性預金)	174,000	-	-	-
その他有価証券	174,000	-	-	-
買入金銭債権	6,109	4,822	48,017	254,861
満期保有目的の債券	-	-	-	29,093
責任準備金対応債券	109	2,522	42,206	174,309
その他有価証券	6,000	2,300	5,810	51,458
有価証券	1,319,939	6,787,566	13,980,804	32,172,987
満期保有目的の債券	34,145	160,709	107,106	68,082
責任準備金対応債券	424,632	3,045,759	5,119,545	18,612,509
その他有価証券	861,161	3,581,098	8,754,152	13,492,395
貸付金(*1)	1,026,193	2,684,253	2,096,703	2,042,787
社債(*2)	-	-	-	1,371,512
売現先勘定	1,469,600	-	-	-
借入金(*3)	32,090	82,261	2,450	520,000

(\*1) 保険約款貸付等の期間の定めのないものは含めておりません。

また、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する債権等で返済予定額が見込めないもの6,800百万円は含めておりません。

(\*2) 劣後特約付社債等のうち、期間の定めのないものは含めておりません。

(\*3) 劣後特約付借入金等のうち、期間の定めのないものは含めておりません。

21. 当連結会計年度末における貸付等不動産の連結貸借対照表価額は1,319,874百万円、時価は1,736,904百万円であります。当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等では、賃貸用のオフィスビル・賃貸商業施設等を有しており、当連結会計年度末の時価は、主に不動産鑑定評価基準に基づいて算定した額であります。また、賃貸等不動産の連結貸借対照表価額に含まれている資産除去債務に対応する額は3,313百万円であります。
22. (1) 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権および貸付条件緩和債権の合計額は29,529百万円であります。その内訳は、次のとおりです。
- ①破綻先債権額は1,044百万円、延滞債権額は25,849百万円であります。
- なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取り立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く、以下「未収利息不計上貸付金」という)のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸付金に該当しないものであります。
- ②3か月以上延滞債権額はありません。
- なお、3か月以上延滞債権とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日を起算日として3か月以上延滞している貸付金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。
- ③貸付条件緩和債権額は2,635百万円であります。
- なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
- (2) 取立不能見込額の直接減額を行った結果、破綻先債権額は3,653百万円、延滞債権額は130百万円それぞれ減少しております。

23. 有形固定資産の減価償却累計額は1,203,751百万円であります。
24. 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定資産の額は1,459,633百万円であります。  
なお、負債の額も同額であります。

25. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。
- |                        |               |
|------------------------|---------------|
| イ 当連結会計年度期首現在高         | 1,043,785 百万円 |
| ロ 前連結会計年度連結剰余金よりの繰入額   | 185,145 百万円   |
| ハ 当連結会計年度社員配当金支払額      | 203,557 百万円   |
| ニ 利息による増加額             | 21,458 百万円    |
| ホ 当連結会計年度末現在高(イ+ロ-ハ+ニ) | 1,046,832 百万円 |

26. 契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりです。
- |                        |            |
|------------------------|------------|
| イ 当連結会計年度期首現在高         | 56,750 百万円 |
| ロ 当連結会計年度契約者配当金支払額     | 13,988 百万円 |
| ハ 利息による増加額             | 10 百万円     |
| ニ 契約者配当準備金繰入額          | 11,966 百万円 |
| ホ 当連結会計年度末現在高(イ-ロ+ハ+ニ) | 54,738 百万円 |

27. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。  
なお、各社債について、それぞれ監督当局の事前承認等を前提として、発行者の裁量により繰上償還をすることが可能であります。  
当社が通貨スワップによる振当処理を適用している社債の発行年月および繰上償還可能日は、次のとおりです。

発行年月	繰上償還可能日
2012年10月	2022年10月以降の各利払日
2014年10月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日
2016年1月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日
2017年9月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日
2020年1月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日
2021年1月	発行日の10年後の応当日およびそれ以降5年を経過するごとの各日

28. その他負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金620,000百万円が含まれております。  
また、2021年5月11日に、次のとおり円建劣後特約付借入を実施しております。

借入総額	2,000億円
利率	2031年5月11日まで 年0.97%(固定金利) 2031年5月12日以降 固定金利(ステップアップあり・5年ごとにリセット)
返済期限	2051年5月11日の3銀行営業日前(2031年5月11日およびその5年後ごとの応当日の3銀行営業日前に、監督当局の事前承認等を前提として、当社の裁量により繰上返済可能)
資金使途	一般事業資金

29. 担保に供されている資産の額は、現金及び預貯金16,227百万円、有価証券2,465,498百万円、土地252百万円、建物40百万円、リース契約等に係る債権3,580百万円であります。また、担保に係る債務の額は1,483,501百万円であります。  
なお、上記には、売現先取引による買い戻し条件付の売却1,342,624百万円および売現先勘定1,469,600百万円をそれぞれ含んでおります。

30. 2021年5月24日の取締役会において、2021年度中に基金を50,000百万円募集することに伴う定款の一部変更を7月2日開催予定の総代会に付議することを決議しております。
31. 非連結の子会社および子法人等ならびに関連法人等の株式および出資金の総額は435,824百万円であります。
32. ストック・オプションに関する事項は、次のとおりです。

## ①ストック・オプションに関する費用計上額および科目名

(単位:百万円)

事業費	581
-----	-----

## ②権利不行使による失効に係る利益計上額および科目名

(単位:百万円)

新株予約権戻入益	13
----------	----

## ③ストック・オプションの内容

	Nippon Life India Asset Management Limited		
	2017年第1回 新株予約権	2017年第2回 新株予約権	2017年第3回 新株予約権
付与対象者の区分 および人数	代表取締役 1名 従業員 84名	代表取締役 1名 従業員 137名	代表取締役 1名 従業員 157名
株式の種類別の ストック・オプションの 付与数(*1)	普通株式 4,944,246株	普通株式 4,598,135株	普通株式 11,190,706株
付与日	2017年8月8日	2018年4月25日	2019年4月29日
権利確定条件	付与後毎年25%毎に権利確定 (*2)	付与後毎年25%毎に権利確定	付与後毎年25%毎に権利確定
対象勤務期間	付与日から権利確定条件を 充足する日まで	付与日から権利確定条件を 充足する日まで	付与日から権利確定条件を 充足する日まで
権利行使期間	自 2018年8月8日 至 2024年8月7日	自 2019年4月25日 至 2025年4月24日	自 2020年4月29日 至 2026年4月28日

	Nippon Life India Asset Management Limited	
	2019年第1回 新株予約権	2019年第2回 新株予約権
付与対象者の区分 および人数	代表取締役 1名 従業員 156名	代表取締役 1名 従業員 31名
株式の種類別の ストック・オプションの 付与数(*1)	普通株式 18,081,008株	普通株式 469,772株
付与日	2019年7月29日	2020年6月10日
権利確定条件	付与後毎年25%毎に権利確定	付与後毎年25%毎に権利確定
対象勤務期間	付与日から権利確定条件を 充足する日まで	付与日から権利確定条件を 充足する日まで
権利行使期間	自 2020年7月29日 至 2026年7月28日	自 2021年6月10日 至 2027年6月9日

(\*1)株式数に換算して記載しております。

(\*2)代表取締役に付与されたストック・オプションは、付与日から3年後に一括で権利確定されます。

## ④ストック・オプションの規模およびその変動状況

## イ スtock・オプションの款

(単位:株)

	Nippon Life India Asset Management Limited				
	2017年第1回 新株予約権	2017年第2回 新株予約権	2017年第3回 新株予約権	2019年第1回 新株予約権	2019年第2回 新株予約権
権利確定前					
前連結会計年度末	2,811,171	3,050,539	10,857,959	17,816,872	-
付与	-	-	-	-	469,772
失効	154,869	209,797	471,839	550,235	-
権利確定	1,767,758	1,015,394	2,714,490	4,520,252	-
未確定残	888,544	1,825,348	7,671,630	12,746,385	469,772
権利確定後					
前連結会計年度末	1,515,028	990,470	-	-	-
権利確定	1,767,758	1,015,394	2,714,490	4,520,252	-
権利行使	1,811,972	145,255	1,321,990	1,113,683	-
失効	49,909	116,442	25,675	74,811	-
未行使残	1,420,905	1,744,167	1,366,825	3,331,758	-

## ロ 単価情報

(単位:ルピー)

	Nippon Life India Asset Management Limited				
	2017年第1回 新株予約権	2017年第2回 新株予約権	2017年第3回 新株予約権	2019年第1回 新株予約権	2019年第2回 新株予約権
権利行使価格	204.25	256.10	202.35	223.32	247.60
行使時平均株価	330.13	302.89	322.66	323.13	-
付与日における 公正な評価単価	10.82	45.71	38.94	43.06	65.51

## ⑤ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

## イ 使用した方法 ブラック・ショールズ式

## ロ 主な基礎数値および見積方法

	Nippon Life India Asset Management Limited				
	2017年第1回 新株予約権	2017年第2回 新株予約権	2017年第3回 新株予約権	2019年第1回 新株予約権	2019年第2回 新株予約権
株価変動性(*1)	13.92%~20.81%	14.21%	16.66%	16.46%	16.17%
予想残存期間(*2)	4.0年~5.5年	4.0年~5.5年	4.0年~5.5年	4.0年~5.5年	4.0年~5.5年
予想配当率(*3)	3.09%	3.25%	2.97%	3.22%	1.98%
無リスク利率(*4)	6.20%~6.34%	7.06%~7.15%	6.32%~6.55%	6.22%~6.45%	4.37%~4.88%

(\*1)インド国立証券取引所が提供する指数によります。

(\*2)権利付与後、権利行使可能な期間の最短期間と最長期間の和半値によります。

(\*3)過去の配当実績によります。

(\*4)残存年数が予想残存期間に対応する国債の利率によります。

## ⑥ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

33. 非支配株主との取引および新会社設立に関する事項等は、次のとおりです。

(1) 大樹生命保険株式会社

当社は、2021年3月16日に、大樹生命保険株式会社(当社が株式の82.6%を保有、以下「大樹生命」という)の株式の2.4%を非支配株主より取得しております。

①取引の概要

イ 被取得企業の名称およびその事業の内容

被取得企業の名称 大樹生命保険株式会社

事業の内容 生命保険業

ロ 企業結合日

2021年3月31日(みなし取得日)

ハ 企業結合の法的形式

非支配株主からの株式追加取得

ニ 結合後企業の名称

大樹生命保険株式会社

ホ その他取引の概要に関する事項

当社によるグループ戦略の推進やガバナンス体制の強化を目的として、大樹生命の株式の2.4%を追加取得し、当社議決権比率を引き上げております。

②実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号)および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号)に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

③被取得企業の取得原価および対価の種類ごとの内訳

取得の対価 現金による支出額 8,027百万円

取得原価 8,027百万円

④非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

イ 連結剰余金の主な変動要因

子会社株式の追加取得

ロ 非支配株主との取引によって増加した連結剰余金の金額

5,530百万円

(2) ニッセイ少額短期設立準備株式会社

当社は、少額短期保険子会社(以下「新会社」という)の設立に向け、2021年4月30日にニッセイ少額短期設立準備株式会社(以下「準備会社」という)を設立しております。

①新会社設立の目的

ライフスタイルの変化、個人の価値観の多様化やデジタル環境の普及等を背景に多様化するお客様ニーズに対応するべく、生保・損保の両領域で、さまざまな保険商品を柔軟かつ迅速に提供していくことを目的としております。

②準備会社の概要

イ 社名 ニッセイ少額短期設立準備株式会社

ロ 本店所在地 東京都千代田区

ハ 資本金 5億9,999万円(資本準備金含む)

③設立の時期

2021年4月30日

④準備会社の設立後の持分比率

100%

## ⑤その他

新会社の設立に際しては、当社による保険業法第272条の31第1項に基づく金融庁長官の承認および保険業法第106条第7項に基づく金融庁長官の認可の取得、準備会社による保険業法第272条に基づく少額短期保険業の登録が条件となります。

34. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の連結貸借対照表価額は3,028,877百万円であります。
35. 売却または再担保という方法で自由に処分できる権利を有している資産は、消費貸借契約で借り入れている有価証券であり、当連結会計年度末において、全て当該処分を行わず所有しており、その時価は389,126百万円であります。
36. 貸付金に係るコミットメントおよびこれに準ずる契約の貸付未実行残高は274,291百万円であります。
37. 保険業法施行令第37条の4に規定する生命保険契約者保護機構の借入限度額のうち、当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等に対応する見積額は85,539百万円であります。  
なお、同機構に拠出した金額は事業費として処理しております。

38. 退職給付に関する事項は、次のとおりです。

## (1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、内務職員・営業総合職等については、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度および退職一時金制度を設けております。

また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

営業職員等については、確定給付型の制度として、退職一時金制度および自社年金制度を設けております。

一部の連結される子会社および子法人等は、主に、確定給付型の制度として、退職一時金制度、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

## (2) 確定給付制度

## ①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

イ 期首における退職給付債務	697,314 百万円
ロ 勤務費用	29,802 百万円
ハ 利息費用	4,221 百万円
ニ 数理計算上の差異の当期発生額	5,705 百万円
ホ 退職給付の支払額	△46,476 百万円
ヘ その他	128 百万円
ト 期末における退職給付債務(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	690,695 百万円

## ②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

イ 期首における年金資産	248,422 百万円
ロ 期待運用収益	3,527 百万円
ハ 数理計算上の差異の当期発生額	12,403 百万円
ニ 事業主からの拠出額	7,439 百万円
ホ 退職給付の支払額	△18,172 百万円
ヘ その他	18 百万円
ト 期末における年金資産(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	253,640 百万円

## ⑤簡便法を採用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

イ	期首における退職給付に係る負債	702百万円
ロ	退職給付費用	94百万円
ハ	退職給付の支払額	△57百万円
ニ	期末における退職給付に係る負債(イ+ロ+ハ)	739百万円

## ⑥退職給付債務および年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債および資産の調整表

イ	積立型制度の退職給付債務	260,881百万円
ロ	年金資産	△253,640百万円
		7,241百万円
ハ	非積立型制度の退職給付債務	430,553百万円
ニ	連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	437,795百万円
ホ	退職給付に係る負債	438,263百万円
ヘ	退職給付に係る資産	△468百万円
ト	連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	437,795百万円

## ⑦退職給付に関連する損益

イ	勤務費用	29,802百万円
ロ	利息費用	4,221百万円
ハ	期待運用収益	△3,527百万円
ニ	数理計算上の差異の当期の費用処理額	6,493百万円
ホ	過去勤務費用の当期の費用処理額	△1,317百万円
ヘ	簡便法で計算した退職給付費用	94百万円
ト	その他	106百万円
チ	確定給付制度に係る退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ+ト)	35,872百万円

## ⑧その他の包括利益に計上された項目の内訳

その他の包括利益に計上した項目(税効果控除前)の内訳は、次のとおりです。

イ	数理計算上の差異	13,191百万円
ロ	過去勤務費用	△1,317百万円
ハ	合計(イ+ロ)	11,873百万円

## ⑨その他の包括利益累計額に計上された項目の内訳

その他の包括利益累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は、次のとおりです。

イ	未認識数理計算上の差異	14,840百万円
ロ	未認識過去勤務費用	△5,271百万円
ハ	合計(イ+ロ)	9,568百万円

## ⑩年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

イ	生命保険一般勘定	48.1%
ロ	外国証券	20.0%
ハ	現金及び預貯金	19.8%
ニ	国内債券	8.0%
ホ	国内株式	4.0%
ヘ	その他	0.0%
ト	合計(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	100.0%

## ②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

## ③数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等の主要な数理計算上の計算基礎は、次のとおりです。

イ 割引率	0.3%～6.4%
ロ 長期期待運用収益率	1.4%～6.4%

## (3) 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は5,069百万円です。

39. (1) 繰延税金資産の総額は1,955,435百万円であり、繰延税金負債の総額は2,796,840百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は107,416百万円であります。繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金1,134,764百万円、価格変動準備金449,440百万円および退職給付に係る負債120,652百万円であります。繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券評価差額金2,615,062百万円であります。

繰延税金資産から評価性引当額として控除された額の主な変動の理由は、株式の時価上昇に伴う評価性引当額の減少であります。

- (2) 当連結会計年度における法定実効税率は27.9%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、社員配当準備金△20.7%であります。

40. 土地の再評価に関する法律に基づき、当社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、これを控除した額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日

再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令第2条第1号に定める公示価格および第2条第4号に定める路線価に基づき、合理的な調整を行って算定しております。

41. 当社の連結子会社である大樹生命保険株式会社では、一時払外貨建養老保険(米ドル建・豪ドル建)および一時払外貨建終身保険(米ドル建・豪ドル建)を対象に修正共同保険式再保険契約を締結しております。
- 当該再保険契約により保険リスクを移転し、金利変動時の市場価格調整に伴う責任準備金積増相当額または取崩相当額を含めて再保険収入として計上しております。ただし、当該再保険契約に係る再保険収入が負債となる場合は、再保険料として計上しております。
- 当該修正共同保険式再保険に係る再保険賃の当連結会計年度末残高は15,242百万円であり、修正共同保険式再保険に付した部分に相当する責任準備金の当連結会計年度末残高は779,013百万円であります。

## (5)連結損益計算書及び連結包括利益計算書

(連結損益計算書)

(単位:百万円)

科目	2019年度	2020年度
	金額	金額
<b>経常収益</b>	<b>8,050,657</b>	<b>8,160,966</b>
保険料等収入	5,719,334	5,190,112
資産運用収益	2,007,454	2,682,040
利息及び配当金等収入	1,597,896	1,558,947
金銭的信託運用益	17,720	—
売買目的有価証券運用益	34,737	10,488
有価証券売却益	350,794	537,390
有価証券償還益	2,585	3,998
為替差益	—	413,806
貸倒引当金戻入額	1,023	—
その他の運用収益	2,697	2,535
特別勘定資産運用益	—	154,873
その他の経常収益	<b>323,869</b>	<b>288,813</b>
<b>経常費用</b>	<b>7,769,300</b>	<b>7,685,338</b>
保険金等支払	4,561,046	4,696,798
保険給付	1,262,045	1,233,439
年給	994,266	991,956
解約返戻金	873,235	847,024
再保の他返戻金	1,111,079	1,278,280
責任準備金等繰入額	219,474	256,135
責任準備金繰入額	100,944	89,962
社員配当金積立利息繰入額	1,335,682	1,508,211
契約者配当金積立利息繰入額	1,313,949	1,486,743
資産運用費用	21,722	21,458
支払利息	11	10
金銭的信託運用損	699,013	347,208
有価証券売却損	37,771	31,354
有価証券評価損	—	34,144
有価証券償還損	61,131	47,651
有価証券評価損	220,341	6,766
金融派生商品費用	12,749	14,852
為替差損	20,478	146,237
貸倒引当金繰入額	235,504	—
貸付金償却	—	5,910
貸貨用不動産等減価償却費用	14	26
その他の運用費用	20,370	20,604
特別勘定資産運用費用	39,699	39,660
その他の経常費用	50,951	—
事業費用	<b>816,454</b>	<b>791,723</b>
その他の経常費用	<b>357,103</b>	<b>341,395</b>
<b>経常利益</b>	<b>281,357</b>	<b>475,628</b>
<b>特別利益</b>	<b>55,267</b>	<b>1,550</b>
固定資産等処分益	6,529	1,536
段階取得に係る差益	48,730	—
新株予約権戻入益	6	13
<b>特別損失</b>	<b>127,694</b>	<b>93,483</b>
固定資産等処分損失	7,275	6,201
減価償却損	45,057	5,084
価格変動準備金繰入額	71,438	79,116
不動産圧縮損	204	80
社会福祉事業助成金	3,000	3,000
その他の特別損失	718	—
契約者配当準備金繰入額	11,829	11,966
税金等調整前当期純剰余	197,101	371,727
法人税及び住民税等	163,519	154,691
法人税等調整額	△149,172	△119,051
法人税等調整額	14,346	35,639
当期純剰余	182,754	336,087
非支配株主に帰属する当期純剰余	△9,383	4,583
(△は非支配株主に帰属する当期純損失)		
親会社に帰属する当期純剰余	192,137	331,504

## (連結損益計算書の注記)

1. 「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(改正企業会計基準第24号)に基づき識別した関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した、重要な会計処理の原則および手続きは、次のとおりです。

- (1) 保険料等収入(再保険収入を除く)は、原則として、入金があるものについて、当該入金金額により計上しております。
- (2) 保険金等支払金(再保険料を除く)は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。

2. 減損損失に関する主な内容は、次のとおりです。

## ①資産をグルーピングした方法

## イ 不動産等

当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等は、賃貸用不動産等および遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに一つの資産グループとしております。また、保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業等全体で一つの資産グループとしております。

## ロ のれん等

当社は、のれん等については、原則として会社単位で一つの資産グループとしております。

なお、PT Sequisに係るのれん相当額の評価にあたっては、同社が中間持株会社として保有するPT Asuransi Jiwa Sequis Lifeが実質的な事業活動を行っていることから、PT SequisとPT Asuransi Jiwa Sequis Lifeを一つの資産グループとしております。

## ②減損の兆候の識別

## イ 不動産等

資産グループの営業活動から生ずる損益が継続してマイナスの場合等、減損が生じている可能性を示す事象がある場合に減損の兆候を識別しております。

なお、当連結会計年度末においては、一部の資産グループについて、上記に該当したため減損の兆候を識別しております。

## ロ のれん等

資産グループが以下のいずれかに該当する場合等には、減損の兆候を識別しております。

(i) 当期損益または営業活動から生じるキャッシュ・フローが2期連続してマイナスとなっている場合、または継続してマイナスとなる見込みである場合

(ii) 事業内容や経営戦略が当初計画から大幅に転換し、実質価額の大幅低下につながるような将来にわたる業績の悪化が見込まれる場合

(iii) 経営環境の著しい悪化や悪化の見込みにより、実質価額の大幅低下につながるような将来にわたる業績の悪化が見込まれる場合  
当連結会計年度末においてはNippon Life India Asset Management Limitedに係るのれん、Reliance Nippon Life Insurance Company Limitedに係るのれん相当額および、PT Sequisに係るのれん相当額について、減損の兆候を識別しております。なお、Nippon Life India Asset Management Limitedに係るのれんは、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号)の第109項に基づき、のれんの金額が多額に上るため、減損の兆候を識別しております。

## ③減損損失の認識および測定

## イ 不動産等

減損の兆候が識別された資産グループについて、当該資産グループから得られる割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合は、減損損失を認識し、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。なお、回収可能価額は使用価値または正味売却価額を適用しており、使用価値については、原則として将来キャッシュ・フローを3.0%で割引いて算定しております。正味売却価額については、不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額または基準価格等を基に算定しております。

当連結会計年度末においては、減損の兆候が識別された一部の資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失に計上しております。

## ロ のれん等

減損の兆候が識別された資産グループについて、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合等は、のれん等の金額を超えない範囲で、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。なお、回収可能価額は使用価値または正味売却価額を適用しており、使用価値については、それぞれの資産グループにおける将来見込みおよび中期経営計画等に基づき算定された将来キャッシュ・フローを現在価値に割引いて算定しております。正味売却価額については、株式等の時価に保有株式数を乗じた金額等により算定しております。

なお、生命保険会社における減損判定では「固定資産の減損に係る会計基準」(企業会計審議会)等の要件を満たすことを確認のうえ、上記の割引前将来キャッシュ・フローおよび回収可能価額の代替として企業価値評価額(Embedded Value(以下「EV」という)と新契約価値の合計)を使用しております。EVとは、「貸借対照表の純資産の部の金額に必要な修正を加えた修正純資産」と、「保有契約から生じる将来の税引後利益の現在価値である保有契約価値」を合計したものであり、保険株式会社の株主価値やM&Aにおける買収価格の把握等を目的として使用される、株主に帰属する企業価値を表すものであります。また、新契約価値とは、「将来に獲得する契約から生じる将来の税引後利益の現在価値」を表すものであります。

当連結会計年度末において、減損の兆候が識別された生命保険会社であるReliance Nippon Life Insurance Company LimitedおよびPT Sequisに係るのれん相当額の減損判定では、割引前将来キャッシュ・フローおよび回収可能価額の代替として企業価値評価額を使用しております。なお、当該企業価値評価額の算定に用いるEVはTEVを使用しております。TEVとは、リスクを加味した割引率を用いてキャッシュ・フローを評価するEVの計算手法の一つであります。当該企業価値評価額の算定にあたっては、新契約価値算定の基礎となる各販売チャネルにおける新規契約獲得予測に基づく将来キャッシュ・フローや割引率、EV算定の基礎となる解約率および保険事故発生率等の保険数理計算上の仮定等に不確実性があります。Reliance Nippon Life Insurance Company Limitedに係るのれん相当額は、企業価値評価額が帳簿価額を上回っていたため、減損損失を認識しておりません。

なお、PT Sequisに係るのれん相当額は、上記に加えて、インドネシアの経済成長率や新型コロナウイルスの影響期間を2021年までとする仮定を含んでいるため、当該仮定に変化が生じた場合は、のれん相当額に重要な影響を及ぼす可能性があります。企業価値評価額が帳簿価額を上回っていたため、減損損失を認識しておりません。

当連結会計年度末において、減損の兆候が識別されたNippon Life India Asset Management Limitedに係るのれんの減損判定では、Nippon Life India Asset Management Limitedから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較しておりますが、前者が後者を上回っていることや、上場企業であり時価評価額と帳簿価額を比較した結果、時価評価額が帳簿価額を上回っていること等を踏まえ、減損損失を認識しておりません。

## ④減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

(単位:百万円)

用途	土地	建物等	合計
賃貸用不動産等	188	116	304
遊休不動産等	3,315	1,464	4,779
合計	3,503	1,580	5,084

3. 当社の連結子会社である大樹生命保険株式会社の再保険料には、一時払外貨建養老保険(米ドル建・豪ドル建)および一時払外貨建終身保険(米ドル建・豪ドル建)の修正共同保険式再保険に係る再保険料49,972百万円が含まれており、そのうち出再責任準備金調整額(市場価格調整に伴う責任準備金取崩相当額を除く)は11,398百万円、市場価格調整に伴う責任準備金取崩相当額は49,658百万円であります。当該再保険により、経常利益および税金等調整前当期純剰余は、それぞれ42,047百万円減少しております。

(連結包括利益計算書)

(単位:百万円)

科目	2019年度	2020年度
	金額	金額
当期純利益	182,754	336,087
その他の包括利益	△813,268	2,501,831
その他有価証券評価差額金	△748,619	2,578,320
繰延ヘッジ損益	△37,246	△93,568
為替換算調整勘定	△21,320	8,163
退職給付に係る調整額	△1,543	8,561
持分法適用会社に対する持分相当額	△4,538	354
包括利益	△630,513	2,837,919
親会社に係る包括利益	△613,811	2,814,228
非支配株主に係る包括利益	△16,702	23,691

(連結包括利益計算書の注記)

その他の包括利益の内訳については、次のとおりです。

## (1) その他の包括利益に係る組替調整額

(単位:百万円)

その他有価証券評価差額金:		
当期発生額	4,000,861	
組替調整額	△455,814	3,545,047
繰延ヘッジ損益:		
当期発生額	△148,780	
組替調整額	19,070	△129,709
為替換算調整勘定:		
当期発生額	8,163	
組替調整額	—	8,163
退職給付に係る調整額:		
当期発生額	6,698	
組替調整額	5,175	11,873
持分法適用会社に対する持分相当額:		
当期発生額	317	
組替調整額	36	354
税効果調整前合計		3,435,729
税効果額		△933,898
その他の包括利益合計		2,501,831

## (2) その他の包括利益に係る税効果額

(単位:百万円)

	税効果調整前	税効果額	税効果調整後
その他有価証券評価差額金	3,545,047	△966,727	2,578,320
繰延ヘッジ損益	△129,709	36,141	△93,568
為替換算調整勘定	8,163	—	8,163
退職給付に係る調整額	11,873	△3,312	8,561
持分法適用会社に対する持分相当額	354	—	354
その他の包括利益合計	3,435,729	△933,898	2,501,831

## (6)連結キャッシュ・フロー計算書

科目	(単位:百万円)	
	2019年度 金額	2020年度 金額
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純剰余(△は損失)	197,101	371,727
貸貸用不動産等減価償却費	20,370	20,604
減価償却費	72,349	73,296
減損損失	45,057	5,084
のれん償却額	4,679	4,259
支払備金の増減額(△は減少)	△43,633	△10,064
責任準備金の増減額(△は減少)	1,311,041	1,499,301
社員配当準備金積立利息繰入額	21,722	21,458
契約者配当準備金積立利息繰入額	11	10
契約者配当準備金繰入額	11,829	11,966
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△1,353	5,998
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	△14	341
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	6,828	△645
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	65	△4,281
価格変動準備金の増減額(△は減少)	71,438	79,116
利息及び配当金等収入	△1,597,896	△1,558,947
金銭の信託運用損益(△は益)	△17,720	34,144
有価証券関係損益(△は益)	△59,155	△472,118
保険約款貸付関係損益(△は益)	99,699	86,953
金融派生商品関係損益(△は益)	20,478	146,237
支払利息	37,771	31,354
為替差損益(△は益)	233,171	△405,762
有形固定資産関係損益(△は益)	1,295	5,627
神分法による投資損益(△は益)	△1,247	△521
特別勘定資産運用損益(△は益)	50,951	△154,873
段階取得に係る差損益(△は益)	△48,730	-
再保険貸の増減額(△は増加)	△60,283	43,019
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は増加)	567	△6,785
再保険借の増減額(△は減少)	△752	355
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は減少)	5,376	3,736
その他	△36,144	△13,582
<b>小計</b>	<b>344,874</b>	<b>△182,988</b>
利息及び配当金等の受取額	1,636,593	1,544,272
利息の支払額	△36,470	△32,407
社員配当金の支払額	△176,933	△168,289
契約者配当金の支払額	△15,417	△13,988
その他	△8,530	△14,024
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	△138,536	△167,444
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>1,605,579</b>	<b>965,130</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
預貯金の純増減額(△は増加)	△2,211	2,238
買入金銭債権の取得による支出	△16,721	△13,750
買入金銭債権の売却・償還による収入	44,909	49,027
金銭の信託の増加による支出	△3,000	△2,000
金銭の信託の減少による収入	298	1,500
有価証券の取得による支出	△9,312,569	△8,305,269
有価証券の売却・償還による収入	7,255,486	7,439,395
貸付けによる支出	△1,514,841	△1,554,232
貸付金の回収による収入	1,480,523	1,546,870
金融派生商品の決済による収支(純額)	179,466	△207,914
売現先勘定の純増減額(△は減少)	382,239	167,422
債券貸借取引受入担保金の純増減額(△は減少)	75,490	△101,840
その他	△22,733	△58,621
<b>資産運用活動計</b>	<b>△1,453,660</b>	<b>△1,037,173</b>
<b>(営業活動及び資産運用活動計)</b>	<b>(151,918)</b>	<b>(△72,042)</b>
有形固定資産の取得による支出	△60,940	△73,156
有形固定資産の売却による収入	13,093	3,775
連結の範囲の変更を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出	△61,771	-
その他	△52,091	△50,675
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△1,615,371</b>	<b>△1,157,230</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
借入れによる収入	274,627	250,080
借入金の返済による支出	△112,229	△117,391
社債の発行による収入	126,431	166,192
社債の償還による支出	△24,400	△11,200
基金の募集による収入	50,000	-
基金の償却による支出	△50,000	-
基金利息の支払額	△355	△277
連結の範囲の変更を伴わない子会社及び子法人等の株式の取得による支出	△3,803	△8,027
連結の範囲の変更を伴わない子会社及び子法人等の株式の売却による収入	1,386	-
その他	△10,815	△4,768
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>250,841</b>	<b>274,607</b>
<b>現金及び現金同等物に係る増減差額</b>	<b>△20,152</b>	<b>14,044</b>
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	220,897	96,552
現金及び現金同等物期首残高	2,011,931	2,226,280
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△6,548	-
現金及び現金同等物期末残高	2,226,280	2,322,833

## (連結キャッシュ・フロー計算書の注記)

## 1. 現金及び現金同等物の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物には、手許現金、要求払預金および取得日から満期日または償還日までの期間が3カ月以内の流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期投資を計上しております。

## (7) 連結基金等変動計算書

・2019年度

(単位:百万円)

	基 金 等				
	基金	基金償却 積立金	再評価 積立金	連結剰余金	基金等合計
当期末残高	100,000	1,250,000	651	629,555	1,980,206
当期変動額					
基金の募集	50,000				50,000
社員配当準備金の積立				△211,818	△211,818
基金償却積立金の積立		50,000		△50,000	-
基金利息の支払				△355	△355
親会社に帰属する当期純剰余				192,137	192,137
基金の償却	△50,000				△50,000
土地再評価差額金の取崩				18	18
連結範囲及び持分法の 適用範囲の変動				△4,977	△4,977
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動				232	232
基金等以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	50,000	-	△74,764	△24,764
当期末残高	100,000	1,300,000	651	554,790	1,955,441

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	返贈給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期末残高	4,943,922	△31,643	△54,690	△4,853	△13,494	4,839,241	-	158,772	6,978,221
当期変動額									
基金の募集									50,000
社員配当準備金の積立									△211,818
基金償却積立金の積立									-
基金利息の支払									△355
親会社に帰属する当期純剰余									192,137
基金の償却									△50,000
土地再評価差額金の取崩									18
連結範囲及び持分法の 適用範囲の変動									△4,977
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動									232
基金等以外の項目の 当期変動額(純額)	△744,078	△37,592	△16	△21,553	△1,536	△804,777	926	7,604	△786,247
当期変動額合計	△744,078	△37,592	△16	△21,553	△1,536	△804,777	926	7,604	△821,011
当期末残高	4,199,843	△69,235	△54,706	△26,406	△15,030	4,034,464	926	166,377	6,157,210

・2020年度

(単位:百万円)

	基 金 等				
	基金	基金償却 積立金	再評価 積立金	連結剰余金	基金等合計
当期末残高	100,000	1,300,000	651	554,790	1,955,441
当期変動額					
社員配当準備金の積立				△185,145	△185,145
基金利息の支払				△277	△277
親会社に帰属する当期純剰余				331,504	331,504
土地再評価差額金の取崩				2,740	2,740
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動				5,983	5,983
基金等以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	-	154,784	154,784
当期末残高	100,000	1,300,000	651	709,574	2,110,225

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期末残高	4,199,843	△69,235	△54,705	△26,408	△15,030	4,034,464	926	166,377	6,157,210
当期変動額									
社員配当準備金の積立									△185,145
基金利息の支払									△277
親会社に帰属する当期純剰余									331,504
土地再評価差額金の取崩									2,740
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動									5,983
基金等以外の項目の 当期変動額(純額)	2,567,424	△93,852	△2,740	632	8,519	2,479,983	422	24,168	2,504,575
当期変動額合計	2,567,424	△93,852	△2,740	632	8,519	2,479,983	422	24,168	2,659,359
当期末残高	6,767,268	△163,088	△57,447	△25,774	△6,511	6,514,448	1,348	190,546	8,816,569

## (連結基金等変動計算書の注記)

## 1. 新株予約権等に関する事項

(単位:百万円)

区分	新株予約権の内訳	当連結会計年度末残高
Nippon Life India Asset Management Limited	ストック・オプションとしての新株予約権	1,349

#### (8) 内部統制報告書

当社代表者は、内部統制報告書を作成し、有限責任監査法人トーマツの監査を受けています。

2020年度の内部統制報告書は以下のとおりです。

### 内部統制報告書

2021年5月24日

日本生命保険相互会社

代表取締役社長

清水 博

#### 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長清水博は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改定について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準じて財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。なお、本報告書においては、保険業法第110条第2項に基づき作成された連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結基金等変動計算書を財務報告の範囲としている。

また、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性がある。

#### 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2021年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制(全社的な内部統制)の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、重要性が僅少である事業拠点に係るものを除き、原則全ての事業拠点を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の保険料等収入(連結会社間取引消去後)の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結保険料等収入の概ね2/3に達している事業拠点を「重要な事業拠点」とした。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として保険料等収入、保険金等支払金、有価証券、一般貸付金及び保険契約準備金に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。

#### 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

#### 4 【付記事項】

該当事項なし。

#### 5 【特記事項】

該当事項なし。

以上

## (9) 連結財務諸表についての会計監査人の監査報告

当社は、保険業法第110条第2項の規定に基づき作成された2020年度の連結財務諸表(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結基金等変動計算書、連結財務諸表の作成方針及びその他の注記(P43～70))について有限責任監査法人トーマツの監査を受けています。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年5月24日

日本生命保険相互会社

代表取締役社長 清水 博 殿

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	樋口 誠之	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	白田 英生	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	牧野 あや子	Ⓜ

### <財務諸表監査>

#### 監査意見

当監査法人は、日本生命保険相互会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結基金等変動計算書、連結財務諸表の作成方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本生命保険相互会社及び連結子法人等の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子法人等から独立しており、また、監査人としてのその他の倫

理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査上の主要な検討事項

当監査法人は、監査役等とコミュニケーションを行った事項の中から、会社及び生命保険業界を取り巻く事業環境、並びに経営方針についての理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価、及び会計上の見積りを含む経営者の重要な判断を伴う領域に関する監査人の重要な判断を考慮して、監査を実施する上で特に注意を払った事項を決定した。その中からさらに、職業的専門家としての判断に基づき、当該事項の金額的、質的な要素及び想定される連結財務諸表の利用者の関心などを考慮し、以下の項目を当連結会計年度の監査上の主要な検討事項として選定した。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。その内容及び決定理由、並びに監査上の対応は以下の通りである。

#### 【1】のれん及びのれん相当額の評価

(監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由)

会社は、2017年度からスタートした中期経営計画において、2020年度末までにグループ事業純利益700億円の達成を経営目標として掲げ、グループ事業の拡大に取り組み、生命保険会社及び資産運用会社への出資を行っている。

会計上は、これらの会社への出資時に、のれんまたはのれん相当額(持分法適用会社の連結上の投資簿価に含めて処理)が認識される場合があり、当連結会計年度末時点の連結貸借対照表には、83,185百万円ののれん及び77,554百万円ののれん相当額が計上されている。これらの資産は、連結財務諸表の作成方針4に記載されている方法により償却されるとともに、連結損益計算書の注記2に記載の会社が設定した方針に基づき減損の兆候判定が行われる。会社は、生命保険会社への出資について減損の兆候が認められる場合には、企業価値評価額(Embedded Valueと新契約価値の合計)の会社持分相当額と当該出資の帳簿価額を比較することにより減損損失認識判定を行っている。その結果、減損損失を認識すべきであると判定された場合には、当該出資の帳簿価額を回収可能価額まで減額することになる。

当監査法人では、会社による減損の兆候判定及び減損損失認識判定の検討にあたり、多額ののれんまたはのれん相当額が計上されている出資先の事業環境や業績推移に留意した。特に所在国の状況や事業の種類によりその影響が異なる点を考慮しつつ、COVID-19の感染拡大が出資先の事業環境や業績に与える影響を評価した。なお、検討対象となった出資先のうち、インドで資産運用事業を営む連結子会社のNippon Life India Asset Management Limitedは、連結損益計算書の注記2.③ロに記載の通り、同社が上場会社であるため、その株式の市場価格に基づき減損損失認識判定を行うことが可能であり、現状においてはその判定過程に重要な見積り要素はない。

上記を踏まえて、COVID-19の感染拡大が、インドで生命保険事業を営む持分法適用関連法人等のReliance

Nippon Life Insurance Company Limited (以下、RNLI) 及びインドネシアで生命保険事業を営む持分法適用関連法人等の PT Sequis の事業環境や業績に影響を与えていることから、両社の減損の兆候判定及び減損損失認識判定について慎重な検討を行った。

RNLI ののれん相当額は 36,896 百万円である。会社の合併相手である Reliance Capital Limited は、同社の信用問題から保有する RNLI の株式売却を予定しており、それに伴う株主の変更の時期が RNLI の新契約の販売に影響を与える可能性がある。また、COVID-19 の感染状況が業績予測に与える影響は経営者の重要な判断を伴う。以上を踏まえて、RNLI ののれん相当額の減損の兆候判定及び減損損失認識判定の妥当性について、監査上の主要な検討事項に相当するものと判断した。

PT Sequis ののれん相当額は 19,212 百万円であり、連結損益計算書の注記 2. ①ロに記載の通り、会社は、PT Sequis ののれん相当額の減損の兆候判定及び減損損失認識判定に際し、PT Sequis と PT Asuransi Jiwa Sequis Life (以下、Sequis Life) を一つの資産グループとしている。連結損益計算書の注記 2. ③ロに記載の通り、Sequis Life の減損損失認識判定に使用した企業価値評価額に関して、新契約価値の基礎となる各販売チャネルにおける新契約獲得予測、Embedded Value の基礎となる保険数理上の仮定である解約率及び保険事故発生率、並びに割引率については不確実性がある。また、COVID-19 の収束時期の仮定は経営者の重要な判断を伴い、新契約獲得予測に重要な影響を与える。以上を踏まえて、PT Sequis ののれん相当額の減損の兆候判定及び減損損失認識判定の妥当性について、監査上の主要な検討事項に相当するものと判断した。

#### (監査上の対応)

当監査法人は、RNLI 及び PT Sequis ののれん相当額の評価を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。

- 会社が設定した減損の兆候判定及び減損損失認識判定に関する方針について、固定資産の減損に係る会計基準に照らして検討した。
- 会社の減損の兆候判定及び減損損失認識判定に関する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価するために、以下について質問及び関連資料の閲覧により検討した。
  - ・ 海外事業部門での減損の兆候判定及び当該投資の公正価値算定に関する確認・承認手続
  - ・ 審査部門での確認・承認手続

以上に加えて、RNLI については、会社が実施した減損の兆候判定及び減損損失認識判定について、以下の検討を行った。

- ・ RNLI の取締役会の議事録等の閲覧
- ・ 海外事業部門の役職者への質問
- ・ 過去の業績の趨勢分析及び当連結会計年度末時点におけるのれん相当額の前提となる事業計画と当期

の実績値との比較

- ・ COVID-19の感染状況が業績予測に与える影響について、所在国の環境に照らして検討
- ・ COVID-19の影響を含めた足元の経営環境や業績予測について、RNLIのマネジメントへの質問

PT Sequisについては、会社が実施した減損の兆候判定について、以下の検討を行った。

- ・ Sequis Lifeの取締役会の議事録等の閲覧
- ・ 海外事業部門の役職者への質問
- ・ 過去の業績の趨勢分析及び出資時の想定と当期の実績値との比較

また、PT Sequisののれん相当額の減損損失認識判定の妥当性を検討するにあたり、会社が使用した Sequis Lifeの企業価値評価額の構成要素である新契約価値と Embedded Value について、企業価値評価及び保険数理に関する内部専門家を利用して以下の検討を行った。

- ・ 新契約獲得予測に関する COVID-19の収束時期の仮定の合理性について、所在国の環境に照らして検討
- ・ COVID-19の影響を含めた足元の経営環境や新契約獲得予測について、Sequis Lifeのマネジメントへの質問
- ・ 新契約獲得予測について、過去の新契約獲得実績及び市場環境に照らして趨勢分析
- ・ 割引率の算定に用いた手法や数値について、海外事業部門の役職者への質問、及び市場環境や市場慣習との整合性の検討
- ・ Embedded Value 算定に用いた保険数理に関する仮定である解約率及び保険事故発生率について、Sequis Lifeの保険数理人への質問
- ・ Embedded Value が上記仮定に基づいて算定されているかについて、関連資料を閲覧して検討

## 【2】責任準備金計上の基礎となるシステムの信頼性、及び新商品に係る責任準備金の評価

(監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由)

連結貸借対照表に計上されている責任準備金は66,916,145百万円であり、負債総額の87%を占めている。そのうち日本生命保険相互会社及び連結子会社である大樹生命保険株式会社の責任準備金は、それぞれ57,420,217百万円及び6,429,457百万円であり、その合計額は連結貸借対照表上の責任準備金総額の95%を占めている。

これらの国内生命保険会社の責任準備金は、保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるため、保険業法第116条に基づき積み立てられるものである。責任準備金は、保険業法第4条第2項第4号により内閣総理大臣への提出が定められている算出方法書に記載された保険商品ごとの計算方法及び計算の基礎(予定死亡率、予定利率等)、並びに保険契約に関する年齢・性別・保険金などの属性データを用いて、システムにより計算される。

責任準備金が正確に計算されるためには、責任準備金計算に関連する自動化された業務処理統制及びIT全般統制(ITシステムの継続的かつ適切な運用を確保することにより自動化された業務処理統制が有効に機能することを支える統制)が適切に整備及び運用されていることが重要となる。このことから責任準備金の計算に関するシス

テムの信頼性を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。

また、新商品に関連し、責任準備金計算プログラムの開発が行われシステムへの実装が行われるが、この過程で誤りが生じるリスクがある。新商品の発売後はシステムに基づき責任準備金が計算され続けることから、当初の開発または実装過程に誤りがあると、長期に亘って財務報告に対する影響が生ずることになり、連結財務諸表に与える影響金額が多額になる可能性がある。このことから、新商品に関する責任準備金の評価(正確性)を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。

#### (監査上の対応)

当監査法人は、責任準備金の計上の基礎となるシステムの信頼性を検討するにあたり、以下の監査手続を実施した。

- 責任準備金計算に関連するシステムの内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価するために、ITに関する内部専門家を利用して、システム部門の役職者への質問及び関連文書の閲覧等により以下の検討を行った。
  - ・ 責任準備金計算システム、保険システム、会計システム等に係るアクセス管理、システム変更管理、システム運用管理等のIT全般統制の検討
  - ・ 決算日時点の責任準備金計算対象契約の判定及び当該契約に係る属性データの抽出に係る自動化された業務処理統制の検討
  - ・ 責任準備金計算対象契約に係る責任準備金の集計及び仕訳の基礎データ作成に係る自動化された業務処理統制の検討
- 責任準備金計算に関連する自動化された業務処理統制の整備及び運用状況の有効性を評価するために、保険数理に関する内部専門家を利用して、主計部門への質問及び監査人による算出方法書に従った再計算を行った。

また、当連結会計年度において発売された新商品は日本生命保険相互会社の認知症保障保険及び大樹生命保険株式会社の無配当個人保険の新特約である。これらの新商品に係る責任準備金計算プログラムのシステムへの実装が適切に行われ、責任準備金が正確に計算されているかどうかを検討するにあたり、保険数理に関する内部専門家を利用して、新商品の契約全件に対応する責任準備金の金額について、監査人による算出方法書に従った再計算を行った。

#### 連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、保険業法第110条第2項の規定に基づき、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子法人等の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### <内部統制監査>

##### 監査意見

当監査法人は、日本生命保険相互会社の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結基金等変動計算書、連結財務諸表の作成方針及びその他の注記を財務報告とした日本生命保険相互会社の2021年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、日本生命保険相互会社が2021年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

##### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子法人等から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

##### 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子法人等と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## (10)債務者区分による債権の状況(連結)

(単位:百万円,%)

区分	2019年度末	2020年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	10,511	10,301
危険債権	17,388	16,594
要管理債権	1,563	2,635
小計	29,463	29,531
(対合計比)	(0.24)	(0.25)
正常債権	12,444,652	11,916,685
合計	12,474,115	11,946,216

(注)1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

3.「要管理債権」とは、3か月以上延滞貸付金及び条件緩和貸付金です。なお、3か月以上延滞貸付金とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸付金(注1及び注2に掲げる債権を除く)であり、条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金(注1及び注2に掲げる債権並びに3か月以上延滞貸付金を除く)です。

4.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

## ○債務者区分による債権に対する補足説明

- ・本表の分類・算出方法は保険業法施行規則に準じており、対象は貸付金、貸付有価証券、未收利息、仮払金、支払承諾見返、金融機関保証付私借債です。
- ・破産更生債権及びこれらに準ずる債権等について、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる金額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2019年度末が破産更生債権及びこれらに準ずる債権3,382百万円、2020年度末が破産更生債権及びこれらに準ずる債権3,782百万円です。

## (11)リスク管理債権の状況(連結)

(単位:百万円,%)

区分	2019年度末	2020年度末
破綻先債権額	1,562	1,044
延滞債権額	26,337	25,849
3か月以上延滞債権額	—	—
貸付条件緩和債権額	1,563	2,635
合計	29,462	29,529
(貸付残高に対する比率)	(0.35)	(0.35)

(注)1.破綻先及び実質破綻先に対する債権(担保・保証付債権を含む)について、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しています。その金額は2019年度末が破綻先債権額3,233百万円、延滞債権額149百万円、2020年度末が破綻先債権額3,663百万円、延滞債権額130百万円です。

2.「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未收利息を計上しなかった貸付金(未收利息不計上貸付金)のうち、会社更生法、民事再生法、破産法、会社法等による手続が申立てにより法的制度となった債務者、又は手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、あるいは、海外の法律により上記に準ずる法律上の手続が申立てがあった債務者に対する貸付金です。

3.「延滞債権」とは、未收利息不計上貸付金であって、上記破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸付金です。

4.「3か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延しているもので、破綻先債権、延滞債権に該当しない貸付金です。

5.「貸付条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しない貸付金です。

6.資産の自己査定の結果に基づき破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先とした債務者に対する貸付金の未收利息を収益不計上としています。

(12) 保険会社及びその子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況  
(連結ソルベンシー・マージン比率)

(単位: 百万円)

項目	2019年度末	2020年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	14,656,094	18,769,664
基金・諸準備金等	5,508,422	5,855,281
基金等	1,791,393	1,886,255
価格変動準備金	1,531,621	1,610,738
危険準備金	1,934,764	2,108,769
異常危険準備金	—	—
一般貸倒引当金	2,702	7,024
その他	247,939	242,492
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%	5,080,551	8,205,330
土地の含み損益×85%	501,626	525,281
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の合計額	△20,848	△9,105
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	1,935,817	2,222,953
負債性資本調達手段等	1,767,620	2,052,612
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	△206,126	△194,637
その他	89,031	111,949
リスクの合計額 $\sqrt{(\sqrt{R_1^2 + R_5^2 + R_8 + R_9})^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2} + R_4 + R_6$ (B)	2,798,230	3,491,780
保険リスク相当額 $R_1$	171,736	203,942
一般保険リスク相当額 $R_5$	—	—
巨大災害リスク相当額 $R_6$	—	—
第三分野保険の保険リスク相当額 $R_8$	97,389	100,313
少額短期保険業者の保険リスク相当額 $R_9$	—	—
予定利率リスク相当額 $R_2$	415,002	387,157
最低保証リスク相当額 $R_7$	9,295	8,792
資産運用リスク相当額 $R_3$	2,300,790	3,008,094
経営管理リスク相当額 $R_4$	59,884	74,165
ソルベンシー・マージン比率	$\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	
	1,047.5%	1,075.0%

(注) 1. 上記は、保険業法施行規則第96条の2、第98条及び平成23年金融庁告示第23号の規定に基づいて算出しています。

2. 最低保証リスク相当額の算出に際しては、標準的方式を使用しています。

## (13)セグメント情報

2019年度、2020年度において、当社ならびに連結される子会社および子法人等は、国内外において保険業および保険関連事業（資産運用関連事業、総務関連事業等を含む）を営んでいますが、その他報告すべき重要なセグメントがないため、セグメント情報および関連情報の記載を省略しています。

## Ⅱ. 2020年度決算(案) 補足資料

### 1. 一般勘定

(1) 商品有価証券関係	・・・・・・1
① 商品有価証券明細表	・・・・・・1
② 商品有価証券売買高	・・・・・・1
(2) 有価証券関係	・・・・・・1
① 有価証券明細表	・・・・・・1
② 有価証券残存期間別残高	・・・・・・2
③ 地域別地方債保有内訳	・・・・・・2
④ 公社債及び外国公社債格付別内訳	・・・・・・3
⑤ 株式業種別内訳	・・・・・・3
(3) 貸付金関係	・・・・・・4
① 貸付金明細表	・・・・・・4
② 貸付金企業規模別内訳	・・・・・・4
③ 貸付金業種別内訳	・・・・・・5
④ 貸付金担保別内訳	・・・・・・6
⑤ 貸付金地域別内訳	・・・・・・6
⑥ 一般貸付金残存期間別残高	・・・・・・6
(4) 海外投融資関係	・・・・・・7
① 資産別明細	・・・・・・7
② 外貨建資産の通貨別構成	・・・・・・8
③ 海外投融資の地域別構成	・・・・・・8
(5) デリバティブ取引の状況	・・・・・・9

### 2. 個人変額保険特別勘定

(1) 売買目的有価証券の評価損益	・・・・・・14
(2) デリバティブ取引の状況	・・・・・・14

### 3. 会社計

(1) 資産構成	・・・・・・15
(2) 売買目的有価証券の評価損益	・・・・・・15
(3) 有価証券の時価情報	・・・・・・16
(4) 金銭の信託の時価情報	・・・・・・17
(5) デリバティブ取引の状況	・・・・・・18

日本生命保険相互会社

## 1. 一般勘定

## (1) 商品有価証券関係

## ① 商品有価証券明細表

2019年度末、2020年度末に該当の残高はありません。

## ② 商品有価証券売買高

2019年度、2020年度に該当はありません。

## (2) 有価証券関係

## ① 有価証券明細表

(単位: 億円, %)

区分	2019年度末		2020年度末	
	金額	占率	金額	占率
公社債	246,581	43.7	262,254	42.6
国債	218,597	38.7	231,701	37.7
地方債	7,314	1.3	8,304	1.4
社債	20,669	3.7	22,248	3.6
(うち公社・公団債)	(7,929)	(1.4)	(8,536)	(1.4)
株式	78,582	13.9	105,782	17.2
外国証券	204,714	36.3	212,641	34.6
公社債	141,910	25.1	137,670	22.4
株式等	62,803	11.1	74,970	12.2
その他の証券	34,398	6.1	34,379	5.6
合計	564,276	100.0	615,058	100.0

## ②有価証券残存期間別残高

(単位:億円)

区分		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合計
2019年度末	有価証券	9,041	22,102	27,828	46,998	80,870	377,435	564,276
	国債	3,164	8,828	14,897	22,178	25,068	144,459	218,597
	地方債	51	60	266	770	1,323	4,841	7,314
	社債	550	1,287	2,171	2,354	5,372	8,933	20,669
	株式						78,582	78,582
	外国証券	4,921	10,887	8,370	15,192	29,877	135,465	204,714
	公社債	4,838	10,610	7,867	14,902	28,894	74,796	141,910
	株式等	82	276	502	290	982	60,669	62,803
	その他の証券	353	1,038	2,122	6,502	19,227	5,154	34,398
	買入金銭債権	291	8	11	49	366	1,464	2,190
譲渡性預金	1,628	-	-	-	-	-	-	1,628
合計	10,961	22,111	27,839	47,047	81,236	378,900	568,096	
2020年度末	有価証券	10,714	23,364	35,463	52,997	74,706	417,812	615,058
	国債	4,336	10,358	18,052	17,993	25,255	155,704	231,701
	地方債	18	180	379	587	1,491	5,646	8,304
	社債	593	1,783	2,356	2,882	4,938	9,693	22,248
	株式						105,782	105,782
	外国証券	4,962	10,060	11,113	19,706	30,880	135,917	212,641
	公社債	4,748	9,588	10,873	19,274	29,718	63,467	137,670
	株式等	213	472	239	432	1,162	72,450	74,970
	その他の証券	804	980	3,561	11,826	12,139	5,067	34,379
	買入金銭債権	61	0	25	67	338	1,234	1,726
譲渡性預金	1,139	-	-	-	-	-	-	1,139
合計	11,915	23,364	35,488	53,064	75,044	419,046	617,924	

## ③地域別地方債保有内訳

(単位:億円,%)

区分	2019年度末		2020年度末	
	金額	占率	金額	占率
北海道	32	0.4	69	0.8
東北	-	-	-	-
関東	4,166	57.0	4,466	53.8
中部	1,517	20.7	1,669	20.1
近畿	314	4.3	599	7.2
中国	95	1.3	188	2.3
四国	-	-	-	-
九州	1,044	14.3	1,167	14.1
その他	145	2.0	145	1.7
合計	7,314	100.0	8,304	100.0

(注)上記「その他」は共同発行市場公募地方債です。

## ④公社債及び外国公社債格付別内訳

(単位:億円,%)

区分	2019年度末		2020年度末	
	金額	占率	金額	占率
AAA	13,093	7.7	12,339	7.3
AA	90,527	53.3	78,501	46.7
A	31,345	18.4	34,182	20.3
BBB	32,825	19.3	40,769	24.2
BB以下	193	0.1	192	0.1
格付なし	1,908	1.1	2,238	1.3
合計	169,894	100.0	168,223	100.0

(注) 1. 上記公社債残高は日本国債の残高を除いています。(2019年度末:21兆8,597億円, 2020年度末:25兆1,701億円)

2. 上記は外部の格付業者の格付に基づき作成しています。

## ⑤株式業種別内訳

(単位:億円,%)

区分	2019年度末		2020年度末		
	金額	占率	金額	占率	
水産・農林業	30	0.0	37	0.0	
鉱業	9	0.0	10	0.0	
建設業	1,262	1.6	1,512	1.4	
製造業	食料品	2,617	3.3	3,001	2.8
	繊維製品	776	1.0	973	0.9
	パルプ・紙	217	0.3	288	0.3
	化学	8,156	10.4	11,562	10.9
	医薬品	7,070	9.0	8,789	8.3
	石油・石炭製品	144	0.2	130	0.1
	ゴム製品	626	0.8	834	0.8
	ガラス・土石製品	615	0.8	927	0.9
	鉄鋼	591	0.8	964	0.9
	非鉄金属	477	0.6	736	0.7
	金属製品	257	0.3	407	0.4
	機械	3,982	5.1	6,390	6.0
	電気機器	8,800	11.2	14,111	13.3
	輸送用機器	11,680	14.9	15,592	14.7
	精密機器	1,341	1.7	1,800	1.7
その他製品	885	1.1	1,111	1.1	
電気・ガス業	2,891	3.7	3,188	3.0	
運輸・情報通信業	陸運業	4,853	6.2	5,614	5.3
	海運業	38	0.0	79	0.1
	空運業	121	0.2	84	0.1
	倉庫・運輸関連業	73	0.1	82	0.1
	情報・通信業	3,730	4.7	5,582	5.3
商業	卸売業	2,770	3.5	3,934	3.7
	小売業	2,186	2.8	3,008	2.8
金融・保険業	銀行業	2,990	3.8	3,792	3.6
	証券、商品先物取引業	581	0.7	687	0.6
	保険業	5,717	7.3	6,363	6.0
	その他金融業	481	0.6	629	0.6
不動産業	386	0.5	472	0.4	
サービス業	2,212	2.8	3,075	2.9	
合計	78,582	100.0	105,782	100.0	

## (3)貸付金関係

## ①貸付金明細表

(単位:億円)

区分	2019年度末	2020年度末
保険約款貸付	5,542	4,908
保険料振替貸付	361	324
契約者貸付	5,181	4,584
一般貸付	68,575	69,398
企業貸付	51,064	51,920
国内	47,331	46,182
海外	3,732	5,738
国・国際機関・政府関係機関・ 公共団体・公企業貸付	4,725	4,545
国内	4,530	4,458
海外	194	86
住宅ローン	8,270	8,333
消費者ローン	3,735	3,711
その他	779	888
合計	74,118	74,307
非居住者貸付	3,926	5,824

## ②貸付金企業規模別内訳

(単位:件、億円、%)

区分	2019年度末		2020年度末		
		占率		占率	
大企業	貸付先数	754	39.4	705	40.0
	金額	40,263	85.1	39,270	85.0
中堅企業	貸付先数	233	12.2	208	11.8
	金額	553	1.2	508	1.1
中小企業	貸付先数	927	48.4	850	48.2
	金額	6,515	13.8	6,402	13.9
国内企業計	貸付先数	1,914	100.0	1,763	100.0
	金額	47,331	100.0	46,182	100.0

(注) 1. 業種の区分は以下のとおりです。

2. 貸付先数とは、各貸付先を名寄せした結果の債務者数をいい、貸付件数ではありません。

業種	①右の②～④を除く 全業種		②小売業、飲食業		③サービス業		④卸売業	
	常用する 従業員 300名超	資本金 10億円以上	常用する 従業員 50名超	資本金 10億円以上	常用する 従業員 100名超	資本金 10億円以上	常用する 従業員 100名超	資本金 10億円以上
大企業	かつ	資本金 3億円超 10億円未満	かつ	資本金 5千万円超 10億円未満	かつ	資本金 5千万円超 10億円未満	かつ	資本金 1億円超 10億円未満
中堅企業		資本金3億円以下又は 常用する従業員300名以下		資本金5千万円以下又は 常用する従業員50名以下		資本金5千万円以下又は 常用する従業員100名以下		資本金1億円以下又は 常用する従業員100名以下
中小企業	資本金3億円以下又は 常用する従業員300名以下		資本金5千万円以下又は 常用する従業員50名以下		資本金5千万円以下又は 常用する従業員100名以下		資本金1億円以下又は 常用する従業員100名以下	

## ③貸付金業種別内訳

(単位:億円,%)

区分	2019年度末		2020年度末	
	金額	占率	金額	占率
製造業	10,337	15.1	10,153	14.6
食料	1,061	1.5	1,041	1.5
繊維	198	0.3	129	0.2
木材・木製品	24	0.0	19	0.0
パルプ・紙	570	0.8	561	0.8
印刷	160	0.2	383	0.6
化学	2,011	2.9	1,730	2.5
石油・石炭	839	1.2	956	1.4
窯業・土石	378	0.6	438	0.6
鉄鋼	1,680	2.4	1,432	2.1
非鉄金属	144	0.2	128	0.2
金属製品	84	0.1	91	0.1
はん用・生産用・業務用機械	1,010	1.5	999	1.4
電気機械	722	1.1	691	1.0
輸送用機械	1,181	1.7	1,272	1.8
その他の製造業	268	0.4	277	0.4
国内向け				
農業、林業	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	33	0.0	27	0.0
建設業	333	0.5	443	0.6
電気・ガス・熱供給・水道業	12,576	18.3	12,083	17.4
情報通信業	1,274	1.9	1,271	1.8
運輸業、郵便業	6,085	8.9	6,216	9.0
卸売業	7,306	10.7	7,275	10.5
小売業	487	0.7	408	0.6
金融業、保険業	4,671	6.8	4,309	6.2
不動産業	5,291	7.7	5,377	7.7
物品賃貸業	2,344	3.4	2,224	3.2
学術研究、専門・技術サービス業	16	0.0	26	0.0
宿泊業	32	0.0	19	0.0
飲食業	28	0.0	29	0.0
生活関連サービス業、娯楽業	355	0.5	244	0.4
教育、学習支援業	14	0.0	19	0.0
医療・福祉	8	0.0	8	0.0
その他のサービス	111	0.2	130	0.2
地方公共団体	1,333	1.9	1,257	1.8
個人(住宅・消費・納税資金等)	12,005	17.5	12,044	17.4
合計	64,648	94.3	63,573	91.6
海外向け				
政府等	100	0.1	—	—
金融機関	689	1.0	1,276	1.8
商工業(等)	3,137	4.6	4,547	6.6
合計	3,926	5.7	5,824	8.4
総合計	68,575	100.0	69,398	100.0

## ④貸付金担保別内訳

(単位:億円,%)

区分	2019年度末		2020年度末	
	金額	占率	金額	占率
担保貸付	280	0.4	229	0.3
有価証券担保貸付	64	0.1	49	0.1
不動産・動産・財団担保貸付	166	0.2	153	0.2
指名債権担保貸付	49	0.1	26	0.0
保証貸付	1,553	2.3	1,484	2.1
信用貸付	54,735	79.8	55,640	80.2
その他	12,005	17.5	12,044	17.4
一般貸付計	68,575	100.0	69,398	100.0
うち劣後特約貸付	1,816	2.6	1,706	2.5

## ⑤貸付金地域別内訳

(単位:億円,%)

区分	2019年度末		2020年度末	
	金額	占率	金額	占率
北海道	694	1.5	708	1.5
東北	1,327	2.8	1,333	2.9
関東	31,565	66.7	31,175	67.5
中部	3,761	7.9	3,467	7.5
近畿	6,791	14.3	6,596	14.3
中国	1,100	2.3	896	1.9
四国	688	1.5	695	1.5
九州	1,402	3.0	1,308	2.8
合計	47,331	100.0	46,182	100.0

(注) 1. 個人ローン、非居住者貸付、保険約款貸付等は含んでいません。  
2. 地域区分は、貸付先の本社所在地によります。

## ⑥一般貸付金残存期間別残高

(単位:億円)

区分	残存期間						合計
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	
2019年度末	固定金利	9,066	11,501	9,127	6,152	7,637	60,294
	変動金利	676	1,066	1,246	1,097	1,499	8,280
	一般貸付計	9,743	12,567	10,373	7,249	9,136	68,575
2020年度末	固定金利	8,226	11,061	8,910	6,429	8,119	59,558
	変動金利	659	1,488	1,464	1,621	1,604	9,840
	一般貸付計	8,886	12,549	10,374	8,051	9,723	69,398

## (4)海外投融資関係

## ①資産別明細

## ・外貨建資産

(単位:億円,%)

区分	2019年度末		2020年度末	
	金額	占率	金額	占率
公社債	138,839	62.2	136,280	58.6
株式	7,667	3.4	8,804	3.8
現預金・その他	50,366	22.6	61,672	26.5
小計	196,873	88.2	206,757	88.9

## ・円貨額が確定した外貨建資産

(単位:億円,%)

区分	2019年度末		2020年度末	
	金額	占率	金額	占率
公社債	—	—	—	—
現預金・その他	2,521	1.1	2,051	0.9
小計	2,521	1.1	2,051	0.9

## ・円貨建資産

(単位:億円,%)

区分	2019年度末		2020年度末	
	金額	占率	金額	占率
非居住者貸付	548	0.2	429	0.2
公社債(円建外債)・その他	23,336	10.5	23,388	10.1
小計	23,885	10.7	23,817	10.2

## ・合計

(単位:億円,%)

区分	2019年度末		2020年度末	
	金額	占率	金額	占率
海外投融資	223,281	100.0	232,627	100.0

(注)「円貨額が確定した外貨建資産」とは、為替予約等が付されていることにより決済時の円貨額が確定し、当該円貨額を資産の貸借対照表計上額としているものです。

## ②外貨建資産の通貨別構成

(単位:億円,%)

区分	2019年度末		2020年度末	
	金額	占率	金額	占率
米ドル	121,830	61.9	125,854	60.9
ユーロ	50,420	25.6	53,040	25.7
イギリスポンド	12,770	6.5	14,696	7.1
オーストラリアドル	6,179	3.1	7,284	3.5
インドルピー	2,083	1.1	2,084	1.0
ポーランドズロチ	847	0.4	782	0.4
その他	2,741	1.4	3,014	1.5
合計	196,873	100.0	206,757	100.0

(注) 内訳は、2020年度末における残高上位6通貨を表示しています。

## ③海外投融資の地域別構成

(単位:億円,%)

区分	外国証券						非居住者貸付		
	金額		占率		金額		占率		
	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	
2019年度末	北米	75,252	36.8	70,417	49.6	4,834	7.7	498	12.7
	ヨーロッパ	61,507	30.0	56,520	39.8	4,987	7.9	1,997	50.9
	オセアニア	6,417	3.1	5,133	3.6	1,284	2.0	482	12.3
	アジア	8,037	3.9	4,249	3.0	3,787	6.0	10	0.3
	中南米	51,431	25.1	3,521	2.5	47,909	76.3	423	10.8
	中東	-	-	-	-	-	-	342	8.7
	アフリカ	-	-	-	-	-	-	172	4.4
	国際機関	2,069	1.0	2,069	1.5	-	-	-	-
	合計	204,714	100.0	141,910	100.0	62,803	100.0	3,926	100.0
2020年度末	北米	72,593	34.1	66,144	48.0	6,448	8.6	770	13.2
	ヨーロッパ	63,113	29.7	56,249	40.9	6,864	9.2	3,254	55.9
	オセアニア	6,807	3.2	4,944	3.6	1,863	2.5	916	15.7
	アジア	8,303	3.9	4,700	3.4	3,603	4.8	-	-
	中南米	59,812	28.1	3,621	2.6	56,191	75.0	384	6.6
	中東	94	0.0	94	0.1	-	-	330	5.7
	アフリカ	-	-	-	-	-	-	170	2.9
	国際機関	1,915	0.9	1,915	1.4	-	-	-	-
	合計	212,641	100.0	137,670	100.0	74,970	100.0	5,824	100.0

(注) 海外投融資のうち、外国証券、非居住者貸付を対象としています。

## (5)デリバティブ取引の状況

## [定性的情報]

## (a) 取引の内容

当社が利用対象としているデリバティブ取引は次の取引です。

金利関連：金利先物取引、金利スワップ取引、スワップション取引等

通貨関連：為替予約取引、通貨オプション取引、通貨スワップ取引等

株式関連：株価指数先物取引、株価指数オプション取引、株券オプション取引、株式先渡取引等

債券関連：債券先物取引、債券先物オプション取引、選択権付債券売買取引等

## (b) 取組方針

主として資産または負債に係るリスクをコントロールする目的でデリバティブを活用しています。

## (c) 利用目的

主として資産または負債に係るリスクのヘッジを目的として利用しており、その一部についてヘッジ会計を適用しています。

ヘッジ会計の手法については、主に、貸付金の一部および外貨建貸付金の一部に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、保険契約の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第26号）に基づく金利スワップによる繰延ヘッジ、外貨建債券の一部、外貨建貸付金の一部および外貨建劣後特約付社債に対する為替変動に係るキャッシュ・フローのヘッジとして通貨スワップによる繰延ヘッジおよび振当処理、外貨建債券等の一部に対する為替変動に係る価格変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジ、また、国内株式の一部に対する価格変動リスクのヘッジとして株式先渡による時価ヘッジを適用しており、ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によります。

## (d) リスクの内容

当社が行っているデリバティブ取引については、市場リスク（金利・為替・株式等の変動によるリスク）および信用リスク（取引相手が倒産等により契約不履行に陥るリスク）があります。市場リスクについては、デリバティブ取引は主として資産または負債に係るリスクをコントロールすることを目的としていることから、限定的であると認識しています。また、信用リスクについても、国内外の金融商品取引所を通じた取引か、信用度の高い取引先を相手としており、契約が履行されないリスクは小さいものと認識しています。

## (e) リスク管理体制

デリバティブ取引の目的や種類ごとに必要となる取引限度枠等を規定するとともに、その取引については、事務部門（バックオフィス）が外部証券との照合により内容を確認する等、投融資執行部門（フロントオフィス）に対しての牽制が働く体制としています。また、資産または負債も併せたリスクを定量的に把握・分析し、そのリスク量とともにポジション、損益状況を定期的に「運用リスク管理専門委員会」に報告する体制になっています。

## (f) 定量的情報に関する補足説明

## ア) 想定元本(契約金額)に関する補足説明

スワップ取引に係る想定元本やオプション取引の契約金額は、金利交換等に係る名目的なものであり、信用リスク量(取引相手がデフォルトした際に、市場で同じポジションを再構築するための潜在的なコスト)を示すものではありません。

## イ) 時価算定に係る補足説明

## [先物取引等の市場取引]

期末日の清算値または終値

## [株式オプション取引]

主に期末日の清算値または終値、外部情報ベンダーより入手した評価額

[為替予約取引、通貨オプション取引、金利スワップ取引、通貨スワップ取引、スワップション取引、株式先渡し取引]

主に外部情報ベンダーより入手した評価額

## ウ) 差損益に関する補足説明

当社では、デリバティブ取引を主として資産または負債に係るリスクのコントロールを行うための補完手段として活用しています。

例えば、為替予約、通貨オプション取引については、主として為替リスクをヘッジするために活用しており、外国債券・外国株式等の外貨建資産全体の損益と合計で見する必要があります。

## [定量的情報(一般勘定)](ヘッジ会計適用・非適用分合算値)

## 1. 差損益の内訳(ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳)

(単位:億円)

区分	2019年度末					2020年度末						
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	1,038	△1,677	119	—	—	△518	255	△4,741	△148	—	—	△4,634
ヘッジ会計非適用分	142	△293	132	—	—	△18	△265	75	△51	—	—	△241
合計	1,181	△1,970	252	—	—	△536	△9	△4,666	△200	—	—	△4,876

(注) ヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分の差損益(2019年度末:通貨関連305億円、株式関連119億円、2020年度末:通貨関連△2,244億円、株式関連△148億円)、及びヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上しています。

## 2. 金利関連

(単位:億円)

区分	種類	2019年度末				2020年度末			
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
		うち1年超				うち1年超			
店頭	金利スワップ								
	固定金利受取/変動金利支払	17,750	17,750	1,038	1,038	22,750	22,710	255	255
	固定金利支払/変動金利受取	—	—	—	—	—	—	—	—
	金利スワップション								
	売建								
	固定金利受取/変動金利支払	—	—	—	—	—	—	—	—
	固定金利支払/変動金利受取	(—)	(—)	—	—	(—)	(—)	—	—
	買建								
	固定金利受取/変動金利支払	9,525	9,525	507	142	13,300	13,000	206	△265
	固定金利支払/変動金利受取	(365)	(365)	—	—	(471)	(469)	—	—
合計	(—)	(—)	—	—	(—)	(—)	—	—	
合計				1,181				△9	

(注) 1. ( ) 内は、貸借対照表に計上したオプション料を記載しています。

2. 「差損益」欄には、スワップ取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

## (参考)金利スワップ契約の残存期間別構成

(単位:億円,%)

残存期間		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合計
2019年度末	固定金利受取/変動金利支払スワップ	—	40	60	—	—	17,650	17,750
	平均受取固定金利	—	△0.05	△0.02	—	—	0.45	0.45
	平均支払変動金利	—	△0.01	△0.01	—	—	△0.02	△0.02
	固定金利支払/変動金利受取スワップ	—	—	—	—	—	—	—
	平均支払固定金利	—	—	—	—	—	—	—
	平均受取変動金利	—	—	—	—	—	—	—
2020年度末	固定金利受取/変動金利支払スワップ	40	60	—	—	—	22,650	22,750
	平均受取固定金利	△0.05	△0.02	—	—	—	0.41	0.41
	平均支払変動金利	△0.05	△0.05	—	—	—	△0.05	△0.05
	固定金利支払/変動金利受取スワップ	—	—	—	—	—	—	—
	平均支払固定金利	—	—	—	—	—	—	—
	平均受取変動金利	—	—	—	—	—	—	—

## 3. 通貨関連

(単位: 億円)

区分	種類	2019年度末				2020年度末			
		契約額等	時価		差損益	契約額等	時価		差損益
			うち1年超				うち1年超		
店頭	為替予約								
	売建	76,989	49	410	410	75,769	48	△3,123	△3,123
	米ドル	38,120	49	△373	△373	31,090	48	△1,392	△1,392
	ユーロ	27,555	-	171	171	25,581	-	△582	△582
	豪ドル	1,809	-	177	177	8,992	-	△636	△636
	買建	7,577	-	423	423	7,633	-	△470	△470
	米ドル	5,501	-	△17	△17	16,299	-	959	959
	ユーロ	3,689	-	△9	△9	8,626	-	456	456
	豪ドル	561	-	△0	△0	366	-	△0	△0
	通貨オプション	191	-	△1	△1	5,734	-	498	498
	売建								
	コール	7,019	-	26	△5	-	-	-	-
	(20)	(-)				(-)	(-)		
	米ドル	7,019	-	26	△5	-	-	-	-
	(20)	(-)				(-)	(-)		
	ユーロ	-	-	-	-	-	-	-	-
	(-)	(-)				(-)	(-)		
	プット	-	-	-	-	1,660	-	0	4
	(-)	(-)				(4)	(-)		
	米ドル	-	-	-	-	1,660	-	0	4
	(-)	(-)				(4)	(-)		
	ユーロ	-	-	-	-	-	-	-	-
	(-)	(-)				(-)	(-)		
	買建								
	コール	7,019	-	26	△26	-	-	-	-
	(53)	(-)				(-)	(-)		
	米ドル	7,019	-	26	△26	-	-	-	-
(53)	(-)				(-)	(-)			
ユーロ	-	-	-	-	-	-	-	-	
(-)	(-)				(-)	(-)			
プット	13,658	-	116	18	11,624	-	9	△128	
(97)	(-)				(138)	(-)			
米ドル	13,658	-	116	18	11,624	-	9	△128	
(97)	(-)				(138)	(-)			
ユーロ	-	-	-	-	-	-	-	-	
(-)	(-)				(-)	(-)			
通貨スワップ	29,547	28,139	△2,349	△2,349	46,579	45,388	△2,377	△2,377	
米ドル払/円受	14,534	13,596	△1,911	△1,911	28,627	27,738	△770	△770	
ユーロ払/円受	8,020	7,624	△251	△251	12,094	11,811	△1,254	△1,254	
合計				△1,970				△4,666	

(注) 1. ( )内には、貸借対照表に計上したオプション料を記載しています。

2. 「差損益」欄には、先渡し取引及びスワップ取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

## 4. 株式関連

(単位:億円)

区分	種類	2019年度末				2020年度末			
		契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
取引所	株価指数先物								
	売建	-	-	-	-	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-	-	-	-	-
	株価指数オプション								
	売建								
	コール	-	-	-	-	-	-	-	-
	プット	(-)	(-)	-	-	(-)	(-)	-	-
	買建	(-)	(-)	-	-	(-)	(-)	-	-
	コール	-	-	-	-	-	-	-	-
	プット	4,067	-	212	132	758	-	0	△7
		(79)	(-)		(7)	(-)			
店頭	株式先渡契約								
	売建	897	-	119	119	542	-	△148	△148
	買建	-	-	-	-	-	-	-	-
	株価指数オプション								
	売建								
	コール	-	-	-	-	-	-	-	-
	プット	(-)	(-)	-	-	(-)	(-)	-	-
	買建	(-)	(-)	-	-	(-)	(-)	-	-
	コール	-	-	-	-	-	-	-	-
	プット	(-)	(-)	-	-	(-)	(-)	-	-
		(-)	(-)	-	-	4,376	1,479	18	△44
		(-)	(-)	-	-	(62)	(23)		
合計				252					△200

(注) 1. ( )内には、貸借対照表に計上したオプション料を記載しています。

2. 「差損益」欄には、先物取引及び先渡取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

## 5. 債券関連

2019年度末、2020年度末に該当の残高はありません。

## 6. その他

2019年度末、2020年度末に該当の残高はありません。

## 2. 個人変額保険特別勘定

## (1) 売買目的有価証券の評価損益

(単位: 億円)

区分	2019年度末		2020年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	835	△57	983	117

## (2) デリバティブ取引の状況(個人変額保険特別勘定)

## 1. 差損益の内訳(ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳)

(単位: 億円)

区分	2019年度末						2020年度末					
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ヘッジ会計非適用分	-	△0	△3	-	-	△4	-	0	0	0	-	0
合計	-	△0	△3	-	-	△4	-	0	0	0	-	0

(注)ヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上しています。

## 2. 金利関連

2019年度末、2020年度末に該当の残高はありません。

## 3. 通貨関連

(単位: 億円)

区分	種類	2019年度末				2020年度末			
		契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
店頭	為替予約								
	売建	92	-	△1	△1	121	-	△1	△1
	米ドル	48	-	△0	△0	58	-	△0	△0
	ユーロ	18	-	△0	△0	38	-	0	0
	買建	51	-	0	0	101	-	1	1
	米ドル	8	-	0	0	63	-	0	0
ユーロ	26	-	0	0	20	-	△0	△0	
合計				△0				0	

(注)「差損益」欄には、時価を記載しています。

## 4. 株式関連

(単位: 億円)

区分	種類	2019年度末				2020年度末			
		契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
取引所	株価指数先物								
	売建	29	-	△3	△3	4	-	△0	△0
	買建	15	-	△0	△0	25	-	0	0
合計				△3				0	

(注)「差損益」欄には、時価を記載しています。

## 5. 債券関連

(単位: 億円)

区分	種類	2019年度末				2020年度末			
		契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
取引所	円貨建債券先物								
	売建	-	-	-	-	22	-	0	0
	買建	-	-	-	-	-	-	-	-
	外貨建債券先物								
売建	-	-	-	-	-	-	-	-	
買建	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計				-				0	

(注)「差損益」欄には、時価を記載しています。

## 6. その他

2019年度末、2020年度末に該当の残高はありません。

## 3. 会社計

## (1) 資産構成(会社計)

(単位:億円)

区分	2020年度末	
		うち一般勘定
現預金・コールローン	14,016	9,843
買現先勘定	—	—
買入金銭債権	1,726	1,726
商品有価証券	—	—
金銭の信託	1	1
公社債	265,314	262,254
株式	106,405	105,782
外国証券	214,709	212,641
貸付金	74,307	74,307
不動産	16,866	16,866
資産計	739,742	727,469
うち外貨建資産	209,394	206,757

## (2) 売買目的有価証券の評価損益(会社計)

(単位:億円)

区分	2019年度末		2020年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	7,142	△240	7,250	500

(注) 1. 売買目的有価証券に含まれる金銭の信託の貸借対照表計上額及び当期の損益に含まれた評価損益には、デリバティブ取引に係る差損益を含んでいます。  
2. 売買目的有価証券に含まれる金銭の信託内で保有している現預金及びコールローンは含んでいません。

## (3) 有価証券の時価情報(会社計)(売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの)

(単位:億円)

区分	2019年度末					2020年度末				
	帳簿価額	時価	差損益			帳簿価額	時価	差損益		
			差益	差損	差益			差損		
責任準備金対応債券	217,703	255,132	37,429	37,657	△227	236,738	266,508	29,770	31,228	△1,457
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
子会社・関連会社株式	1,342	1,904	562	563	△0	1,286	2,832	1,545	1,545	—
その他有価証券	275,572	333,416	57,843	64,110	△6,267	269,257	360,966	91,708	93,577	△1,868
公社債	30,008	31,930	1,922	2,007	△85	26,563	28,422	1,858	1,928	△70
株式	41,421	73,202	31,780	34,749	△2,968	41,173	99,816	58,642	59,650	△1,008
外国証券	170,827	192,868	22,041	25,114	△3,073	169,025	198,193	29,168	29,808	△639
公社債	121,223	140,688	19,465	20,943	△1,478	116,729	136,239	19,510	19,968	△457
株式等	49,603	52,180	2,576	4,170	△1,594	52,295	61,953	9,658	9,840	△181
その他の証券	31,223	33,320	2,096	2,231	△134	31,136	33,167	2,031	2,181	△150
買入金銭債権	462	465	2	8	△5	218	225	6	7	△0
譲渡性預金	1,629	1,628	△0	0	△0	1,140	1,139	△0	0	△0
合 計	494,618	590,453	95,835	102,331	△6,495	507,282	630,307	123,024	126,351	△3,326
公社債	244,659	283,859	39,199	39,467	△268	260,395	291,846	31,450	32,976	△1,526
株式	41,421	73,202	31,780	34,749	△2,968	41,173	99,816	58,642	59,650	△1,008
外国証券	173,487	196,153	22,665	25,784	△3,118	171,708	202,532	30,823	31,465	△641
公社債	122,550	142,079	19,528	21,051	△1,522	118,136	137,757	19,620	20,080	△459
株式等	50,936	54,073	3,137	4,732	△1,595	53,572	64,775	11,203	11,384	△181
その他の証券	31,232	33,330	2,097	2,232	△134	31,145	33,178	2,033	2,183	△150
買入金銭債権	2,187	2,278	91	97	△6	1,719	1,793	74	74	△0
譲渡性預金	1,629	1,628	△0	0	△0	1,140	1,139	△0	0	△0

(注) 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱ふことが適当と認められるもの等を含んでいます。

○時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の帳簿価額は以下のとおりです。

(単位:億円)

区分	2019年度末	2020年度末
責任準備金対応債券	—	—
満期保有目的の債券	—	—
非上場外国債券	—	—
その他	—	—
子会社・関連会社株式	10,182	11,795
その他有価証券	5,583	6,967
非上場国内株式(店頭売買株式を除く)	600	611
非上場外国株式(店頭売買株式を除く)	2	3
非上場外国債券	0	—
その他	4,980	6,353
合 計	15,766	18,763

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券のうち、外貨建資産について為替を評価した差損益は次のとおりです。  
(2019年度末:△376億円、2020年度末:296億円)

## (4)金銭の信託の時価情報(会社計)

(単位:億円)

区分	2019年度末					2020年度末				
	貸借対照表 計上額	時価	差損益		貸借対照表 計上額	時価	差損益			
			差益	差損			差益	差損		
金銭の信託	337	337	-	-	1	1	-	-	-	

(注) 1. 時価の算定は、金銭の信託の受託者が合理的に算出した価格によっています。

2. 貸借対照表計上額には、金銭の信託内で保有しているデリバティブ取引に係る差損益を含んでいます。

## ・運用目的の金銭の信託

(単位:億円)

区分	2019年度末		2020年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた 評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた 評価損益
運用目的の金銭の信託	337	279	1	△253

(注) 貸借対照表計上額及び当期の損益に含まれた評価損益には、デリバティブ取引に係る差損益を含んでいます。

## ・責任準備金対応、満期保有目的、その他の金銭の信託

2019年度末、2020年度末に該当の残高はありません。

## (5) デリバティブ取引の状況(会社計)

## 1. 差損益の内訳(ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳)

(単位:億円)

区分	2019年度末						2020年度末					
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	1,038	△1,677	119	-	-	△518	255	△4,741	△148	-	-	△4,634
ヘッジ会計非適用分	142	△294	109	1	-	△41	△265	69	△48	△1	-	△246
合計	1,181	△1,971	228	1	-	△560	△9	△4,672	△196	△1	-	△4,880

注) ヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分の差損益(2019年度末:通貨関連300億円、株式関連119億円、2020年度末:通貨関連△2,244億円、株式関連△148億円)、及びヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上しています。

## 2. ヘッジ会計が適用されていないもの

## (a) 金利関連

(単位:億円)

区分	種類	2019年度末				2020年度末			
		契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
店頭	金利スワップ								
	固定金利受取/変動金利支払	-	-	-	-	-	-	-	-
	固定金利支払/変動金利受取	-	-	-	-	-	-	-	-
	金利スワップション								
	売建								
	固定金利受取/変動金利支払	-	-	-	-	-	-	-	-
	固定金利支払/変動金利受取	(-)	(-)	-	-	(-)	(-)	-	-
	買建								
	固定金利受取/変動金利支払	9,525	9,525	507	142	13,300	13,000	206	△265
	固定金利支払/変動金利受取	(365)	(365)	-	-	(471)	(469)	-	-
合計				142				△265	

注) 1.( )内には、貸借対照表に計上したオプション料を記載しています。

2. 「差損益」欄には、スワップ取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

## (参考) 金利スワップ契約の残存期間別構成

(単位:億円, %)

残存期間		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合計
2019年度末	固定金利受取 /変動金利支払 スワップ	想定元本	-	-	-	-	-	-
		平均受取固定金利	-	-	-	-	-	-
		平均支払変動金利	-	-	-	-	-	-
	固定金利支払 /変動金利受取 スワップ	想定元本	-	-	-	-	-	-
		平均支払固定金利	-	-	-	-	-	-
		平均受取変動金利	-	-	-	-	-	-
2020年度末	固定金利受取 /変動金利支払 スワップ	想定元本	-	-	-	-	-	-
		平均受取固定金利	-	-	-	-	-	-
		平均支払変動金利	-	-	-	-	-	-
	固定金利支払 /変動金利受取 スワップ	想定元本	-	-	-	-	-	-
		平均支払固定金利	-	-	-	-	-	-
		平均受取変動金利	-	-	-	-	-	-

## (b)通貨関連

(単位:億円)

区分	種類	2019年度末				2020年度末						
		契約額等	うち1年超		時価	差損益	契約額等	うち1年超		時価	差損益	
店頭	為替予約											
	売建	10,761	49	97	97	16,541	48	△892	△892			
	米ドル	6,082	49	△35	△35	5,222	48	△236	△236			
	ユーロ	854	-	4	4	1,090	-	△15	△15			
	豪ドル	947	-	54	54	5,866	-	△443	△443			
	債券	2,591	-	74	74	3,718	-	△179	△179			
	買建	6,377	-	△11	△11	17,090	-	966	966			
	米ドル	4,104	-	△2	△2	9,125	-	462	462			
	ユーロ	847	-	△0	△0	523	-	△0	△0			
	豪ドル	277	-	△1	△1	5,779	-	498	498			
	通貨オプション											
	売建											
	コール	7,019	-	26	△5	-	-	-	-			
	(20)	(-)				(-)	(-)					
	米ドル	7,019	-	26	△5	-	-	-	-			
	(20)	(-)				(-)	(-)					
	ユーロ	-	-	-	-	-	-	-	-			
	(-)	(-)				(-)	(-)					
	プット	-	-	-	-	1,660	-	0	4			
	(-)	(-)				(4)	(-)					
	米ドル	-	-	-	-	1,660	-	0	4			
	(-)	(-)				(4)	(-)					
	ユーロ	-	-	-	-	-	-	-	-			
	(-)	(-)				(-)	(-)					
	買建											
	コール	7,019	-	26	△26	-	-	-	-			
	(53)	(-)				(-)	(-)					
米ドル	7,019	-	26	△26	-	-	-	-				
(53)	(-)				(-)	(-)						
ユーロ	-	-	-	-	-	-	-	-				
(-)	(-)				(-)	(-)						
プット	13,658	-	116	18	11,624	-	9	△128				
(97)	(-)				(138)	(-)						
米ドル	13,658	-	116	18	11,624	-	9	△128				
(97)	(-)				(138)	(-)						
ユーロ	-	-	-	-	-	-	-	-				
(-)	(-)				(-)	(-)						
通貨スワップ	3,466	3,466	△366	△366	1,310	1,310	119	119				
米ドル払/円受	-	-	-	-	-	-	-	-				
ユーロ払/円受	-	-	-	-	-	-	-	-				
円払/豪ドル受	3,201	3,201	△349	△349	1,046	1,046	111	111				
合計				△294				69				

(注) 1. ( )内には、貸借対照表に計上したオプション料を記載しています。

2. 「差損益」欄には、先渡取引及びスワップ取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

## (c) 株式関連

(単位:億円)

区分	種類	2019年度末				2020年度末			
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
			うち1年超				うち1年超		
取引所	株価指数先物								
	売建	387	-	△23	△23	5	-	△0	△0
	買建	174	-	△0	△0	412	-	3	3
	株価指数オプション								
	売建	-	-	-	-	-	-	-	-
	コール	-	-	-	-	-	-	-	-
	プット	(-)	(-)	-	-	(-)	(-)	-	-
	買建	-	-	-	-	-	-	-	-
	コール	-	-	-	-	-	-	-	-
	プット	(-)	(-)	-	-	(-)	(-)	-	-
買建	4,067	-	212	132	758	-	0	△7	
	(79)	(-)			(7)	(-)			
店頭	株式先渡契約								
	売建	-	-	△0	△0	-	-	△0	△0
	買建	-	-	-	-	-	-	-	-
	株価指数オプション								
	売建	-	-	-	-	-	-	-	-
	コール	(-)	(-)	-	-	(-)	(-)	-	-
	プット	-	-	-	-	-	-	-	-
	買建	(-)	(-)	-	-	(-)	(-)	-	-
コール	-	-	-	-	-	-	-	-	
プット	(-)	(-)	-	-	(-)	(-)	-	-	
買建	-	-	-	-	4,376	1,479	18	△44	
	(-)	(-)	-	-	(62)	(23)			
合計				109				△48	

(注) 1. ( )内には、貸借対照表に計上したオプション料を記載しています。

2. 「差損益」欄には、先物取引及び先渡取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

## (d) 債券関連

(単位:億円)

区分	種類	2019年度末				2020年度末			
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
			うち1年超				うち1年超		
取引所	円貨建債券先物								
	売建	-	-	-	-	89	-	0	0
	買建	413	-	0	0	-	-	-	-
	外貨建債券先物								
売建	-	-	-	-	-	-	-	-	
買建	279	-	1	1	228	-	△1	△1	
合計				1				△1	

(注) 「差損益」欄には、時価を記載しています。

## (e) その他

2019年度末、2020年度末に該当の残高はありません。

## 3. ヘッジ会計が適用されているもの

## (a) 金利関連

(単位:億円)

区分	ヘッジ 会計の 方法	種類	主な ヘッジ 対象	2019年度末			2020年度末				
				契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
				うち1年超				うち1年超			
店頭	繰延 ヘッジ	金利スワップ	保険 負債	17,650	17,650	1,038	1,038	22,650	22,650	255	255
		固定金利受取/変動金利支払 固定金利支払/変動金利受取		-	-	-	-	-	-	-	-
		金利スワップ	貸付金	100	100	0	0	100	60	0	0
		固定金利受取/変動金利支払 固定金利支払/変動金利受取		-	-	-	-	-	-	-	-
合計							1,038				255

(注)「差損益」欄には、時価を記載しています。

## (参考) 金利スワップ契約の残存期間別構成

(単位:億円, %)

残存期間		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合計	
2019年度末	固定金利受取 /変動金利支払 スワップ	想定元本	-	40	60	-	-	17,650	17,750
		平均受取固定金利	-	△0.05	△0.02	-	-	0.45	0.45
		平均支払変動金利	-	△0.01	△0.01	-	-	△0.02	△0.02
	固定金利支払 /変動金利受取 スワップ	想定元本	-	-	-	-	-	-	-
		平均支払固定金利	-	-	-	-	-	-	-
		平均受取変動金利	-	-	-	-	-	-	-
2020年度末	固定金利受取 /変動金利支払 スワップ	想定元本	40	60	-	-	-	22,650	22,750
		平均受取固定金利	△0.05	△0.02	-	-	-	0.41	0.41
		平均支払変動金利	△0.05	△0.05	-	-	-	△0.05	△0.05
	固定金利支払 /変動金利受取 スワップ	想定元本	-	-	-	-	-	-	-
		平均支払固定金利	-	-	-	-	-	-	-
		平均受取変動金利	-	-	-	-	-	-	-



## (c) 株式関連

(単位:億円)

区分	ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	2019年度末			2020年度末				
				契約額等	時価	差損益	契約額等	時価	差損益		
										うち1年超	うち1年超
店頭	時価ヘッジ	株式先渡契約 売建 買建	国内株式	897 -	- -	119 -	119 -	542 -	- -	△148 -	△148 -
合計							119				△148

(注)「差損益」欄には、時価を記載しています。

## (d) 債券関連

2019年度末、2020年度末に該当の残高はありません。

## (e) その他

2019年度末、2020年度末に該当の残高はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年5月31日

日本生命第1回劣後ローン流動化株式会社

代表取締役 関口 陽平 殿

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 誠 印  
業務執行社員

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本生命第1回劣後ローン流動化株式会社の2020年10月1日から2021年9月30日までの第4期事業年度の中間会計期間(2020年10月1日から2021年3月31日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日本生命第1回劣後ローン流動化株式会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(2020年10月1日から2021年3月31日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重

要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。